

荒川区障がい者総合プラン

第4期荒川区障がい者プラン
(平成30年度～平成35年度)

第5期荒川区障がい福祉計画
第1期荒川区障がい児福祉計画
(平成30年度～平成32年度)

平成30年3月

荒 川 区

障がい者総合プランの策定にあたって

荒川区では、障がいのある方もない方も共に尊重し合い、支え合いながら地域の中で生活することを当たり前のこととする「共生社会」の実現を目指し、全国に先駆けた障害福祉サービスの利用者負担軽減策の実施や、区独自のグループホーム整備補助の創設など、国や都を牽引する気概を持ち、障がい者福祉施策を展開してまいりました。

このたび策定いたしました「荒川区障がい者総合プラン」では、「誰もが幸せを実感できる福祉と安心のまち あらかわ」を基本理念として掲げ、障がい者が尊厳と生きがいを持ちながら自立した生活を営み、「親なき後」においても幸せを実感することができるまちにしていくという区の強い決意を改めて示しました。具体的には、「総合的な相談支援体制の充実」や「グループホームの整備の推進」など8つの重点施策を定め、今後6年間の障がい者福祉施策の方向性を明らかにしました。本プランに掲げた施策に全力で取り組み、誰もが幸せを実感できるあたたかい地域社会の実現を目指します。

最後に、本プランの策定に当たりまして、貴重な御意見、御提言を頂きました策定委員会の皆様を始め、御協力を頂きました区民の皆様や区内の障がい者団体をはじめとする関係者の皆様に厚く御礼を申し上げますとともに、本プランの推進に向け、関係する皆様のより一層の御理解と御協力をお願いいたします。

平成30年3月

荒川区長・特別区長会会長
西川太一郎



目 次

第1章 策定の考え方	1
第1節 これまでの主な動きと取組	3
第2節 策定の趣旨	8
第3節 策定体制	8
第4節 位置付け	9
第5節 対象	10
第6節 期間	10
第7節 推進体制	12
第2章 障がい者・障がい児等を取り巻く現状	13
第1節 統計資料から見た状況	15
第2節 障がい者意向調査結果から見た状況	20
第3章 基本理念・基本目標・基本方針	67
第1節 基本理念等の考え方	69
第2節 基本理念	70
第3節 基本目標及び基本方針	71
第4章 施策の展開	75
第1節 障がい者の相談・支援体制の充実	78
第2節 バリアフリーの推進	90
第3節 障がい者の住まい・日常生活に対する支援	94
第4節 障がいのある子どもの健全育成	106
第5節 障がい者の自立・就労支援、生きがいの創生	112
第5章 荒川区障がい福祉計画及び荒川区障がい児福祉計画における成果目標等	127
第1節 第4期荒川区障がい福祉計画の実施状況	129
第2節 第5期荒川区障がい福祉計画及び第1期荒川区障がい児福祉計画 の成果目標とサービス見込量	139
資料編	149
資料1 荒川区障がい者総合プラン策定委員会設置要綱・委員名簿	151
資料2 策定経過	154
資料3 パブリックコメントの実施結果	155

第1章

策定の考え方

第1章 策定の考え方

第1節 これまでの主な動きと取組

項目	内容
昭和 56 年～平成 14 年 障がい者福祉の拡充	区では、昭和 56 年の「国際障害者年」を契機に、障がい者福祉の拡充に努めてきました。昭和 57 年「国際障害者年荒川区行動計画」、平成 5 年「荒川区地域福祉計画」、平成 6 年「荒川区保健福祉医療計画」、平成 12 年「荒川区障害者プラン」と、区政の幅広い分野において、各種の障がい者施策を計画化し、その実現に取り組んできたところです。 また、平成 12 年度以降は、区の実情に合わせ、平成 12 年の介護保険制度導入に伴う障がい者施策の見直し、平成 14 年の尾久生活実習所分場の開設、知的障がい者ガイドヘルパー派遣事業の開始等、施設の開設や新規事業を開始しました。
平成 15 年 支援費制度の導入	平成 15 年度からは、行政がサービス内容を決定する措置制度であった障がい者施策に支援費制度が導入され、利用者とサービス提供事業所との契約によってサービスが提供される形式に変わりました。 その他、同年 12 月には障害者就労支援センターじょぶ・あらかわ（以下「じょぶ・あらかわ」という。）が、就労相談を開始しました。
平成 18 年 4 月 障害者自立支援法の施行	財源や支給決定の基準に課題があった支援費制度に代わり、平成 18 年 4 月に障害者自立支援法が施行されました。しかし、利用者負担が増加するため、区では障害者自立支援法による在宅サービス利用者の利用者負担を、国基準の 10% から 3% に軽減する緩和策を全国に先駆けて実施しました。さらに、平成 18 年 10 月からは、障害者自立支援法に基づく地域生活支援事業の実施に伴う利用者負担軽減策も導入しました。

項目	内容
平成 21 年 4 月 福祉作業所の工賃向上の支援	区内の福祉作業所と関係機関をつなぐネットワークを構築し、自主製品販売先や受注拡大のためのコーディネートを行っており、利用者が福祉作業所から受け取る工賃の引上げに結び付けています。その他にも、コンサルタント事業者による商品の改善や工賃アップを目指した研修を行っています。
平成 21 年 10 月 重症心身障がい児者留守番看護 師派遣事業	在宅の重症心身障がい児者を介護する家族の負担軽減を図るため、家族に代わって医療行為ができる看護師を自宅に派遣しています。
平成 22 年 4 月 自殺予防対策事業	自殺の現状を区民と関係職員等に広く周知し、自殺に追い込まれる可能性のある方に接した際に、必要な機関へつなぎ、自殺を予防するための取組を行っています。 平成 22 年度からは、区職員、区民団体を対象としたゲートキーパー研修を実施しており、平成 23 年度からは、こころの健康相談窓口として専用電話を設置しました。
平成 22 年 4 月 就学後の発達障がい相談事業 (心理士)	荒川区立心身障害福祉センター（荒川たんぽぽセンター、以下「荒川たんぽぽセンター」という。）における療育に引き続き、就学後においても切れ目なく発達や機能上の問題についての相談に応じ、心理学的評価を交えながら適切な助言を行っています。 また、必要な場合は、継続的な心理相談・判定等の支援を行っています。
平成 22 年 6 月 コミュニケーション支援の拡 充	聴覚障がい者への手話通訳等によるコミュニケーション支援事業を拡充し、また視覚障がい者を支援する対面音訳者派遣事業も開始しました。
平成 22 年 10 月 盲ろう者支援	視覚と聴覚の障がい重複している盲ろう者を支援するため、区内の盲ろう者に対し訪問調査を実施しました。 また、盲ろう者への理解を深めるための交流会、障害福祉サービス事業所等向けの研修会などを実施しています。

項目	内容
平成 23 年 1 月 就労支援施設の開設	福祉作業所の事業拡大等を支援するため、町屋三丁目障がい者就労支援施設（スタートまちや、以下「スタートまちや」という。）を整備し、まごころ作業所と町屋あさがお作業所が同施設で活動しています。また、同施設において、事務補助等の就労訓練を実施しています。
平成 23 年 8 月 高次脳機能障がい者に特化した生活訓練	荒川たんぽぽセンターで高次脳機能障がい者のグループ生活訓練を行っています。 高次脳機能障がい者とその家族等に対する相談支援を実施するとともに、医療機関、就労支援センター等の関係機関との連携を図り、高次脳機能障がい者に対し、生活訓練を行っています。また、啓発活動として、高次脳機能障がいに関するセミナーも行っています。

【第3期荒川区障がい者プラン策定（平成24年3月）以降】

項目	内容
平成 24 年 4 月 児童福祉法の一部改正	障がい児の支援体制を強化し、身近な地域で支援を受けられるようにするため、児童福祉法と障害者自立支援法の2法にまたがっていた障がい児の通所サービスが、児童福祉法に一元化されました。これに伴い、障害者自立支援法の児童デイサービスが廃止され、児童福祉法の下に児童発達支援・放課後等デイサービス・医療型児童発達支援・保育所等訪問支援の各サービスが新たに創設されました。
平成 24 年 4 月 地域生活支援施設の開設	町屋6丁目に地域生活支援施設スクラムあらかわ（以下「スクラムあらかわ」という。）が開設され、グループホーム・短期入所・日中一時支援等、複合的なサービスを実施することにより、障がい者が地域で生活するための環境を整えました。

項目	内容
平成 24 年 4 月 親なき後支援事業	現在、家族等の支援を受けて生活している障がい者が、保護者が不在となった場合でも生涯にわたり地域で生活できる環境を整えるため、グループホームの整備を促進しています。また、自分自身で十分に判断することが出来ない人については、成年後見制度の利用を支援することで権利擁護を図っています。
平成 24 年 10 月 障害者虐待防止法の施行	障がい者虐待防止等に関する施策を推進し、障がい者の権利擁護に資することを目的に、障害者虐待防止法が施行されました。 区では、障害者福祉課内に障がい者虐待防止センターを設置し、時間外や休日でもコールセンターを通じて速やかに対応できる体制をとっています。また、パンフレットの作成や講演会の実施等の普及啓発を実施しています。
平成 25 年 4 月 障害者総合支援法の施行	地域社会における共生や社会参加の機会確保等について、総合的かつ計画的に支援が行われることを理念とした法律が、平成 25 年 4 月 1 日に障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）として施行されました。これによって、難病患者への対象拡大、重度訪問介護の対象拡大、ケアホームのグループホーム一元化、障害支援区分の創設等が実施されました。
平成 25 年 4 月 障害者優先調達推進法の施行	障がい者の作業所等の受注の機会を確保するために、作業所等が供給する物品等に対する調達の増進等を図り、障害者就労施設で就労する障がい者等の自立を促進するため、障害者優先調達推進法が施行されました。 区では、作業所等へ物品や作業の発注を積極的に行う他、作業所等が供給する物品等の質の向上及び供給の円滑化のために、区内の作業所等から構成される「作業所等経営ネットワーク」の場も活用し、研修等を実施しています。

項目	内容
平成 26 年 3 月 福祉避難所の指定	災害によって住居等が損壊、あるいは火災等のため使用できなくなった障がい者のうち、配慮が必要な方を対象に、一次・二次避難所とは別に災害発生時に開設する福祉避難所を指定しました。 また、地震等の大規模災害や火災等の緊急時において、障がい者の安否確認や避難誘導、救命活動を迅速に行えるよう、あらかじめ安心カード（平成 21 年 3 月）・コミュニケーション支援ボード（平成 24 年 8 月）・要援護者名簿（平成 25 年 6 月）を整備しました。
平成 27 年 1 月 難病法の施行	難病患者に対する医療等に関する法律（以下「難病法」という。）の施行により、難病患者に対する医療費助成に関して、法定化により公平かつ安定的な制度とすることなどが定められ、医療費助成対象疾病が拡大しました。
平成 27 年 12 月 個人別ライフプランの相談員の配置	障がい者のライフステージごとに将来をシミュレートすることで、これからの生活と、それに合わせた福祉サービスを組み立てる「個人別ライフプラン」を作成するための相談員を、アクロスあらかわに配置しました。
平成 28 年 2 月 精神障害者相談支援事業所の開設	年々増加傾向にある精神障がい者の相談に対応し、社会生活を支援していくため、新たな精神障害者相談支援事業所コンパス（以下「コンパス」という。）を開設しました。
平成 28 年 4 月 障害者差別解消法の施行	障がい者及びその家族等からの差別解消のための相談窓口を設置しました。また、時間外・休日についてもコールセンターを設置し、速やかに対応できる体制をとっています。他に、職員対応要領の作成及び研修や講演会を実施する等、普及啓発を実施しています。

第2節 策定の趣旨

- 近年、障害者自立支援法に代わる障害者総合支援法の施行など、障がい者を取り巻く福祉環境が大きく変化しているとともに、障がい者本人や介護にあたる家族の高齢化、障がいの重度化・重複化など、障がい者自身の状況も複雑化しています。また、障がい児、発達障がい者、高次脳機能障がい者、難病患者などへの支援の充実も求められています。
- 荒川区では、住み慣れた地域で誰もがお互いに支え合い、その人らしく安心して暮らし続けることができる「誰もが幸せを実感できる福祉と安心のまち あらかわ」の実現を目指し、第3期荒川区障がい者プラン（平成24年度～29年度）及び第3期荒川区障がい福祉計画（平成24年度～26年度）、平成27年3月に第4期荒川区障がい福祉計画（平成27年度～29年度）を策定し、障がい者福祉施策を計画的に推進してきました。
- これまでの施策を評価し、障がい者施策に係る国や都の動向を踏まえながら、今後区が重点的に取り組むべき課題を明確にして、荒川区の実情に合った障がい者施策を展開し、障がい者の自ら望む生活を支援するため、「荒川区障がい者総合プラン」を策定します。

第3節 策定体制

- 障がい者団体の代表や学識経験者、福祉・医療関係団体の代表等の意見を荒川区障がい者総合プランに反映させるために、「荒川区障がい者総合プラン策定委員会」を設置し、内容に関する検討を行いました。

第4節 位置付け

- 荒川区障がい者総合プランは、障害者基本法に基づく市町村障害者計画に相当する「荒川区障がい者プラン」、障害者総合支援法に基づく市町村障害福祉計画に相当する「荒川区障がい福祉計画」、児童福祉法に基づく市町村障害児福祉計画に相当する「荒川区障がい児福祉計画」を一体的に策定した計画です。

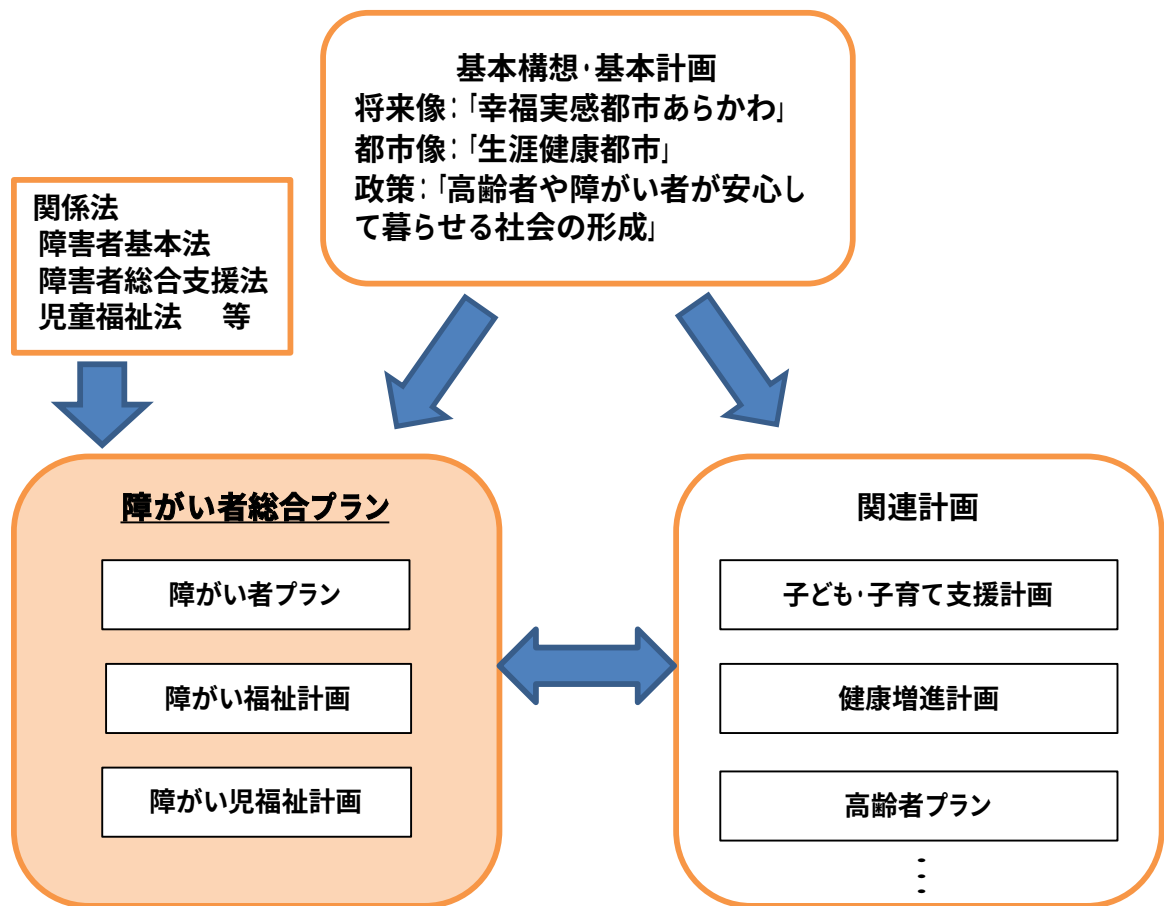
※ 平成28年に児童福祉法の一部が改正され、市町村において障がい児福祉計画を作成することが定められました。

- また、荒川区障がい者総合プランは、区の将来像を描いた「荒川区基本構想」及びそこに示された基本理念や将来像を実現するために策定された「荒川区基本計画」を上位計画とし、「荒川区子ども・子育て支援計画」、「荒川区健康増進計画」、「荒川区高齢者プラン」等、関係する計画との連携及び整合性を保ちながら、荒川区の障がい者施策を総合的かつ計画的に推進するための計画です。

【法的な位置付け】

計画名		法的な位置付け	内容
荒川区障がい者総合プラン	荒川区障がい者プラン (第1章～第4章)	障害者基本法に基づく 「市町村障害者計画」	障害福祉施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的考えと今後の方向性を定める計画
	荒川区障がい福祉計画 (第5章)	障害者総合支援法に基づく 「市町村障害福祉計画」	障害福祉サービス等の提供体制の確保に係る目標に関する事項や、障害福祉サービス等の必要な見込量などを定める計画
	荒川区障がい児福祉計画 (第5章)	児童福祉法に基づく 「市町村障害児福祉計画」	障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標に関する事項や、障害児通所支援等の必要な見込量などを定める計画

【荒川区における計画の位置付け】



第5節 対象

- 障害者基本法に規定される、身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がいを含む）その他心身の機能の障がいにより、継続的に日常生活や社会生活に相当な制限を受ける状態にある区民を対象とします。
- また、18歳未満の障害児通所支援等を利用している子ども、高次脳機能障がい者や難病患者などを含みます。

第6節 期間

- 荒川区障がい者総合プランに含まれる荒川区障がい者プランの計画期間は、平成30年度を初年度とし、平成35年度までの6年間です。

- また、荒川区障がい福祉計画及び荒川区障がい児福祉計画の計画期間は、平成30年度を初年度とし、平成32年度までの3年間です。

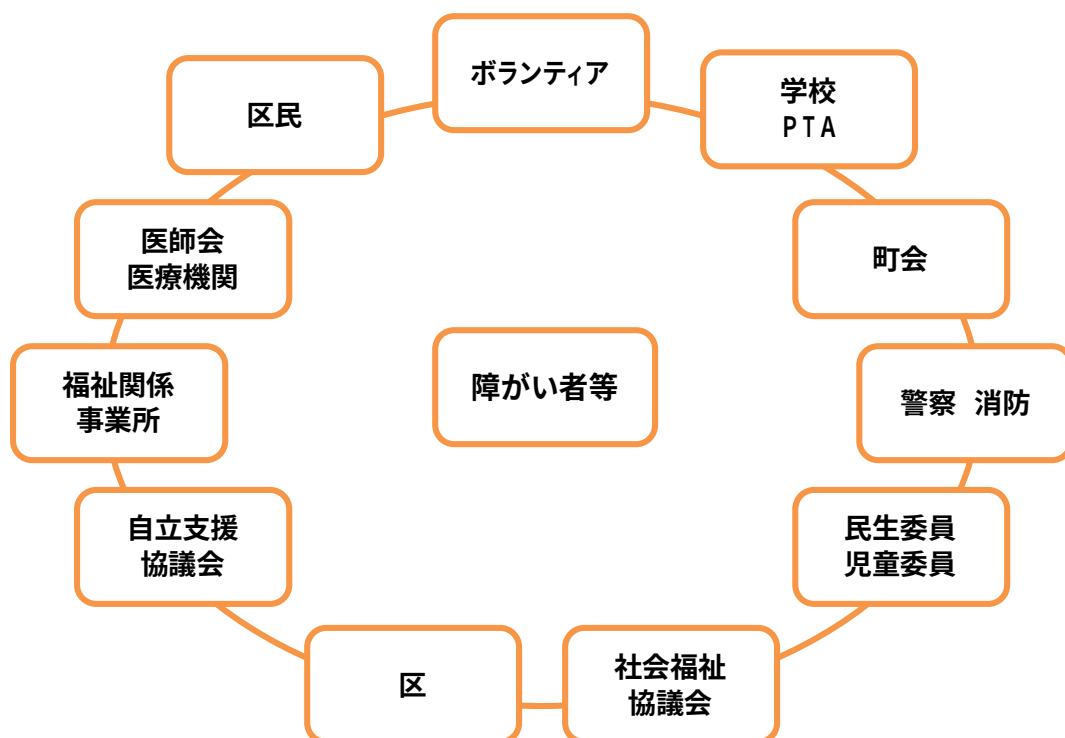
【計画期間】

年度 (平成)	障がい者 プラン	障がい者 福祉計画	障がい児 福祉計画	障がい者福祉制度の変遷
12年度	第1期 荒川区 障害者プラン			
13年度				
14年度				
15年度				支援費制度の開始
16年度				
17年度				
18年度	荒川区障がい者プラン (第2期荒川区障がい者プラン) (第1期荒川区障がい福祉計画)			「障害者自立支援法」施行
19年度				
20年度				
21年度		第2期荒川区 障がい福祉計画		
22年度				
23年度				「障害者基本法」施行
24年度	荒川区障がい者プラン (第3期荒川区障がい者プラン) (第3期荒川区障がい福祉計画)			「障害者自立支援法」「児童福祉法」(一部改正)の施行 「障害者虐待防止法」施行
25年度				「障害者自立支援法」から「障害者総合支援法」へ改正・施行 「障害者優先調達法」施行
26年度				
27年度		第4期荒川区 障がい福祉計画		
28年度				「障害者差別解消法」施行
29年度				
30年度	荒川区障がい者総合プラン (第4期荒川区障がい者プラン) (第5期荒川区障がい福祉計画) (第1期荒川区障がい児福祉計画)			「障害者総合支援法」「児童福祉法」 (一部改正)の施行
31年度				
32年度				
33年度				
34年度				
35年度				

第7節 推進体制

- 地域では、町会に代表される地域関係団体、民生委員・児童委員、ボランティア団体、福祉関係の事業所など、様々な方々が活動されています。障がい者総合プランを推進していくためには、こうした地域の方々の活動を支援し、地域全体で支え合う体制を構築していく必要があります。
- そのため、区は、障がい者団体の代表、民生委員・児童委員、福祉関係の事業所、地域福祉の推進を図る社会福祉協議会など、地域で活動されている方々で構成されている「荒川区自立支援協議会」の場を活用して緊密に連携するとともに、あわせて障がい者総合プランの進行管理も行っていきます。
- また、保健、福祉を始め、教育、まちづくり、防災等、区の各関係部署との連携を図り、計画的な事業の実施に取り組んでいきます。

【地域全体で支え合う体制】



第2章

障がい者・障がい児等を取り巻く現状

第2章 障がい者・障がい児等を取り巻く現状

第1節 統計資料から見た状況

1 手帳所持者

(1) 手帳所持者数の推移

- 荒川区における障がい者手帳所持者から見た、身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者の総数は次のとおりです。

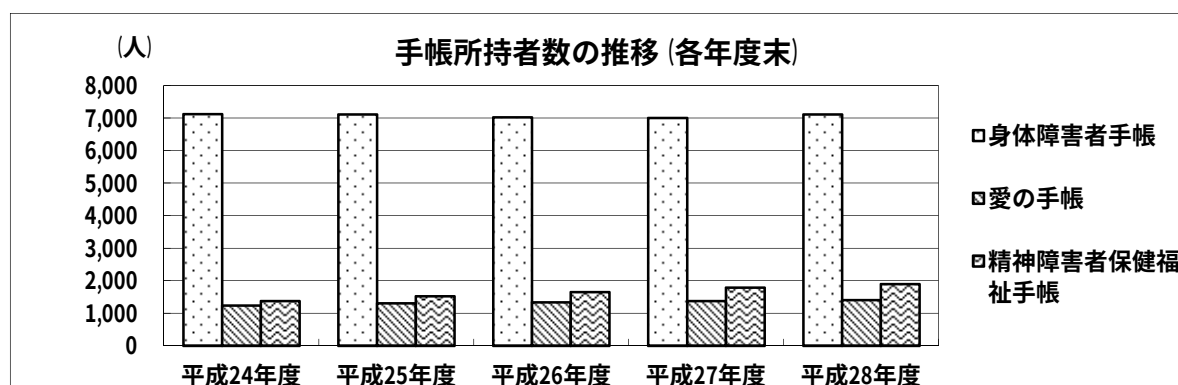
各年度末現在（単位：人）

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
身体障がい者 (身体障害者手帳)	7,116	7,111	7,018	7,001	7,107
知的障がい者 (愛の手帳)	1,231	1,298	1,333	1,369	1,399
精神障がい者 (精神障害者保健 福祉手帳)	1,371	1,523	1,648	1,783	1,892
合計	9,718	9,932	9,999	10,153	10,398

※重複所持者を含む。

荒川区障害者福祉課データより作成

- 平成 24 年度から平成 28 年度の 5 年間で、身体障害者手帳所持者は横ばい傾向にありますが、愛の手帳所持者は 168 人増で約 1.1 倍、精神障害者保健福祉手帳所持者は 521 人増で約 1.4 倍と増加傾向にあります。
- 精神障害者保健福祉手帳所持者の増加要因としては、現代のストレス社会の中で、うつ病などの統合失調症以外の精神疾患と呼ばれる患者数が増加してきたこと、手帳の所持に対する周囲の理解が進んだことなどが考えられます。



荒川区障害者福祉課データより作成

(2) 身体障害者手帳所持者

- 手帳を所持する人の等級別人数及び障がい別人数は、次表のとおりです。障がいの種別では、肢体不自由が最も多く、次いで内部障がい、聴覚・言語機能障がい、視覚障がいの順となっています。障がいの程度については、1、2級の重度障がい者が3,614人で全体の約5割となっています。

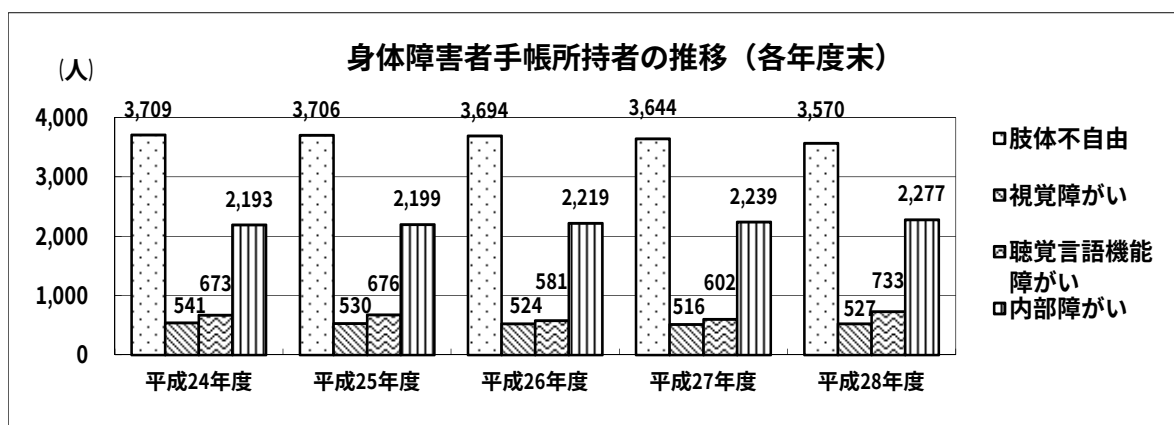
平成29年3月31日現在（単位：人）

区分	肢体不自由	視覚障がい	聴覚・言語機能障がい	内部障がい	合計	比率
1級	696 (33)	160 (1)	32 (0)	1,543 (6)	2,431 (40)	34.2% (30.8%)
2級	758 (17)	172 (1)	193 (12)	60 (0)	1,183 (30)	16.6% (23.1%)
3級	755 (13)	45 (1)	118 (4)	232 (9)	1,150 (27)	16.2% (20.8%)
4級	888 (4)	44 (1)	213 (4)	442 (10)	1,587 (19)	22.3% (14.6%)
5級	310 (2)	71 (3)	0 (0)		381 (5)	5.4% (3.8%)
6級	163 (4)	35 (0)	177 (5)		375 (9)	5.3% (6.9%)
合計	3,570 (73)	527 (7)	733 (25)	2,277 (25)	7,107 (130)	100.0%
比率	50.2%	7.4%	10.3%	32.1%	100.0%	

※表中（ ）内は、18歳未満の者の内数である。

荒川区障害者福祉課データより作成

- 身体障がい者の障がい種別内訳では、いずれの年度においても肢体不自由の数が多くなっています。増加の割合が大きいのは聴覚・言語機能障がいで、平成24年度と平成28年度を比較すると、673人から733人へ増加し、約1.1倍となっています。



荒川区障害者福祉課データより作成

(3) 愛の手帳所持者

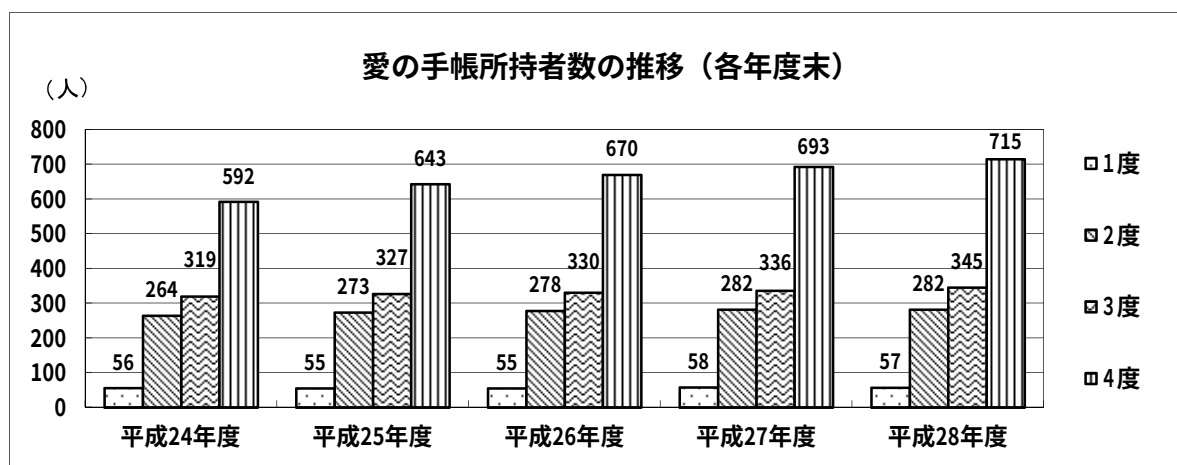
- 愛の手帳を所持する知的障がい者の内訳は、次表のとおりであり、1、2度の重度障がい者が339人で全体の24.2%となっています。

平成29年3月31日現在（単位：人）

程度	1度	2度	3度	4度	合計
人数	57 (7)	282 (53)	345 (73)	715 (151)	1,399 (284)
比率	4.1% (2.5%)	20.1% (18.6%)	24.7% (25.7%)	51.1% (53.2%)	100.0% (100.0%)

※表中（ ）内は、18歳未満の者の内数である。 荒川区障害者福祉課データより作成

- 障がい程度において、平成24年度と平成28年度を比較すると、4度は592人から715人へ増加し、約1.2倍となっています。その他、1、2、3度は横ばいの推移となっています。



荒川区障害者福祉課データより作成

(4) 精神障害者保健福祉手帳所持者

- 精神障害者保健福祉手帳を所持する人は、1,892人となっており、内訳は次表のとおりです。

平成29年3月31日現在（単位：人）

程度	1級	2級	3級	合計
人数	107	920	865	1,892
比率	5.7%	48.6%	45.7%	100.0%

荒川区障害者福祉課データより作成

- 精神障がい者で通院治療を受けている人に、所得に応じて医療費の自己負担分を助成する自立支援医療（精神通院医療）の延べ申請者数は、平成 29 年 3 月 31 日現在 5,539 人となっており、平成 24 年度末の 2,676 人と比較すると約 2.1 倍と増加傾向にあります。

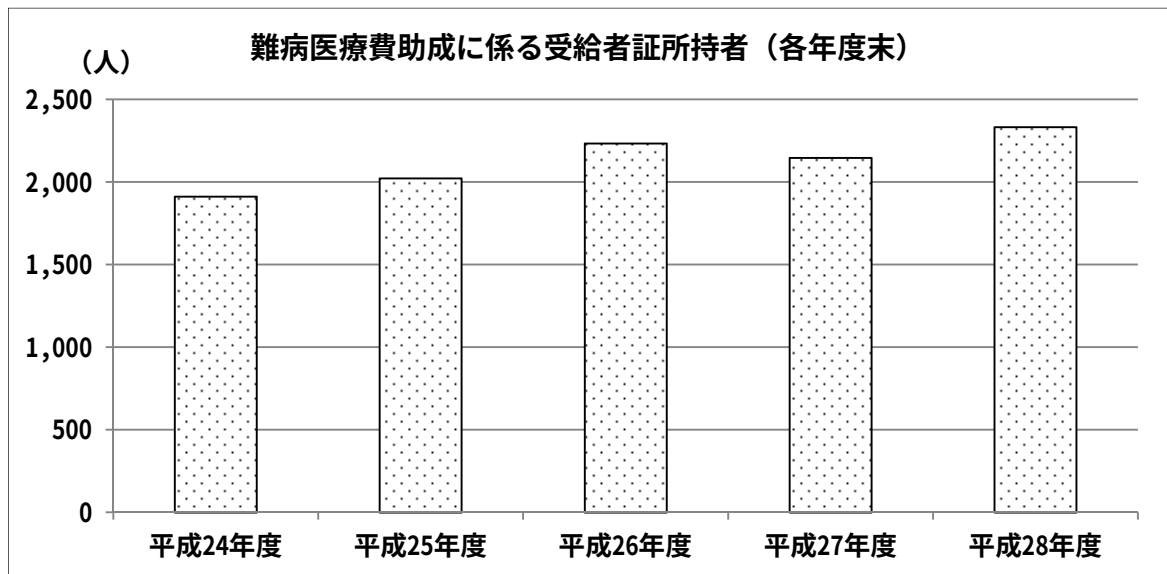
2 難病患者

- 難病患者の推移は以下のとおりです。

各年度 3 月 1 日現在（単位：人）

平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
1,913	2,022	2,234	2,147	2,333

荒川区障害者福祉課データより作成



荒川区障害者福祉課データより作成

- 平成 24 年度と平成 28 年度を比較すると約 1.2 倍となっており、対象疾患の拡大などにより、受給者は増加傾向にあります。

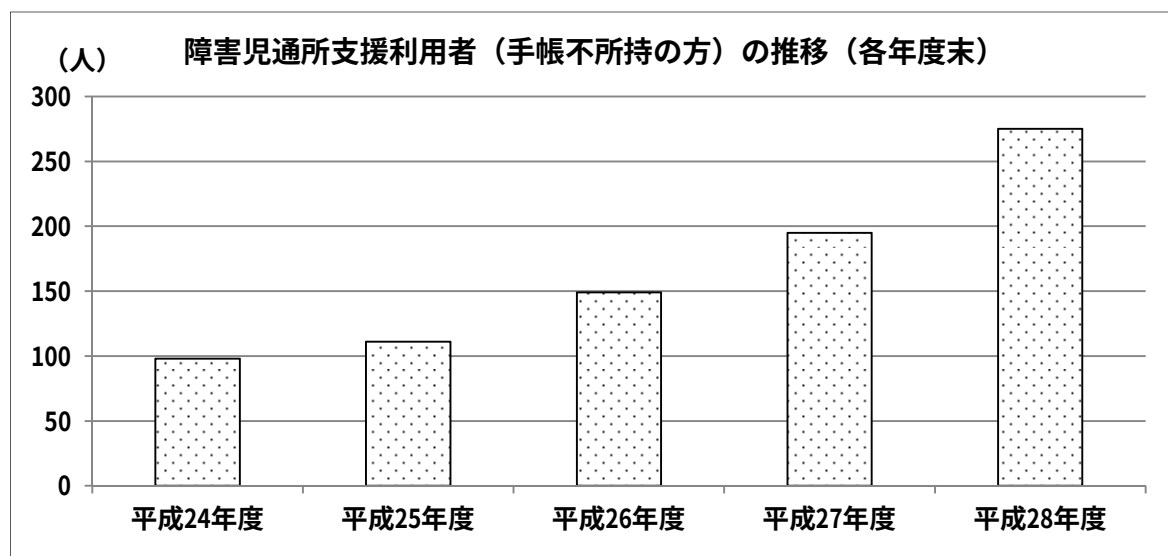
3 障害児通所支援利用者（手帳不所持の方）

- 障害児通所支援利用者（手帳不所持の方）の推移は以下のとおりです。

各年度末時点（単位：人）

平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
98	111	149	195	275

荒川区障害者福祉課データより作成



荒川区障害者福祉課データより作成

- 平成 24 年度と平成 28 年度を比較すると約 2.8 倍となっており、利用者は年々増加しています。

第2節 障がい者意向調査結果から見た状況

- 平成29年6月に「障がい者意向調査」を実施しました。調査対象は、平成29年5月1日時点の身体障害者手帳所持者、愛の手帳所持者、精神障害者保健福祉手帳所持者、難病医療費助成対象者※、障害児通所支援利用者（手帳不所持の方）の5つの調査区分です。

		配布数	有効回収数	有効回収率
在宅	身体障害者手帳所持者	5,653通	3,086通	54.6%
	愛の手帳所持者	1,098通	506通	46.1%
	精神保健福祉手帳所持者	1,625通	716通	44.1%
	難病患者	1,155通	646通	55.9%
	障害児通所支援利用者	141通	67通	47.5%
	小計	9,672通	5,021通	51.9%
施設入所	身体障害者手帳所持者	17通	9通	52.9%
	愛の手帳所持者	111通	70通	63.1%
	小計	128通	79通	61.7%
合計		9,800通	5,100通	52.0%

※ 障害者総合支援法の対象疾病罹患者（人工透析・B型肝炎・核酸アナログ製剤を除く）

※ 調査結果の比率は、その設問の回答者数を基数として、小数点以下第二位を四捨五入して算定しています。そのため、合計が100%にならない場合があります。また、複数回答形式の場合、回答比率の合計は通常100%を超えています。

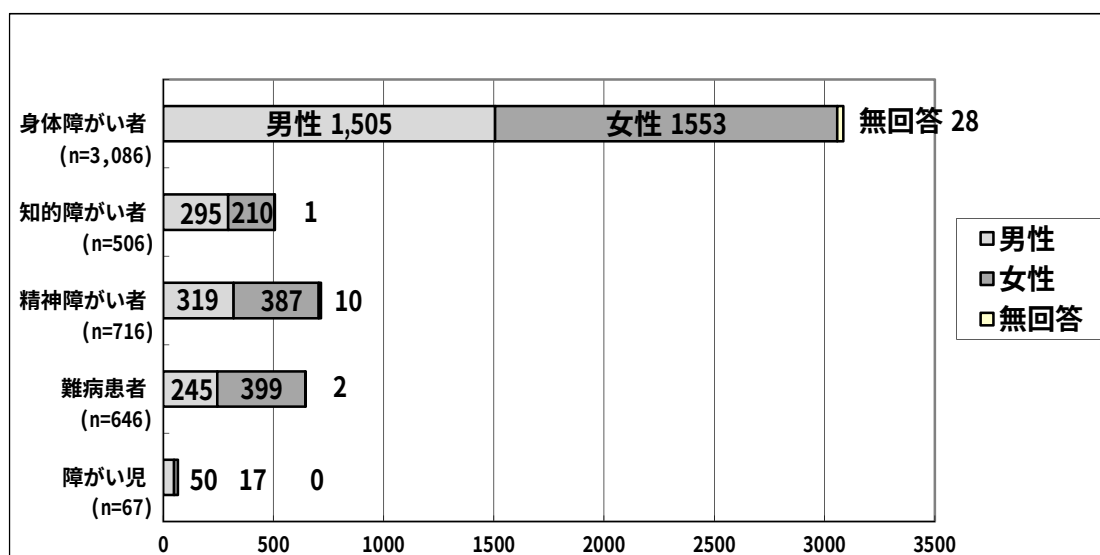
※ 以後の図表中の「n」は、回答対象者の母数を表しています。

【在宅者】

1 性別と年齢について

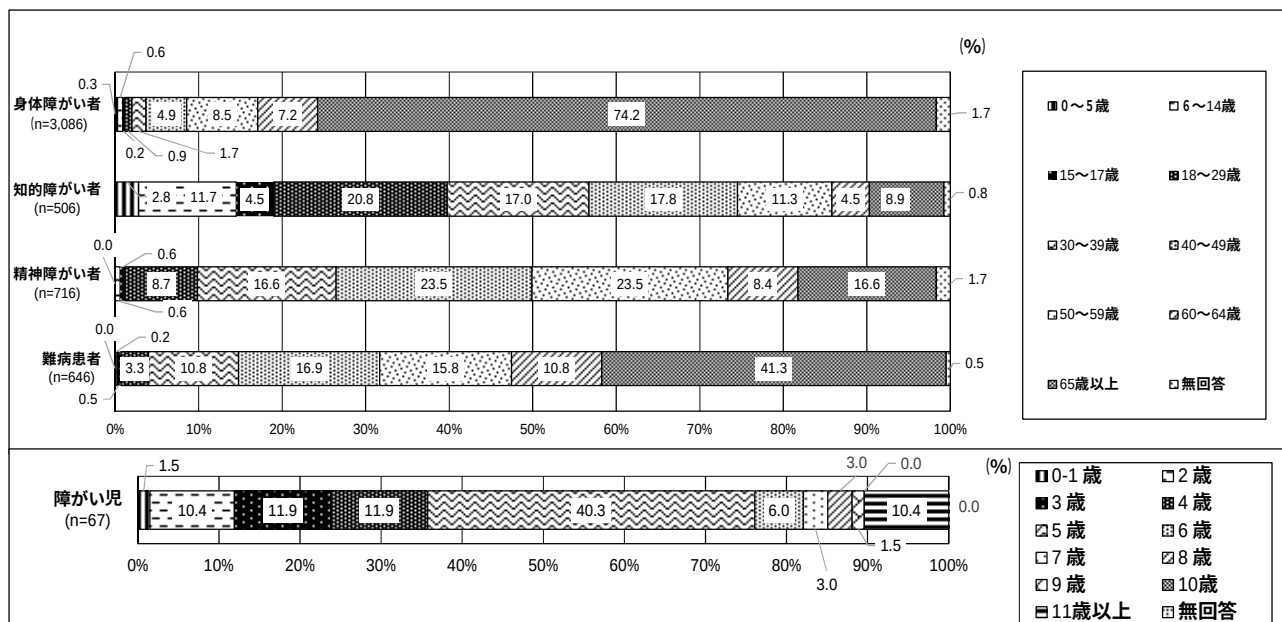
（1）回答者の性別

- 身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者は、男性・女性の比率が約半々となっています。難病患者は、男性37.9%、女性61.8%となっています。障害児通所支援利用者（手帳不所持の方）は、男性74.6%、女性25.4%で男性が多くなっています。



(2) 年齢構成

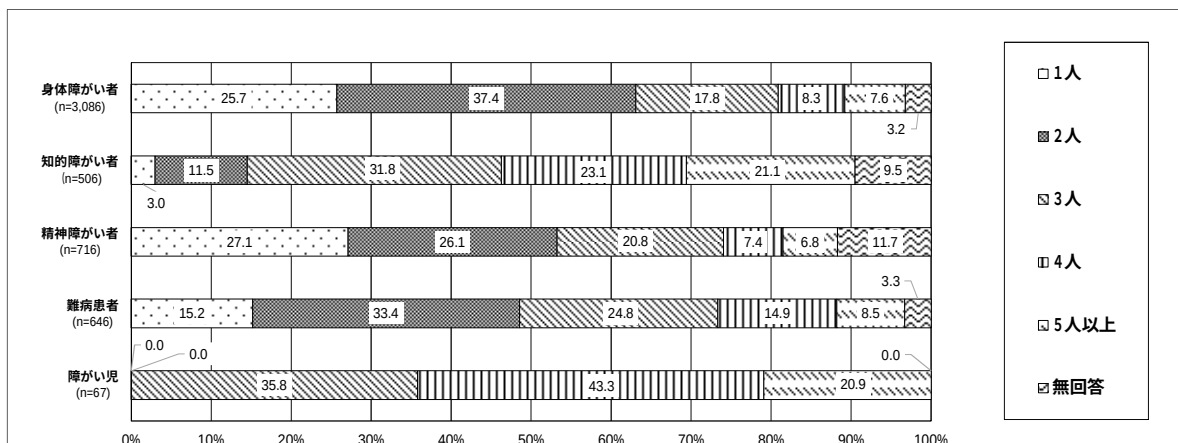
- 身体障がい者と難病患者では 65 歳以上、知的障がい者では 18～29 歳、精神障がい者は同率で 40～49 歳、50～59 歳が最も多くなっています。障害児通所支援利用者（手帳不所持の方）は、5 歳が 40.3%で最多となっています。身体障がい者については、65 歳以上で手帳を取得した人が手帳所持者の 40.1%に上ることもあり、65 歳以上の高齢者の割合が特に多くなっています。



2 家族及び住まいの状況

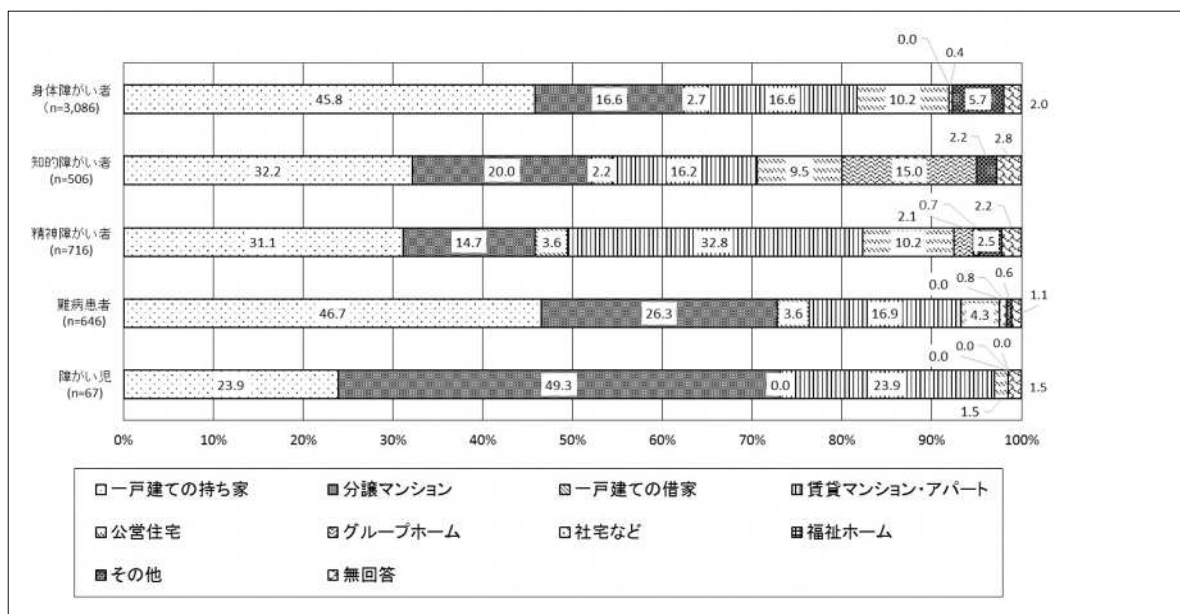
(1) 家族の状況

- 本人を含めた同居者数は、精神障がい者では1人と2人の割合がほぼ同数で、僅差ではありますが、今回調査で初めて「1人」が最多（27.1%）となりました。身体障がい者・難病患者では2人（配偶者と本人）が、知的障がい者では3人（父母と本人）、障害児通所支援利用者（手帳不所持の方）では4人世帯（父母と本人・兄弟）が最も多くなっています。



(2) 住まいの状況

- 住居状況については、身体障がい者・難病患者で「一戸建ての持ち家」の割合が40%以上、知的障がい者でも30%以上と最も多くなっています。一方、精神障がい者では「賃貸マンション・アパート」の割合が32.8%、障害児通所支援利用者（手帳不所持の方）では「分譲マンション」の割合が49.3%で最も多くなっています。



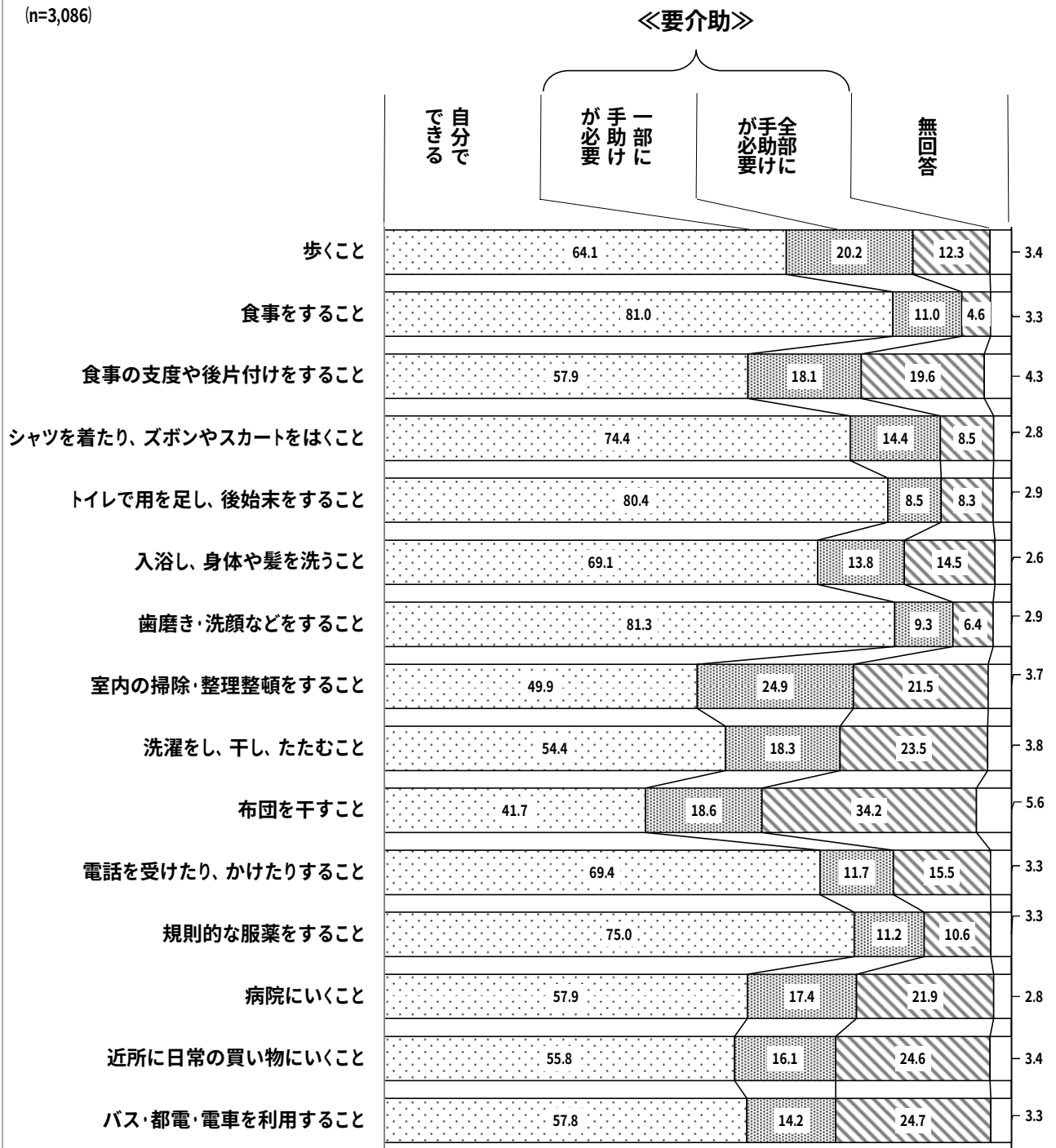
3 日常生活について

(1) 日常生活動作における介助の必要度

- 日常生活動作について、一人でできるのか、手助けが必要かを尋ねた設問の回答結果です。
- 「手助けが必要」（一部に必要及び全部に必要）と答えた項目について調査区分別に見ると、身体介護については、身体障がい者は「歩行」の割合が32.5%、知的障がい者は「入浴」の割合が39.2%で最も高く、難病患者では、身体介護に係る項目の割合はいずれも10%未満となっています。また、障害児通所支援利用者（手帳不所持の方）は、5歳以下が76.0%を占めることもあり、「入浴」の割合が65.7%、「歯磨き・洗顔」が62.7%、「トイレ」が43.3%と、手助けが必要な割合が高くなっています。
- 家事及び行動上の援助については、身体障がい者では「布団干し」の割合が52.8%、知的障がい者では「金銭管理」が81.8%、精神障がい者では「近所付き合」が52.2%、難病患者では、「布団干し」の割合が24.1%、障害児通所支援利用者（手帳不所持の方）では「公共交通機関の利用」が88.1%で、それぞれ最も高くなっています。
- 5つの調査区分とも、身体介護に比べ、家事及び行動上の援助の需要がより高く、知的障がい者・精神障がい者・障害児通所支援利用者（手帳不所持の方）については、行動上の援助の必要性が高いといえます。

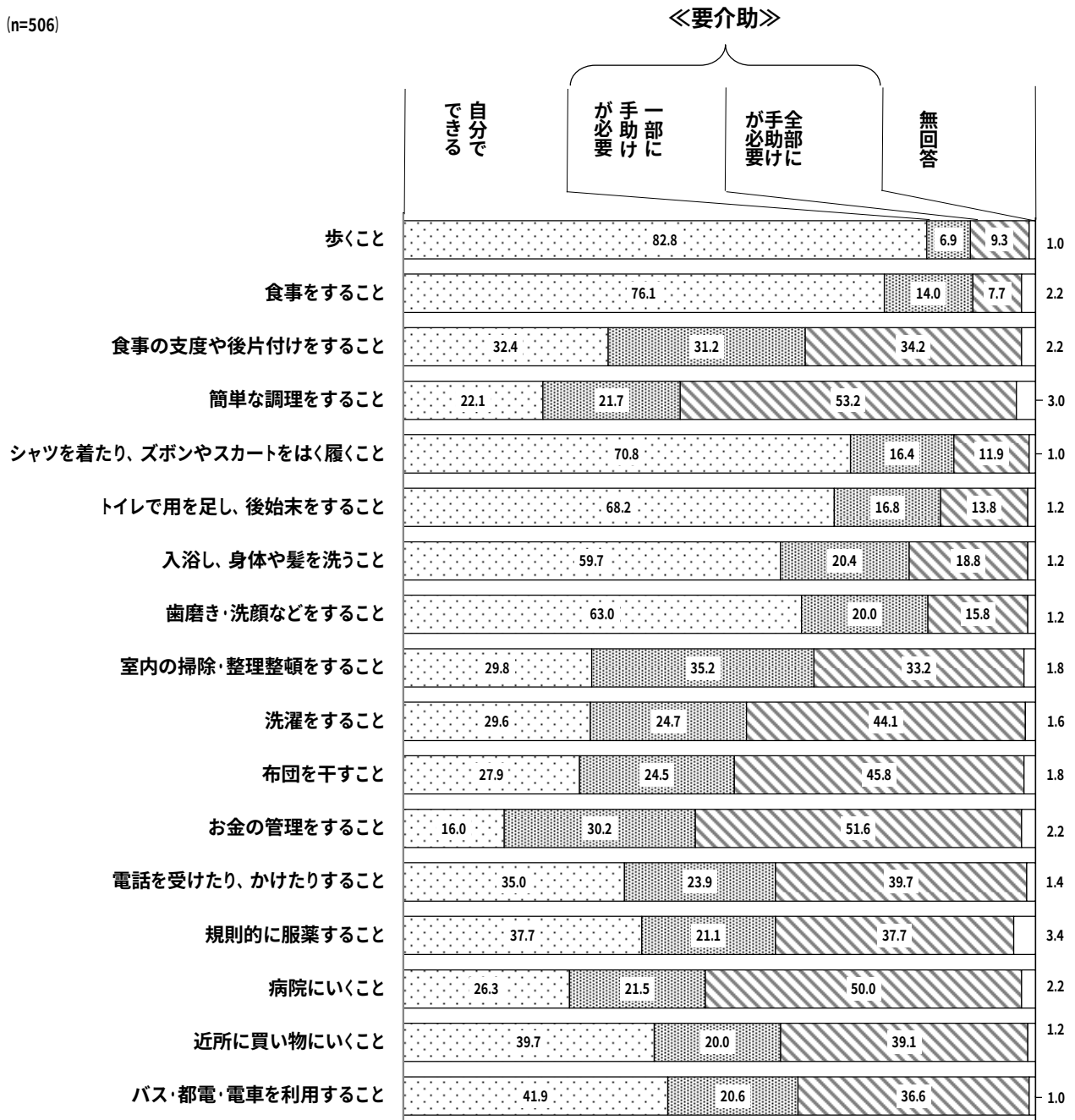
[身体障がい者]

(n=3,086)

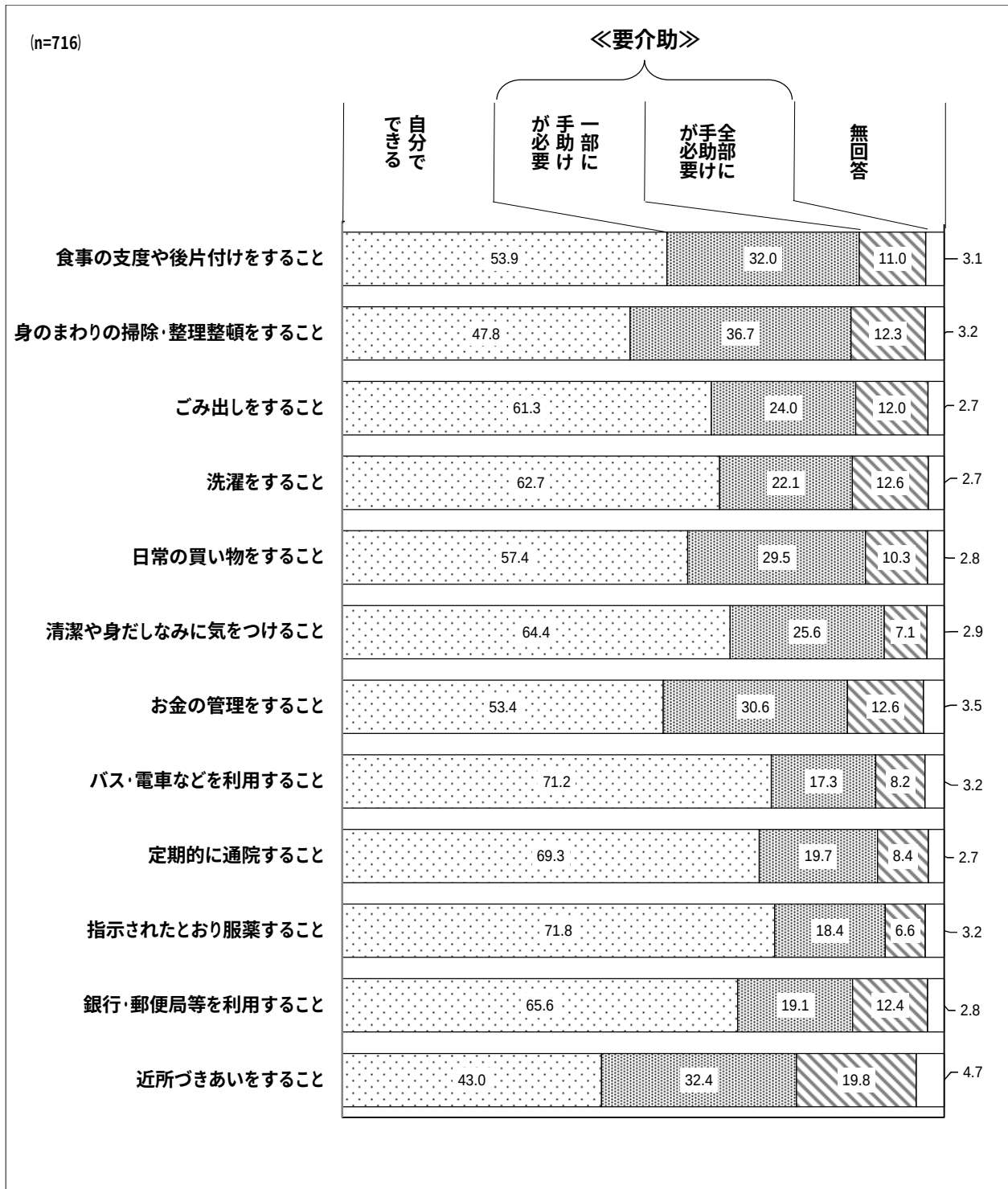


[知的障がい者]

(n=506)

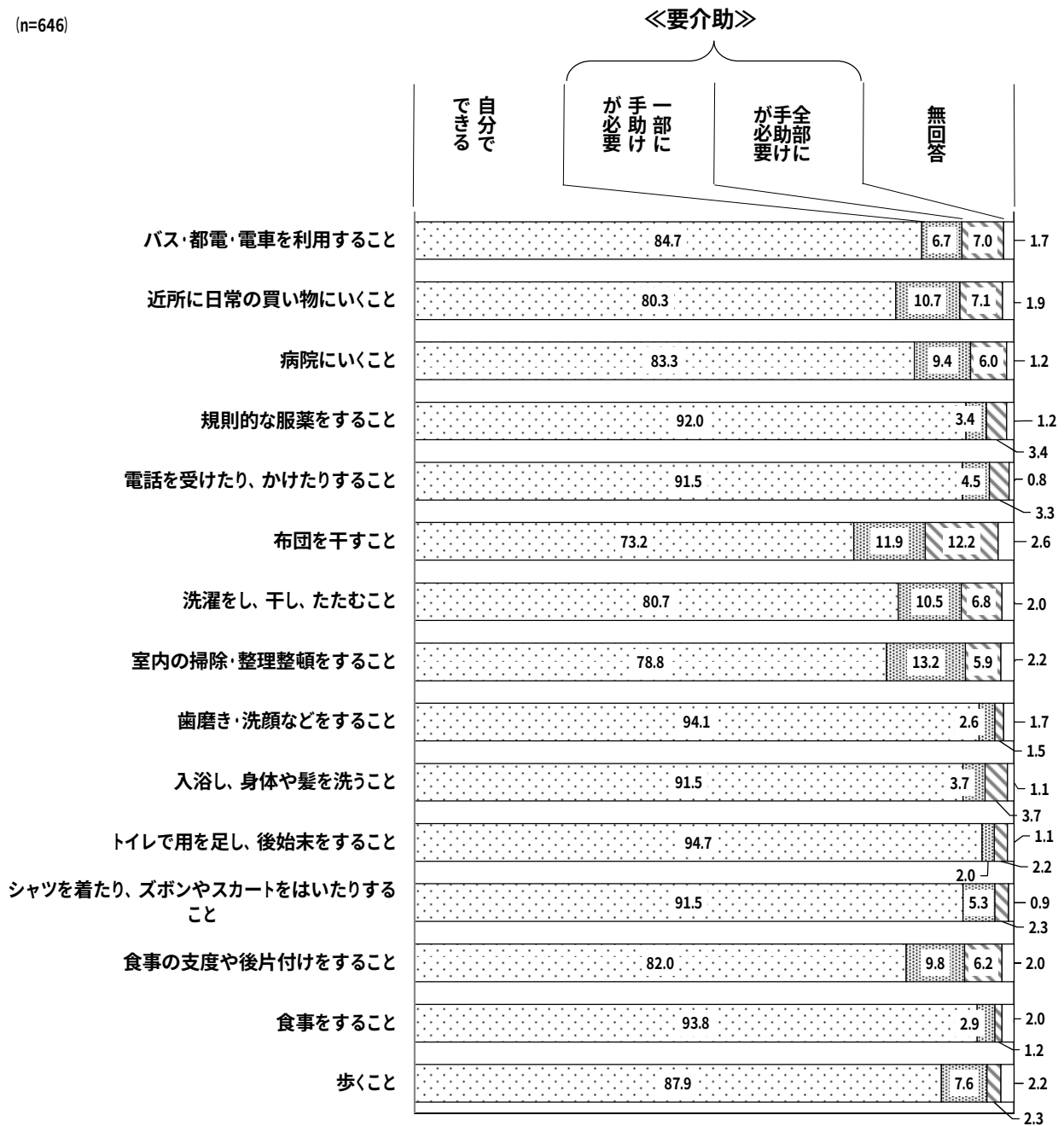


[精神障がい者]



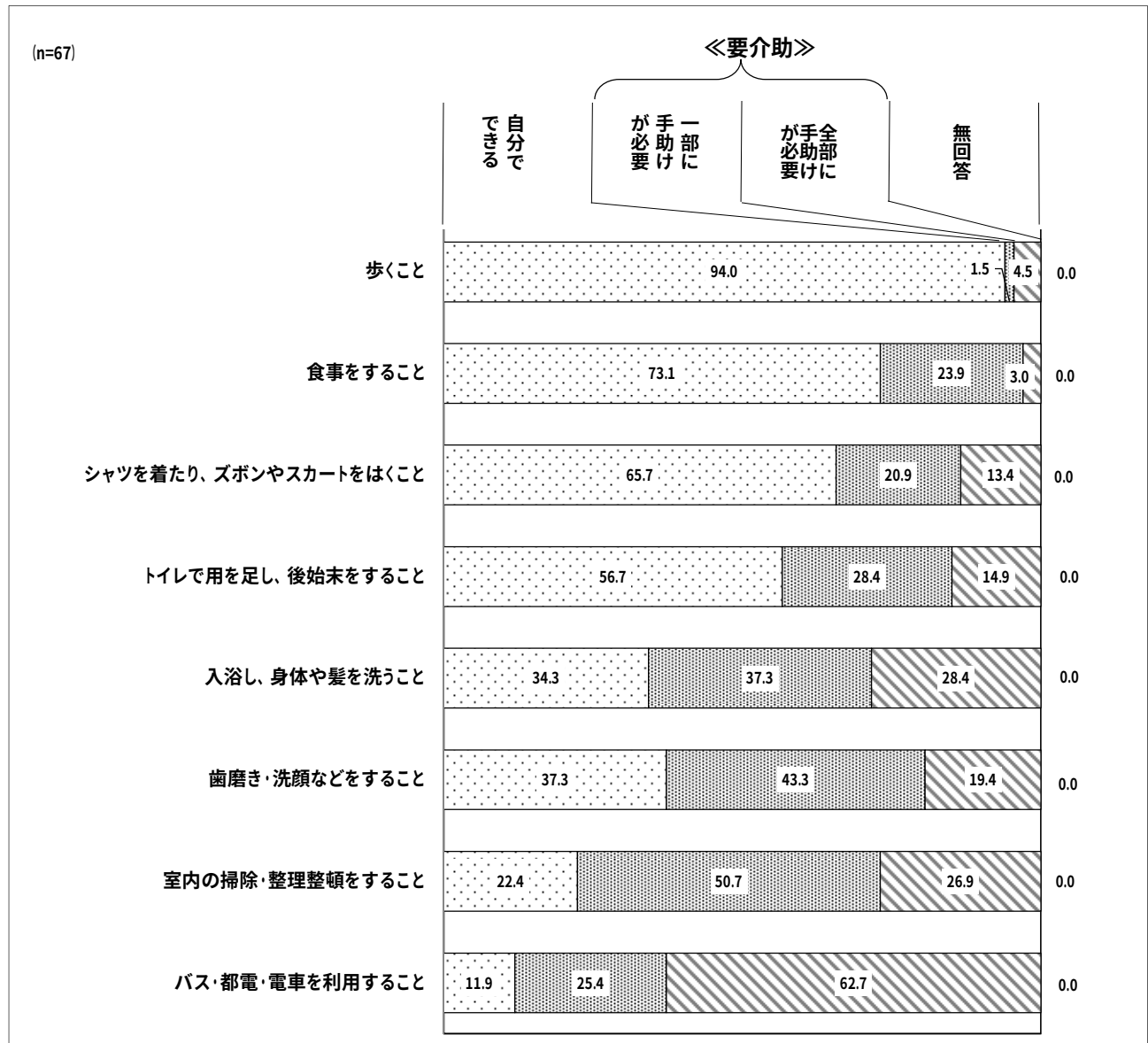
[難病患者]

(n=646)



第2章 障がい者・障がい児等を取り巻く現状

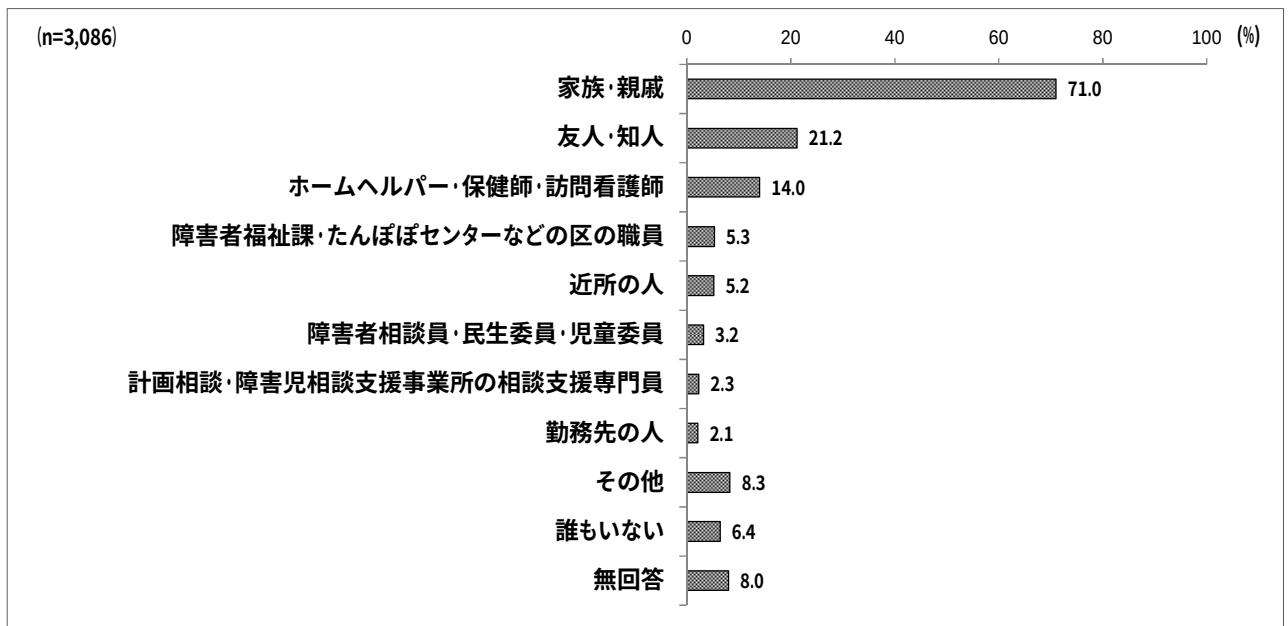
〔障害児通所支援利用者（手帳不所持の方）〕



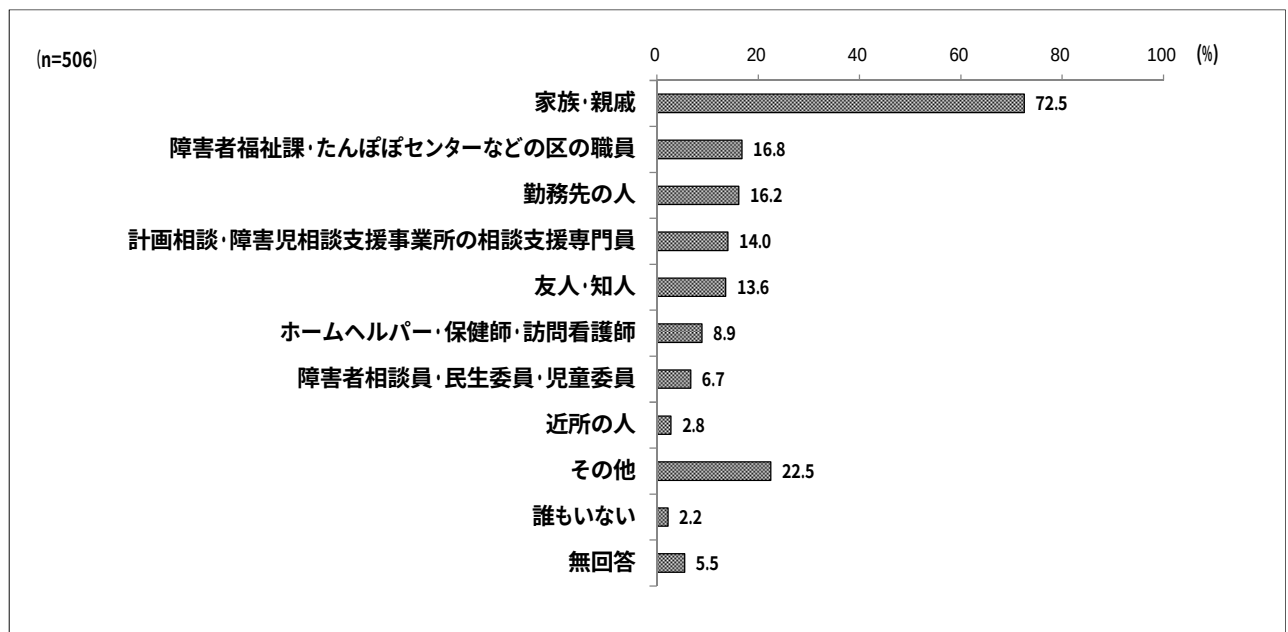
(2) 日常のことや困りごとの相談相手

- いずれの調査区分でも、「家族・親戚」の割合が最も高くなっていますが、特に知的障がい者においては「計画相談・障害児相談支援事業所の相談支援専門員」が、区窓口と並ぶ相談先となっており、計画相談・障害児相談支援事業所に相談体制の強化を引き続き働きかけていく必要があります。

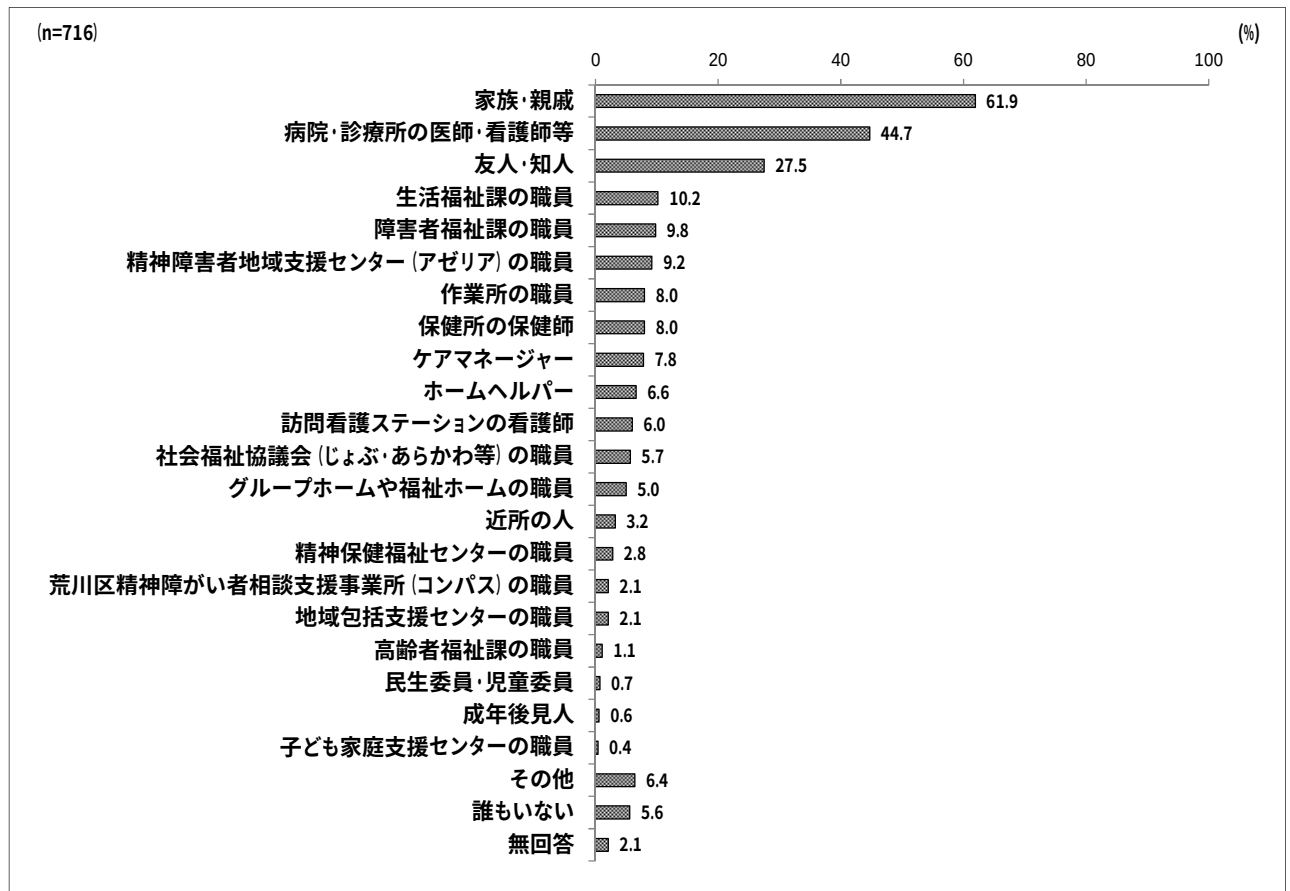
[身体障がい者]



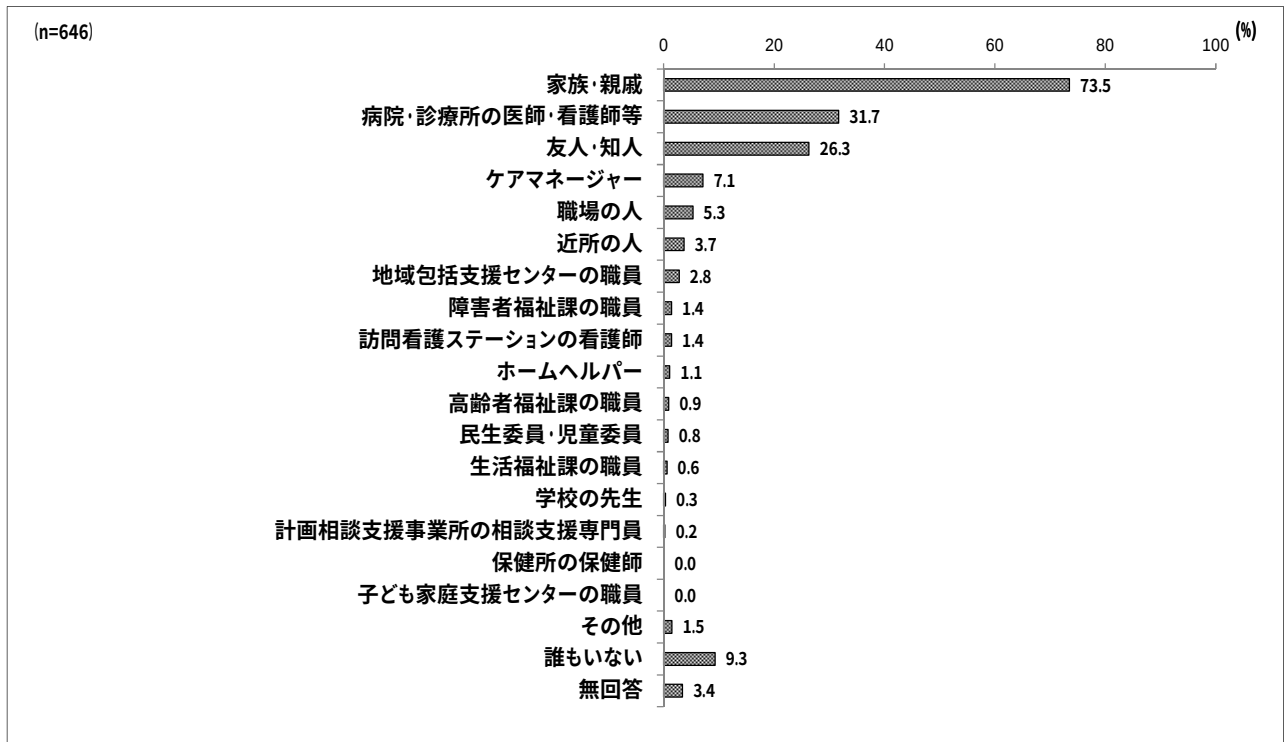
[知的障がい者]



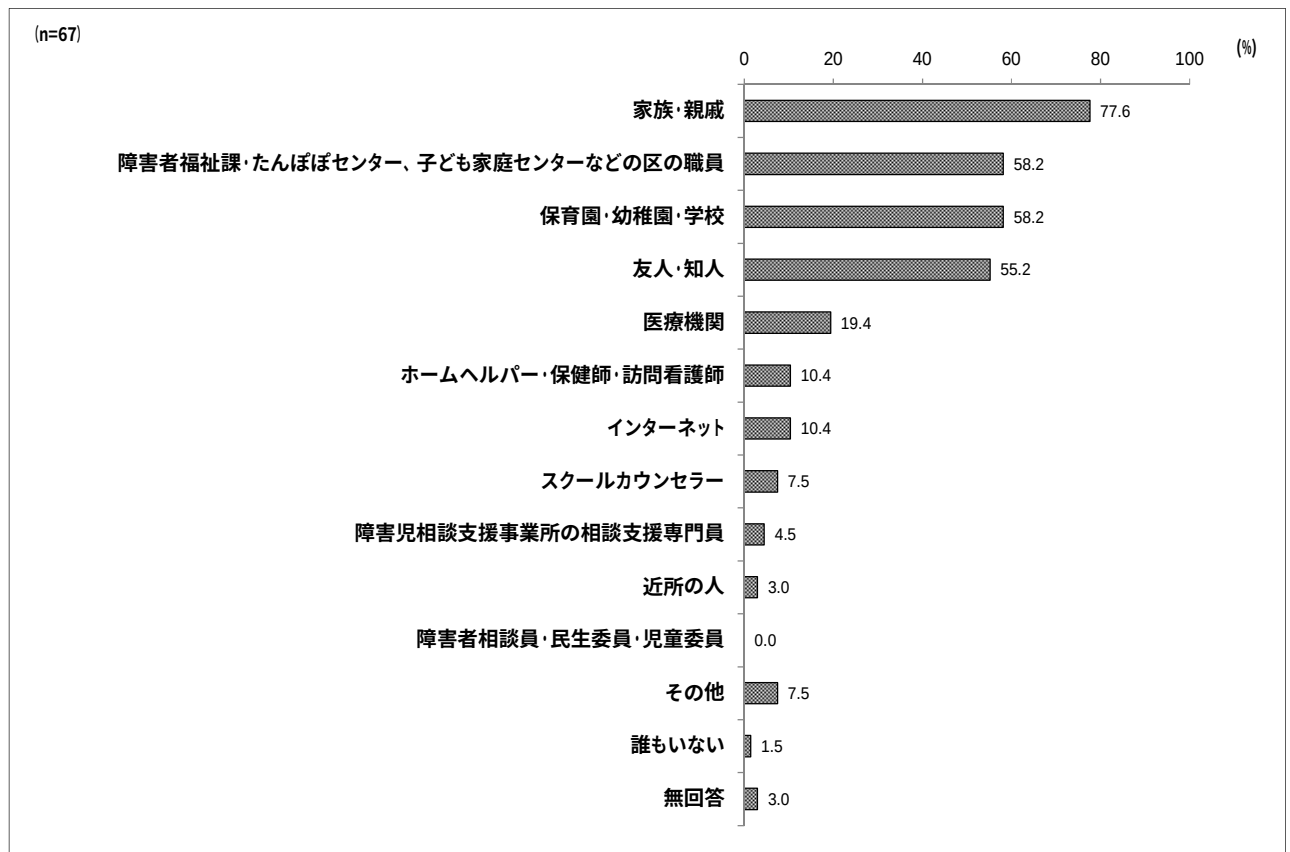
[精神障がい者]



[難病患者]



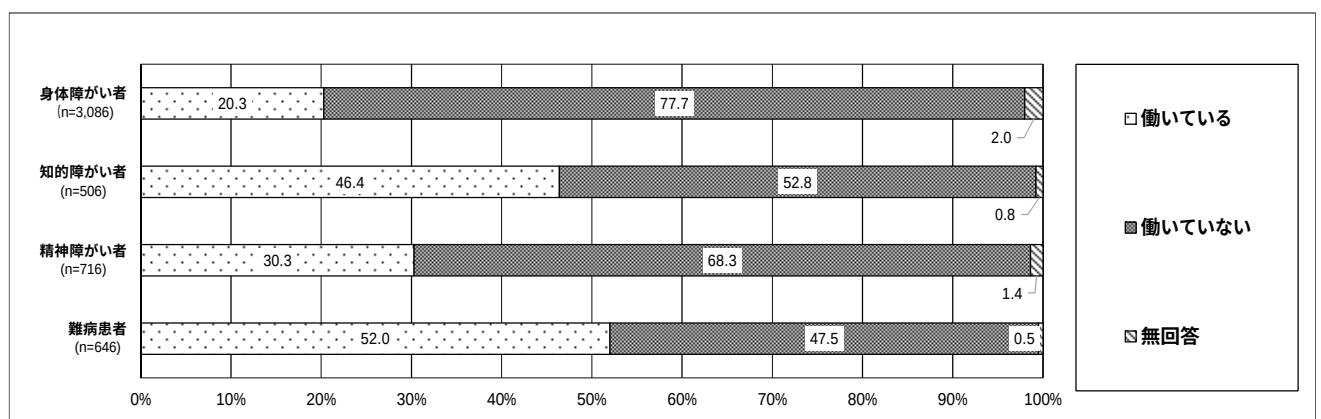
〔障害児通所支援利用者（手帳不所持の方）〕



4 就労の状況

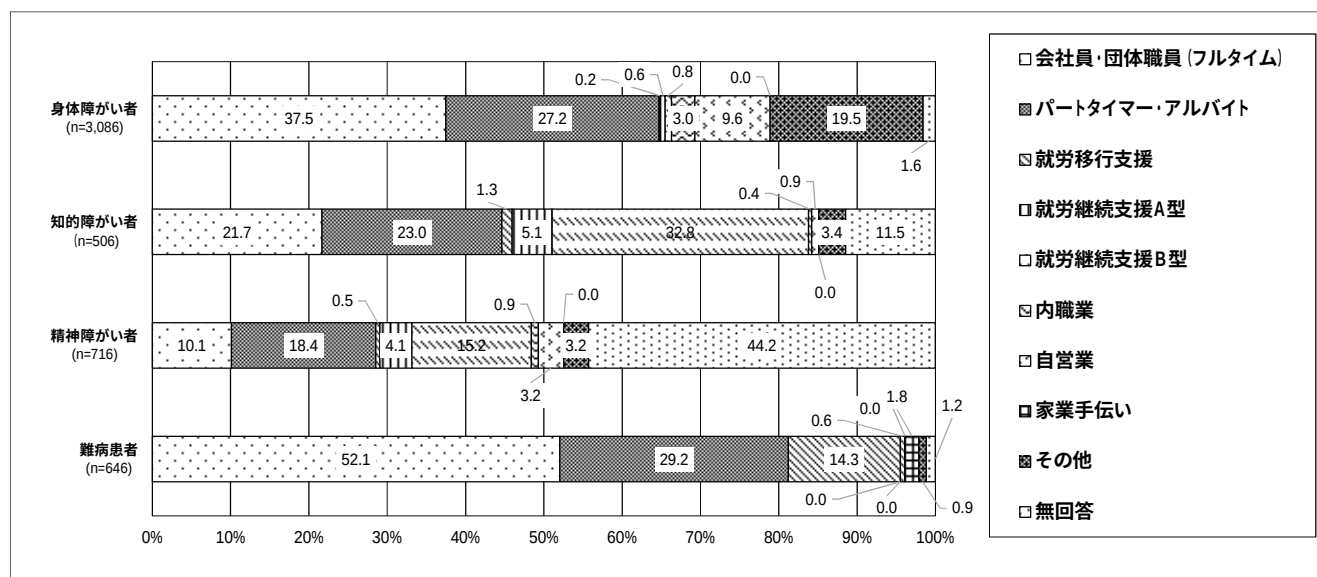
（１）就労の状況

- 就労については、難病患者で「働いている」人の割合が 52.0%と最も多く、次いで知的障がい者が 46.4%、精神障がい者が 30.3%、身体障がい者が 20.3%となっています。
- 身体障がい者については、全体の 74.2%が 65 歳以上であるため、就労率が低くなっています。

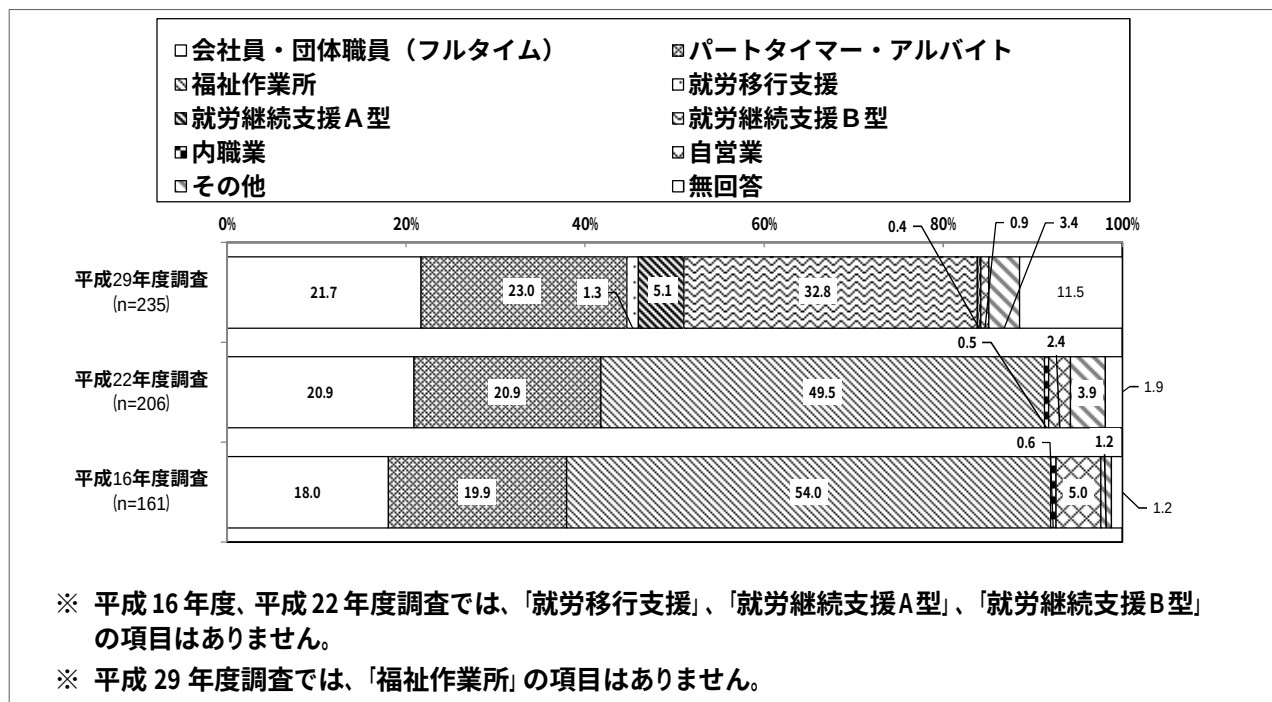


(2) 働いている人の就労の形態

- 働いている人の就労の形態は、身体障がい者では「会社員・団体職員（フルタイム）」が 37.5%で最も多く、次いで「パートタイマー・アルバイト」が 27.2%となっています。
- 知的障がい者では、「就労継続支援 B 型」が 32.8%で最も多く、次いで「パートタイマー・アルバイト」が 23.0%となっています。
- 精神障がい者では、「パートタイマー・アルバイト」が 18.4%で最も多く、次いで「就労継続支援 B 型」が 15.2%となっています。
- 難病患者では、「会社員・団体職員（フルタイム）」が 52.1%で最も多く、次いで「パートタイマー・アルバイト」が 29.2%となっています。
- 平成 22 年度調査に比べ、知的障がい者の福祉的就労（作業所等）の割合が減り、一般就労（会社員・パートタイマー等）の割合が増えており、職場定着支援など、一般就労者に対する支援を充実していく必要があります。



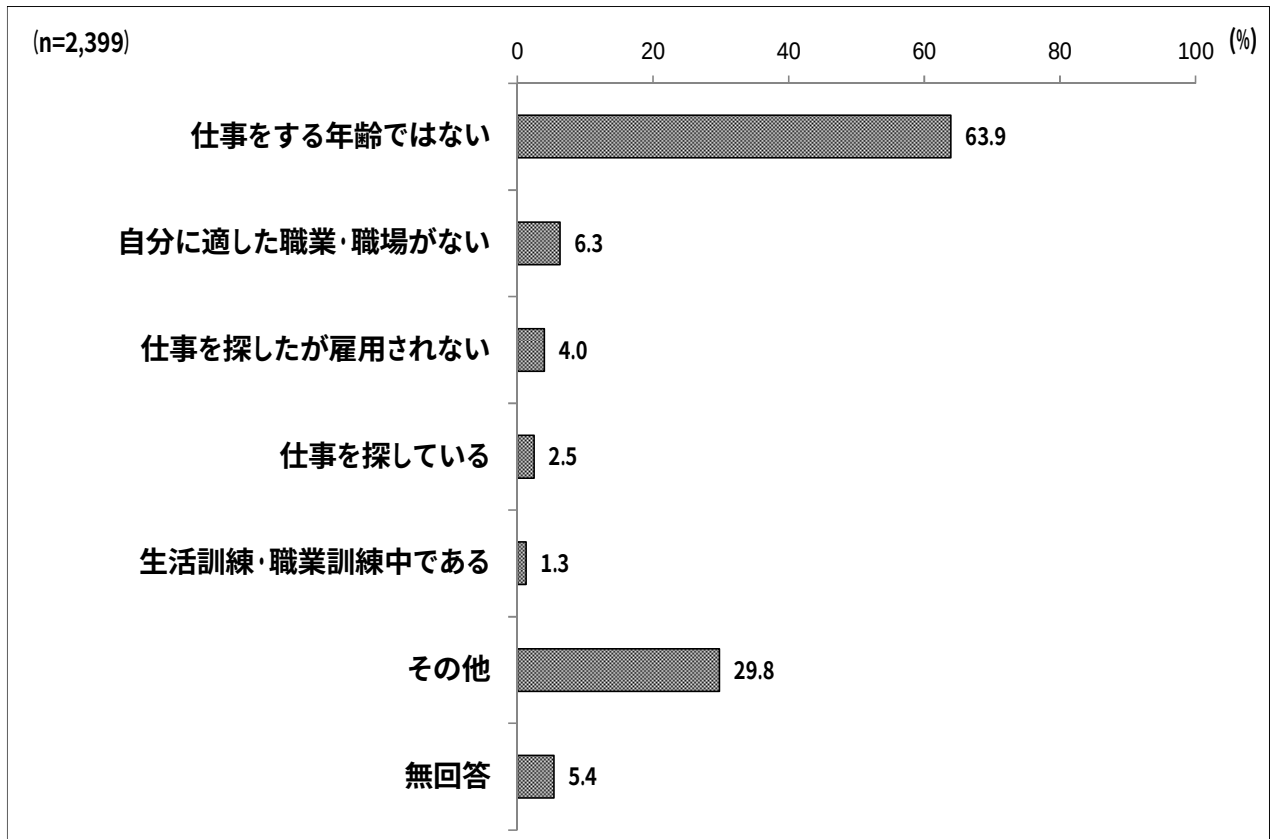
[知的障がい者]



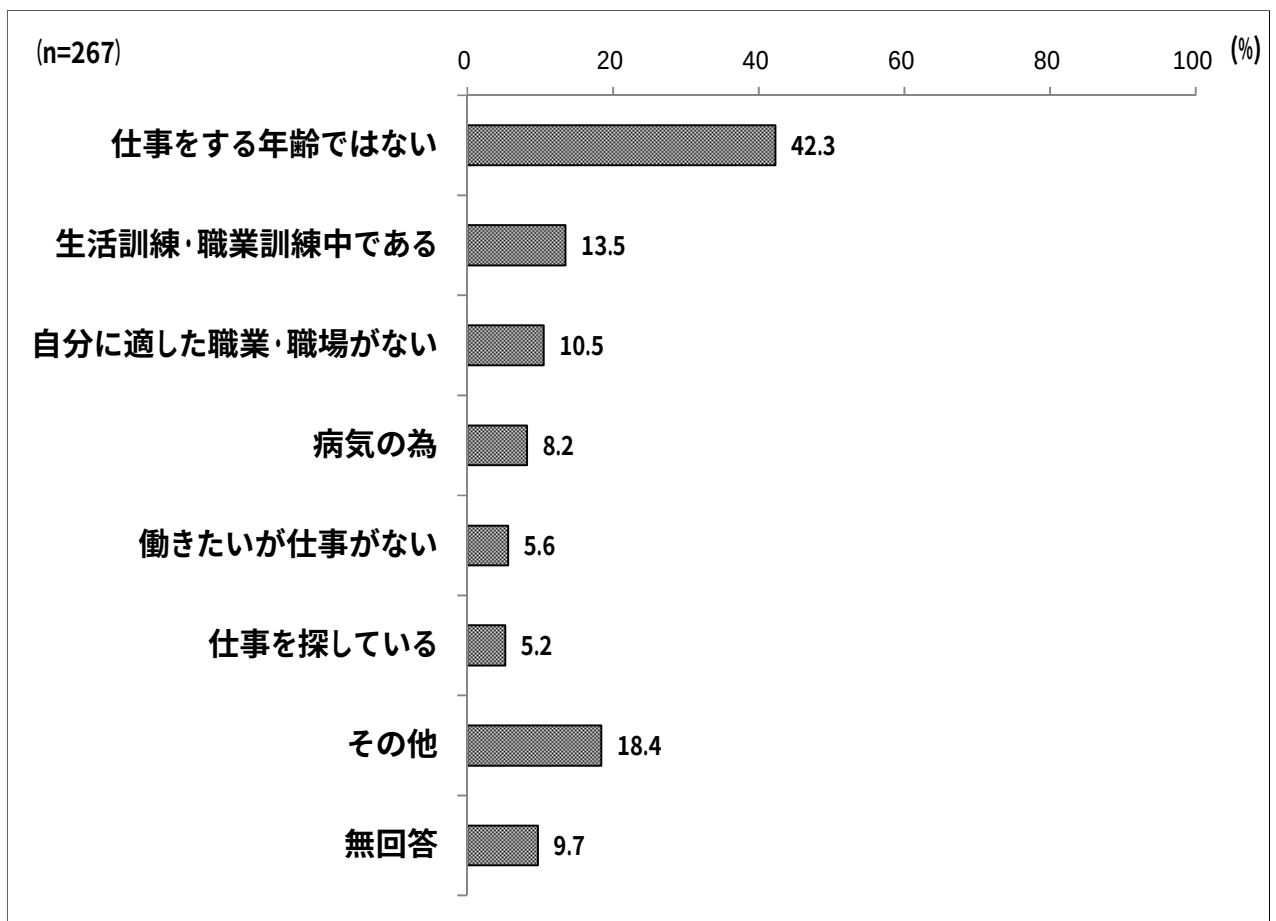
(3) 就労していない理由（複数回答）

- 就労していない理由は、身体障がい者では、65歳以上の方が全体の74.2%に上っていることから、「仕事をする年齢ではない」が63.9%と最も多くなっています。
- 知的障がい者でも、「仕事をする年齢ではない」が42.3%と最も高くなっていますが、背景として、就学年齢層が全体の16.2%、65歳以上が8.9%を占めています。続いて、「生活訓練・職業訓練中である」が13.5%となっています。
- 就労年齢である18～64歳が全体の80.7%を占める精神障がい者では、「仕事をする体力、気力がない」が51.1%、「病気の為」が16.4%となっています。
- 65歳以上が41.3%に上る難病患者では、「仕事をする年齢ではない」が51.5%となっています。

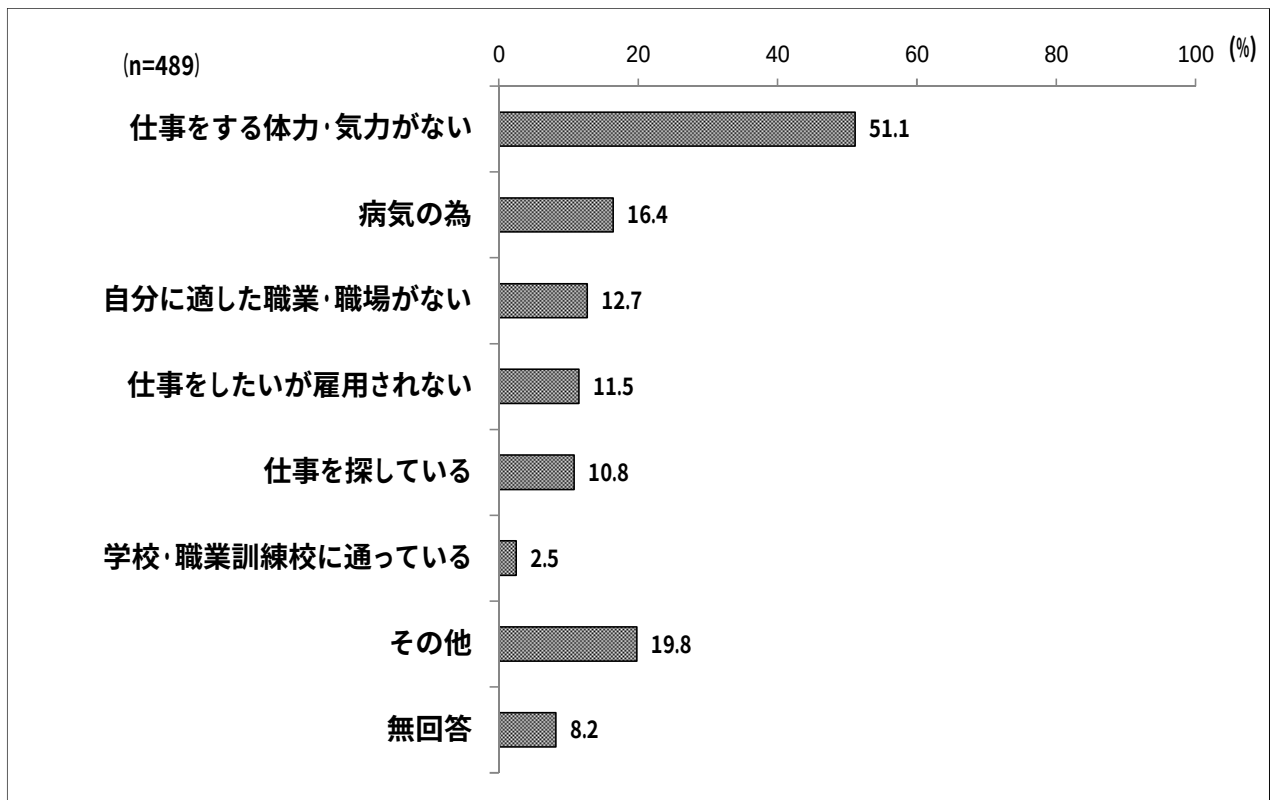
[身体障がい者]



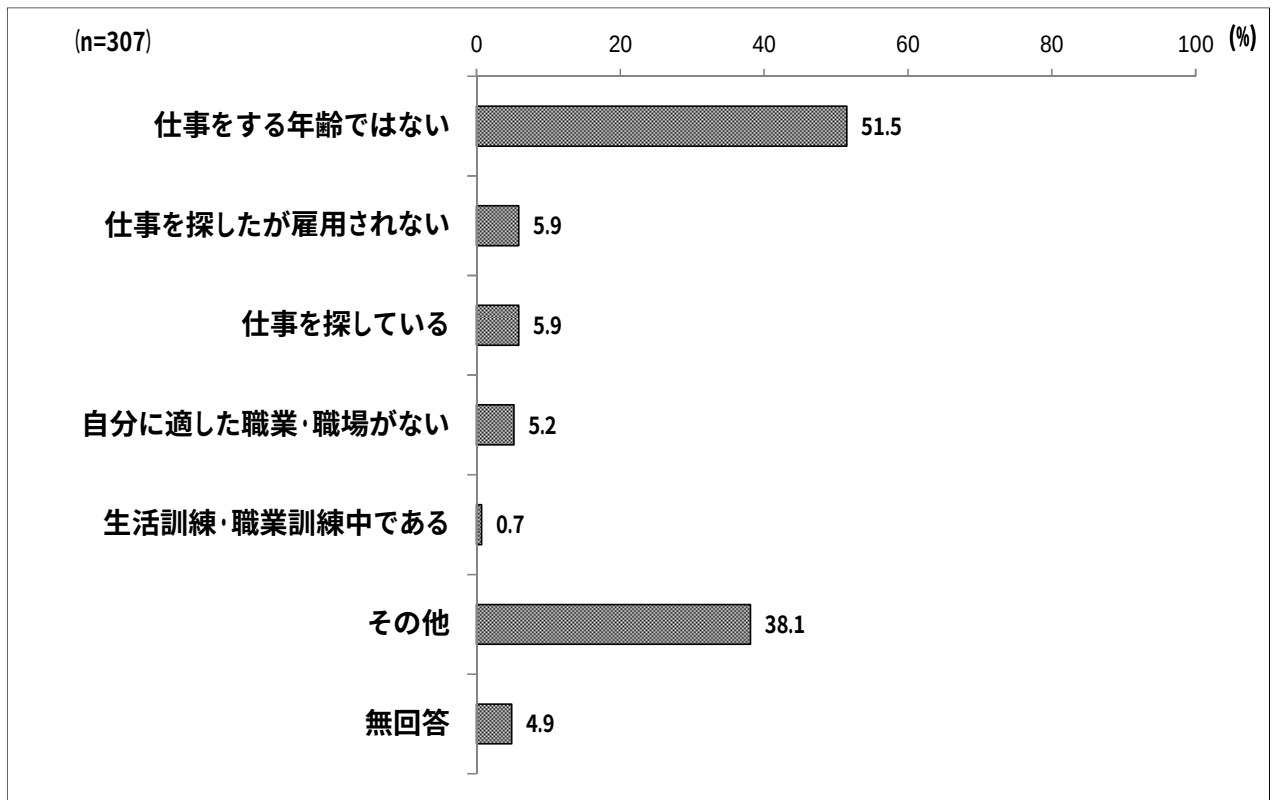
[知的障がい者]



【精神障がい者】

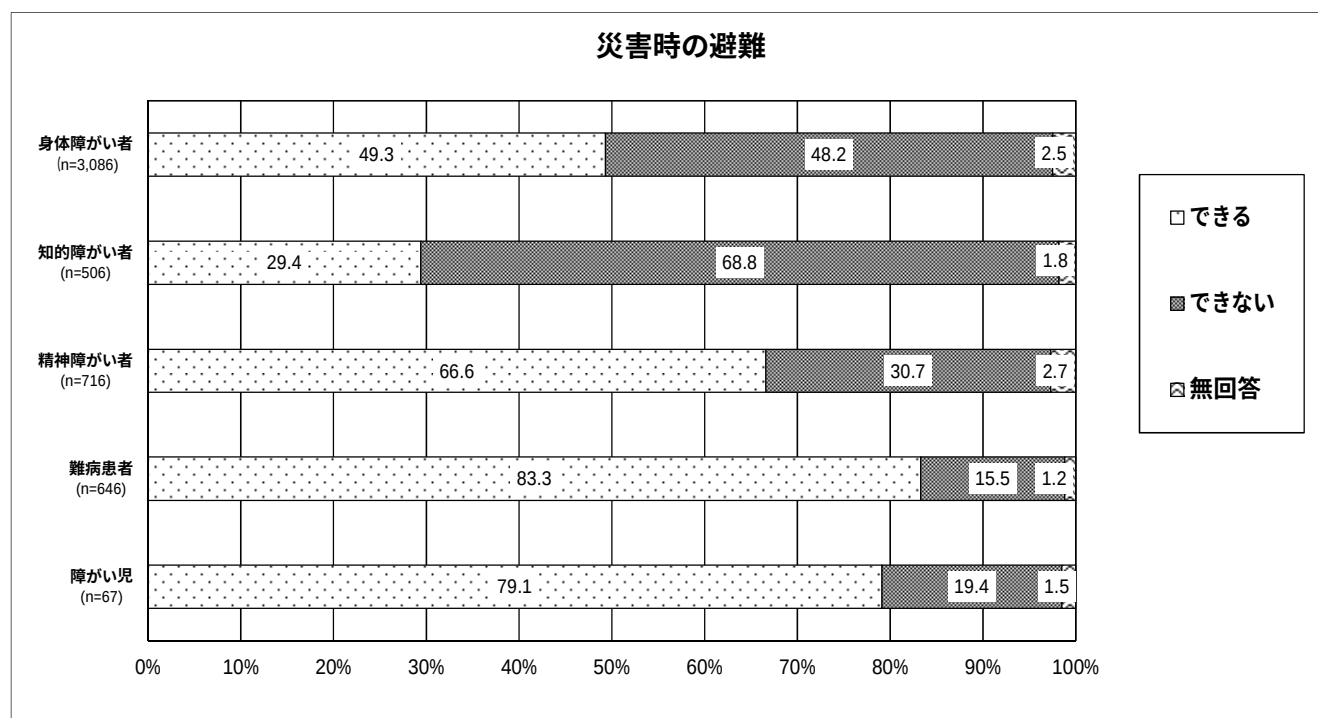


【難病患者】



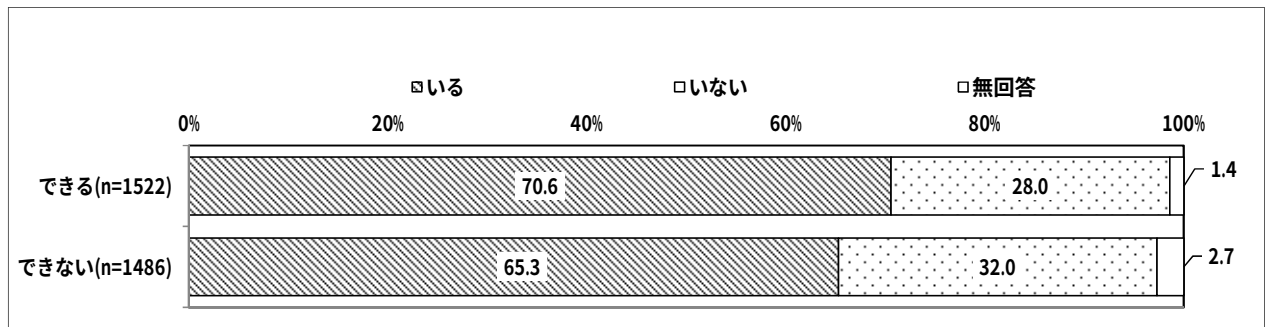
5 地震・火災などの災害時の状況

- 地震・火災などの災害時の避難にあたり、一人で避難できない割合（未就学児の場合は、保護者一人で子どもを連れて避難できない割合）は、知的障がい者が最も高く 68.8%、次いで身体障がい者が 48.2%、精神障がい者が 30.7%、障害児通所支援利用者が 19.4%、難病患者が 15.5%となっており、特に知的障がい者について、援助者の必要性が高くなっています。
- また、一人で避難が「できない」と答えた人の中で、「援助者がいない」と答えた人の割合は、精神障がい者が 42.7%（94 人）で最も多く、難病患者が 36.0%（36 人）、身体障がい者が 32.0%（475 人）、知的障がい者が 12.1%（42 人）、障害児通所支援利用者（手帳不所持の方）が 22.2%（2 人）となっており、1人暮らしの多い精神障がい者で援助者がいない割合が高いものの、実人数としては身体障がい者が最も多くなっています。調査回答者の合計で約 650 名が、災害時に避難援助者を必要としており、援助者の確保が課題といえます。

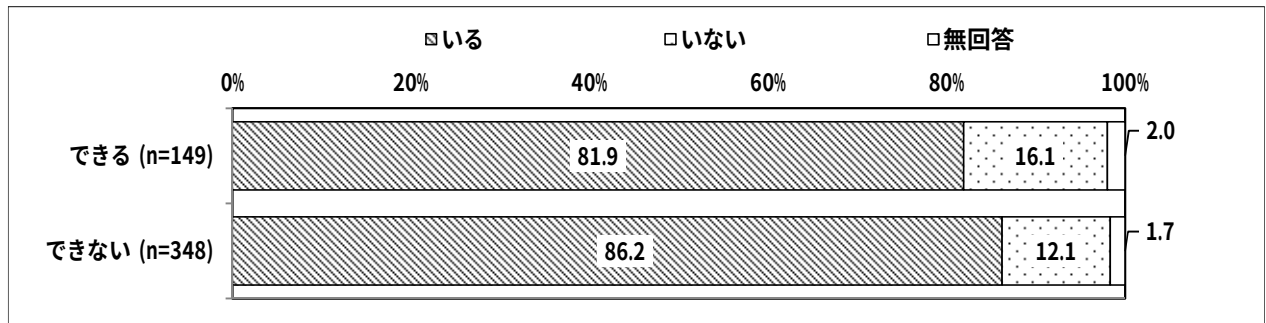


一人で避難が「できない」と答えた人の、援助者の有無

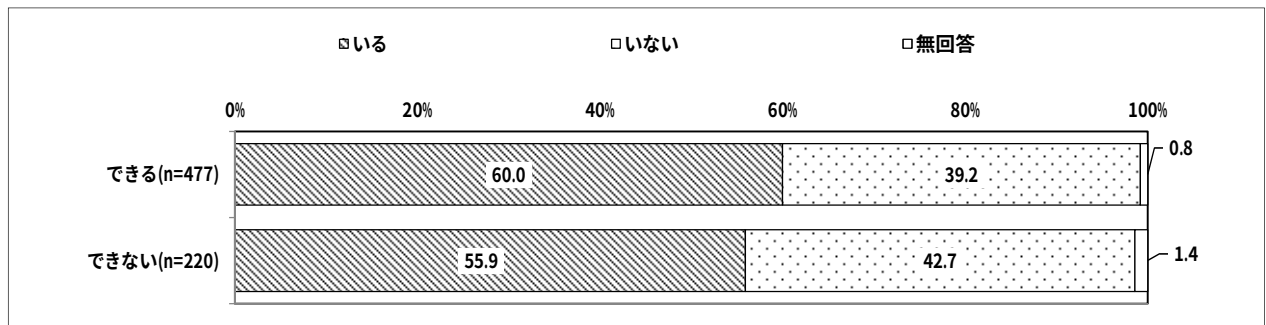
[身体障がい者]



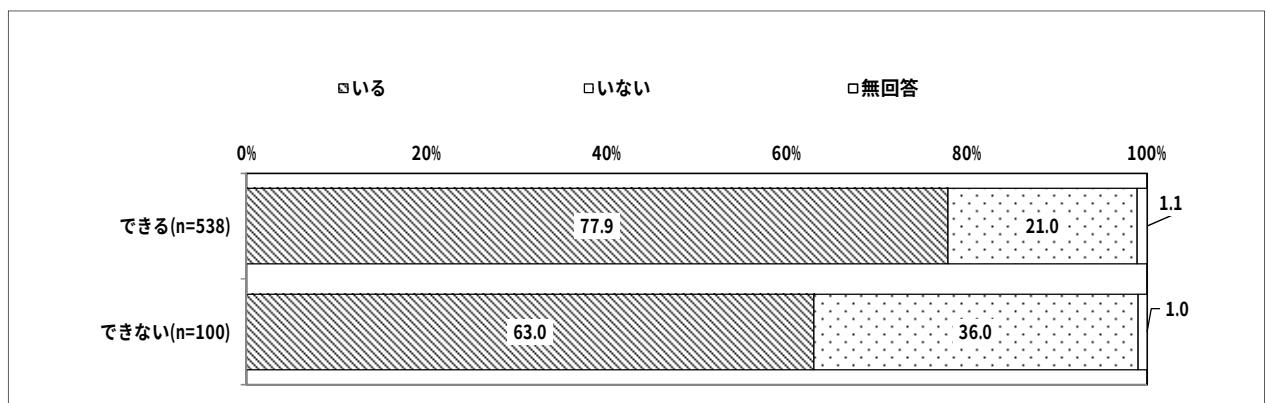
[知的障がい者]



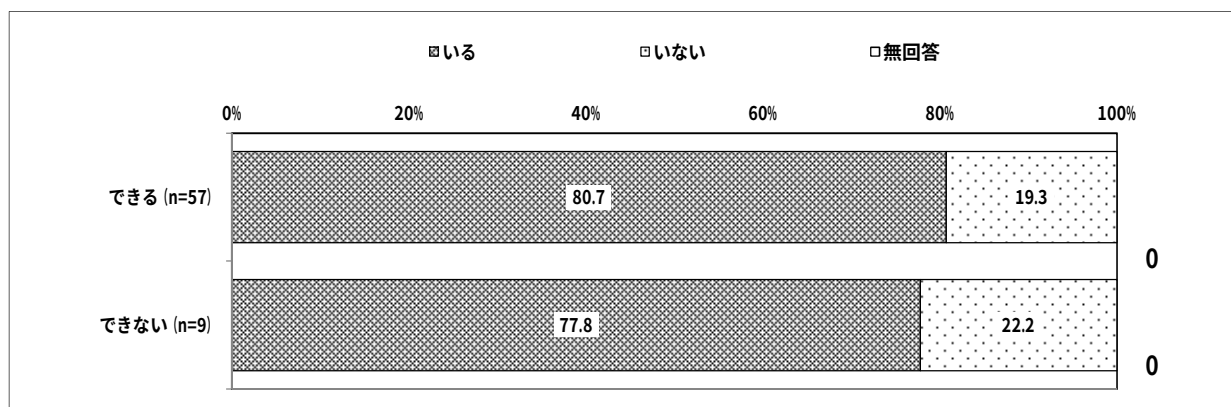
[精神障がい者]



[難病患者]



〔障害児通所支援利用者（手帳不所持の方）〕

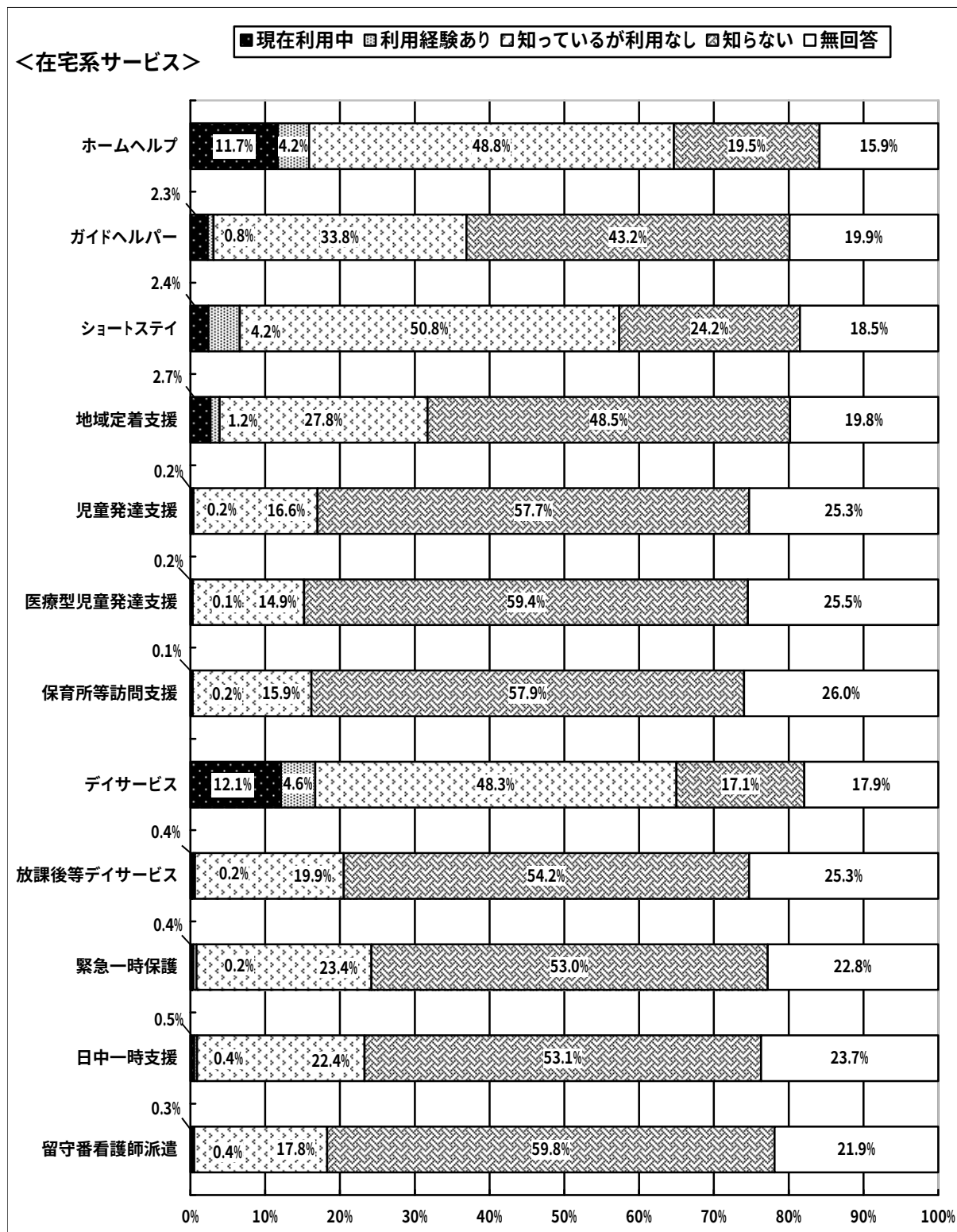


6 福祉サービスの利用状況（複数回答）

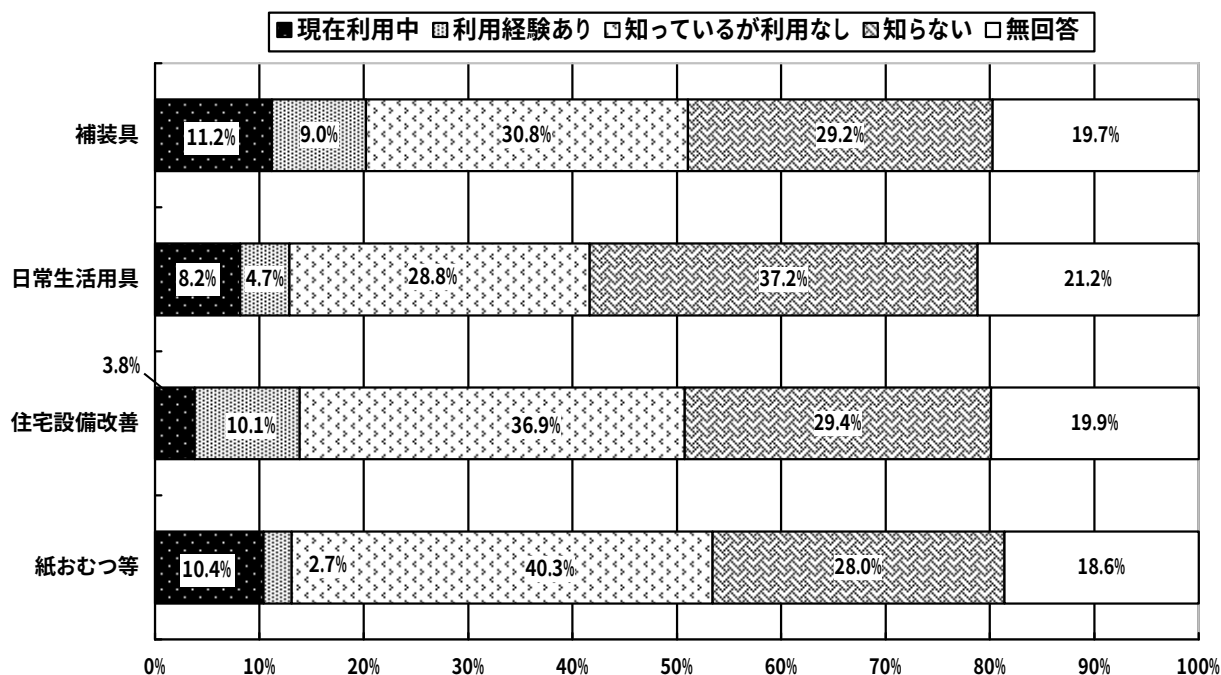
- 身体障がい者のサービス利用状況では、利用率が39.2%と最多の「福祉タクシー券」のほか、介護保険と共通するサービスである「ホームヘルプ」が多く、また認知度も高くなっています。障がい部位及び年齢により、利用できるサービスが異なるため、対象者数の少ないサービスについては、認知度が低いものもあります。
- 知的障がい者のサービス利用状況では、「計画相談支援」の利用が最も多く（30.6%）、「障害児相談支援」（4.7%）と合わせると、35.3%の方が自立支援給付・障害児通所給付（法定サービス）を利用していることがわかります。その中で利用率が高いサービスは「放課後等デイサービス」「ショートステイ」です。地域生活支援事業の「ガイドヘルパー（移動支援）」も利用者が多くなっています。また、成年後見制度の認知度は年々上がってきていますが、実際に利用している人は少数にとどまっており、引き続き利用支援を行っていく必要があります。
- 精神障がい者のサービス利用状況では、金銭面等の支援の「都営交通無料乗車券」の利用が最も多く71.9%となっています。現在、最も多く利用されている施設は「就労移行・就労継続支援（作業所）」で、10.8%の人が利用中です。精神障害者地域生活支援センター「アゼリア」、精神障害者相談支援事業所「コンパス」を利用していない人の理由として、「知らない」が多いことから、認知度の向上が必要です。
- 難病患者のサービス利用状況では、在宅系サービスの「デイサービス」の利用が最も多く4.3%となっています。現在最も多く利用されている施設は「荒川区保健所」で、11.1%の人が利用中または利用したことがあります。

- 障害児通所支援利用者（手帳不所持の方）のサービス利用状況では、在宅系サービスは「児童発達支援」の利用が最も多く 28.4%となっています。最も多く利用されている施設は「心身障害者福祉センター（荒川たんぽぽセンター）」で、68.7%の人が現在利用中です。

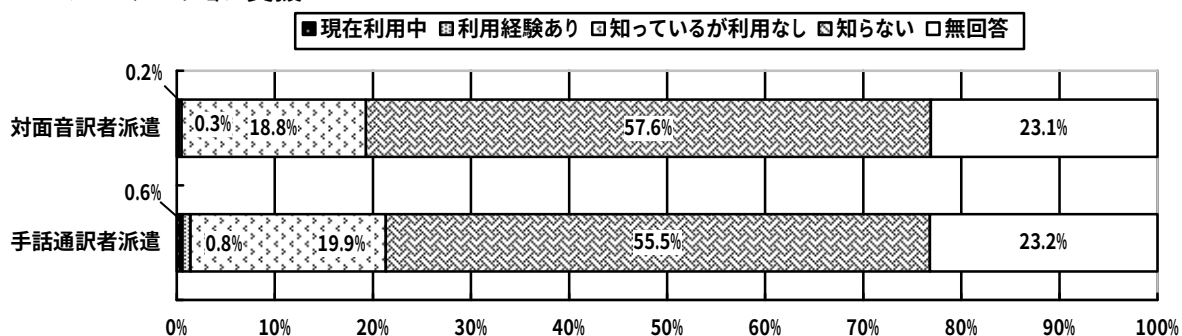
[身体障がい者] (n=3,086)



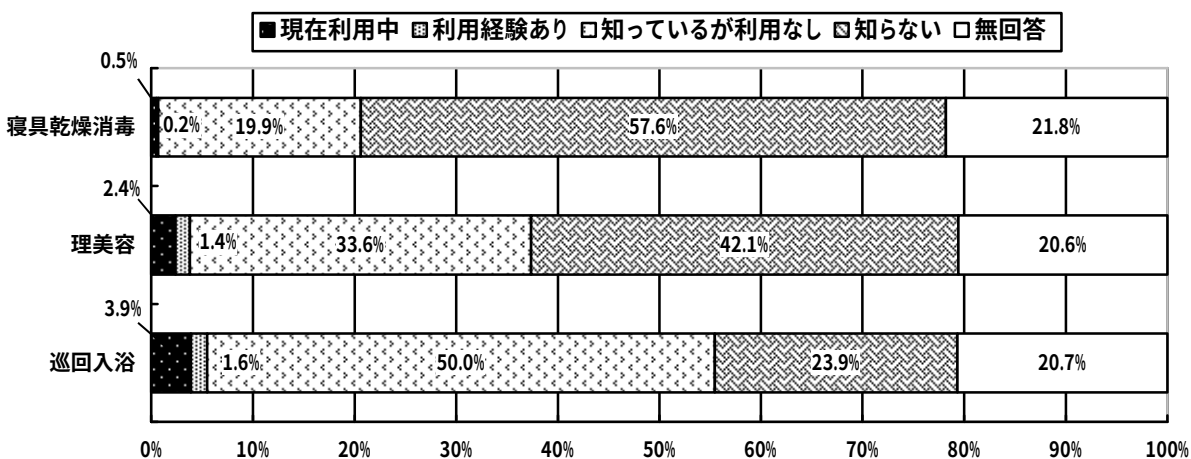
<日常生活補助用具>

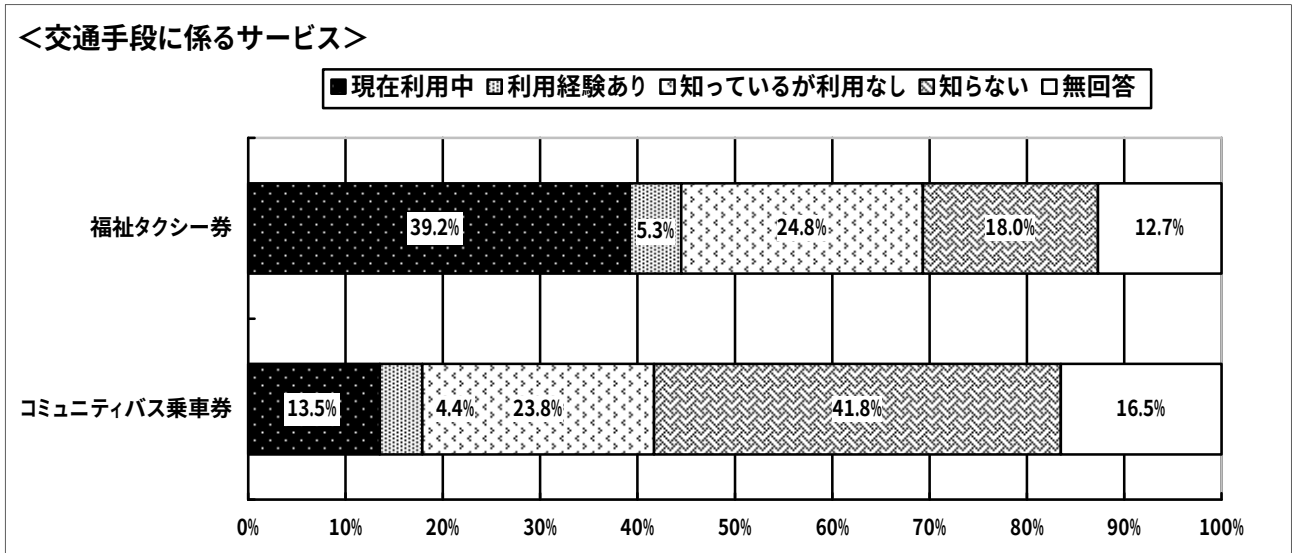


<コミュニケーション支援>



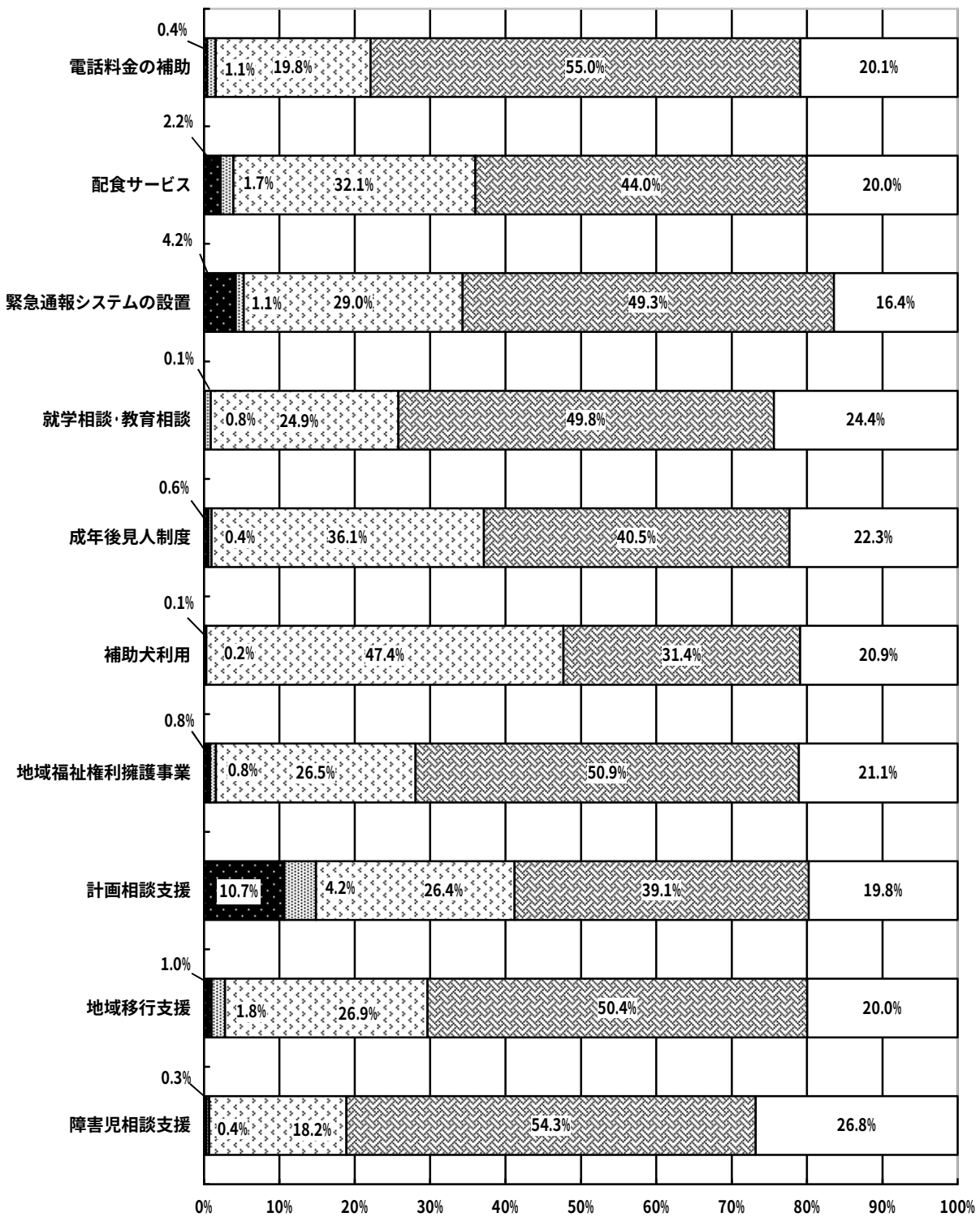
<衛生に係るサービス>



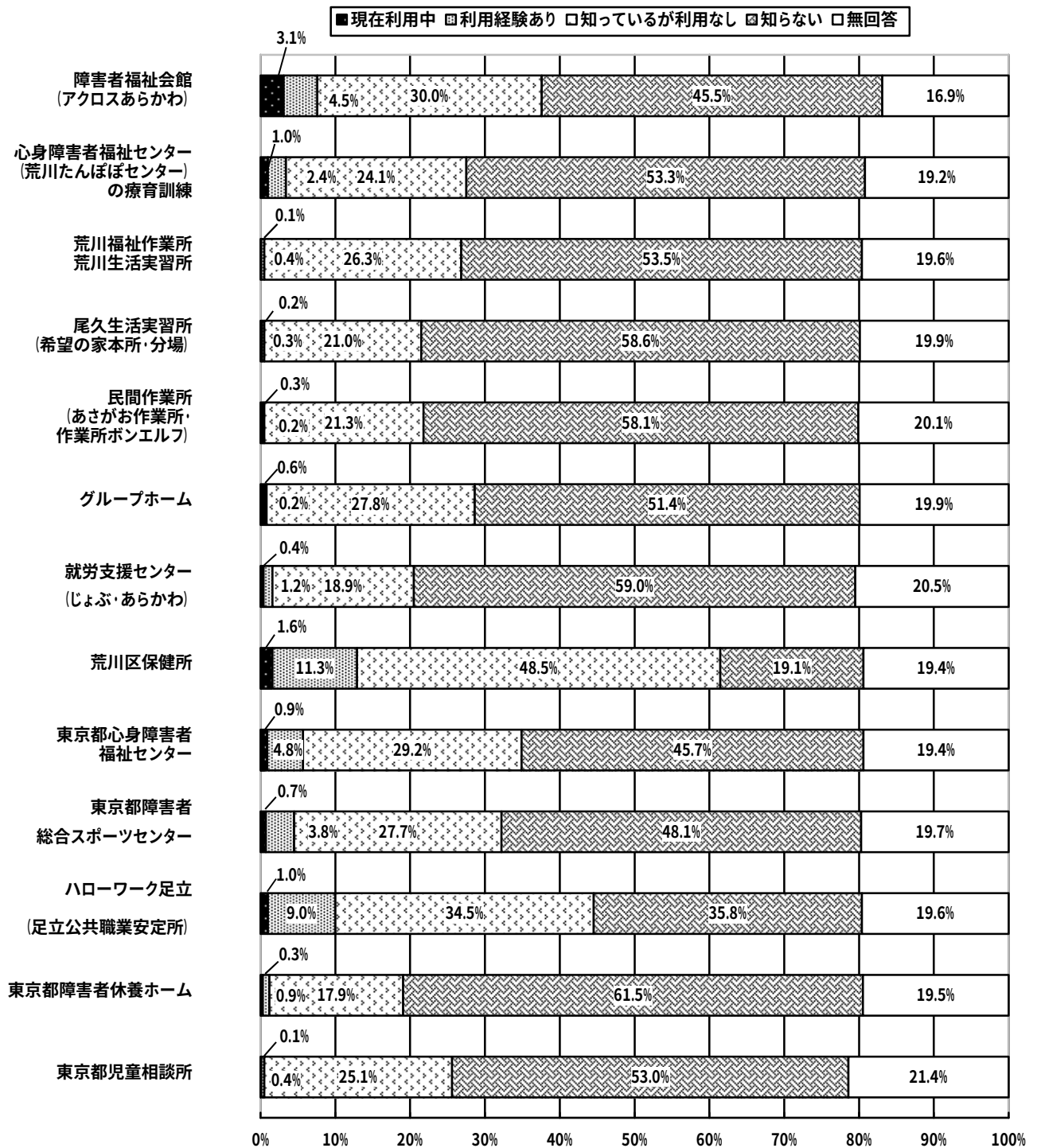


<その他のサービス>

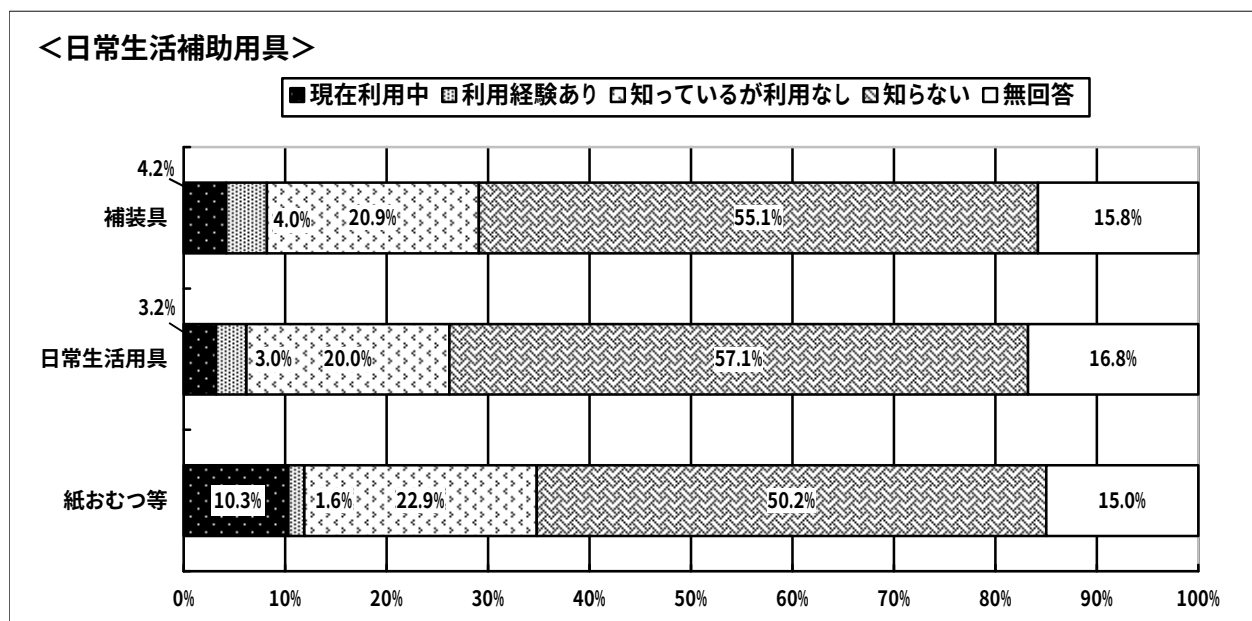
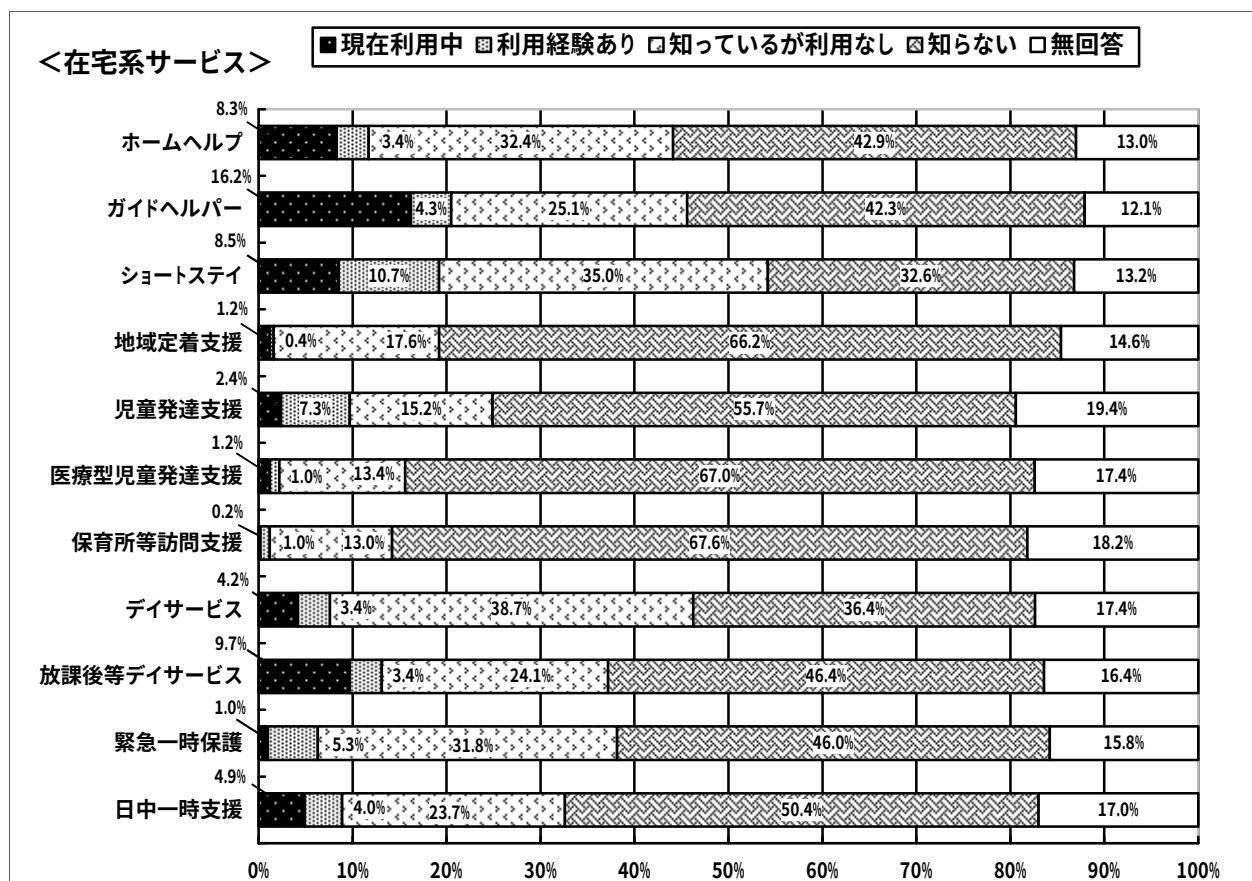
■ 現在利用中 ■ 利用経験あり □ 知っているが利用なし □ 知らない □ 無回答

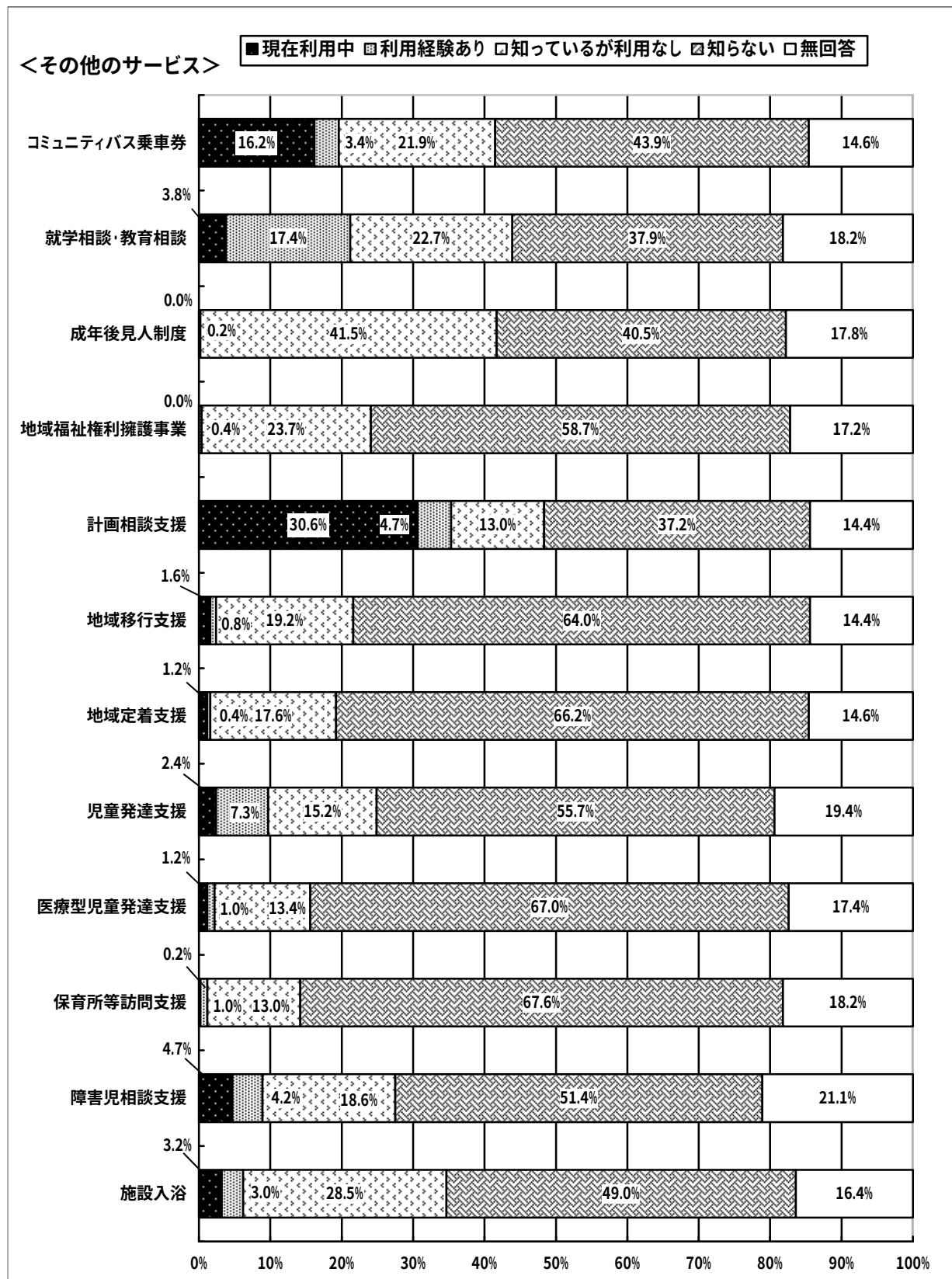


<施設利用>

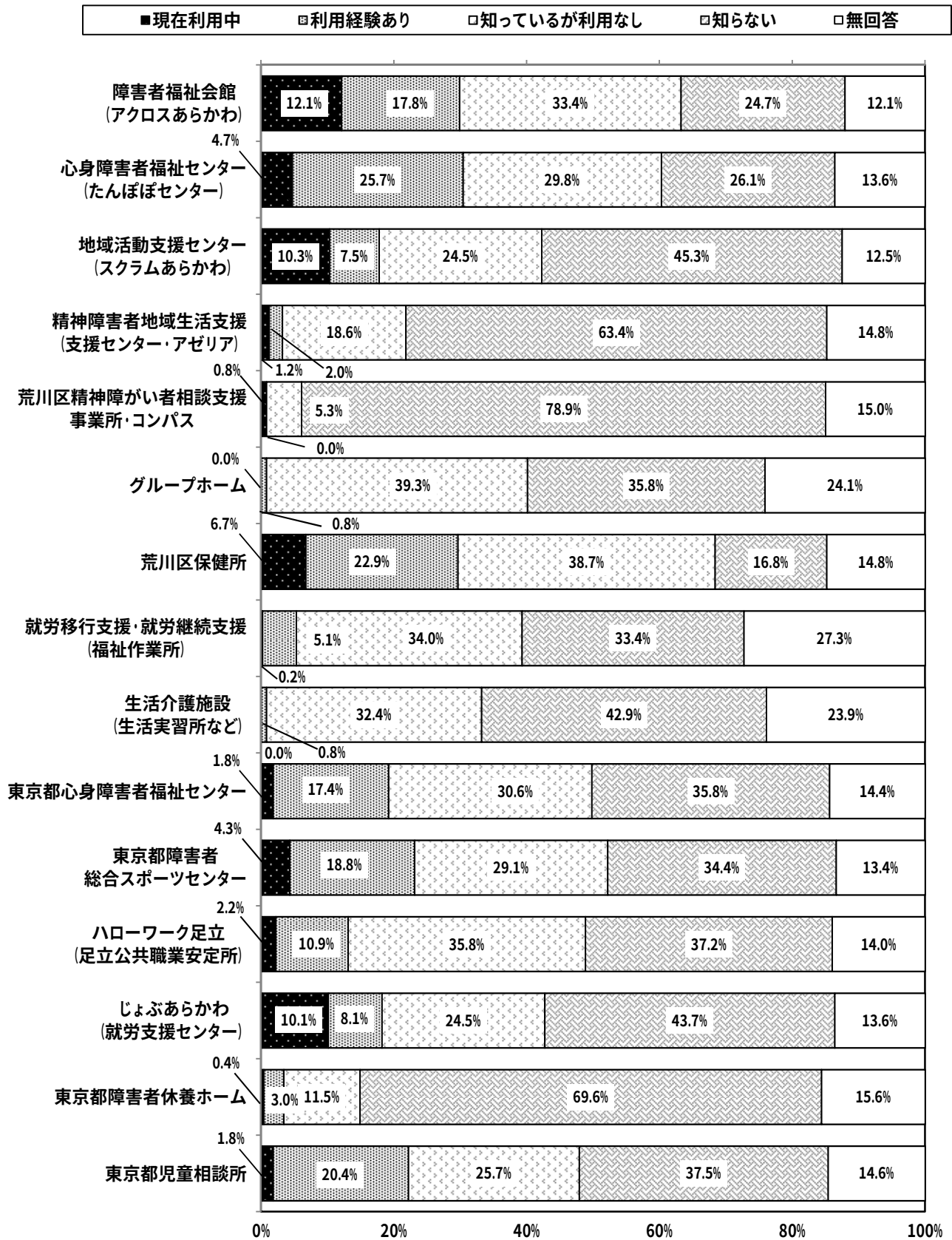


[知的障がい者] (n=506)



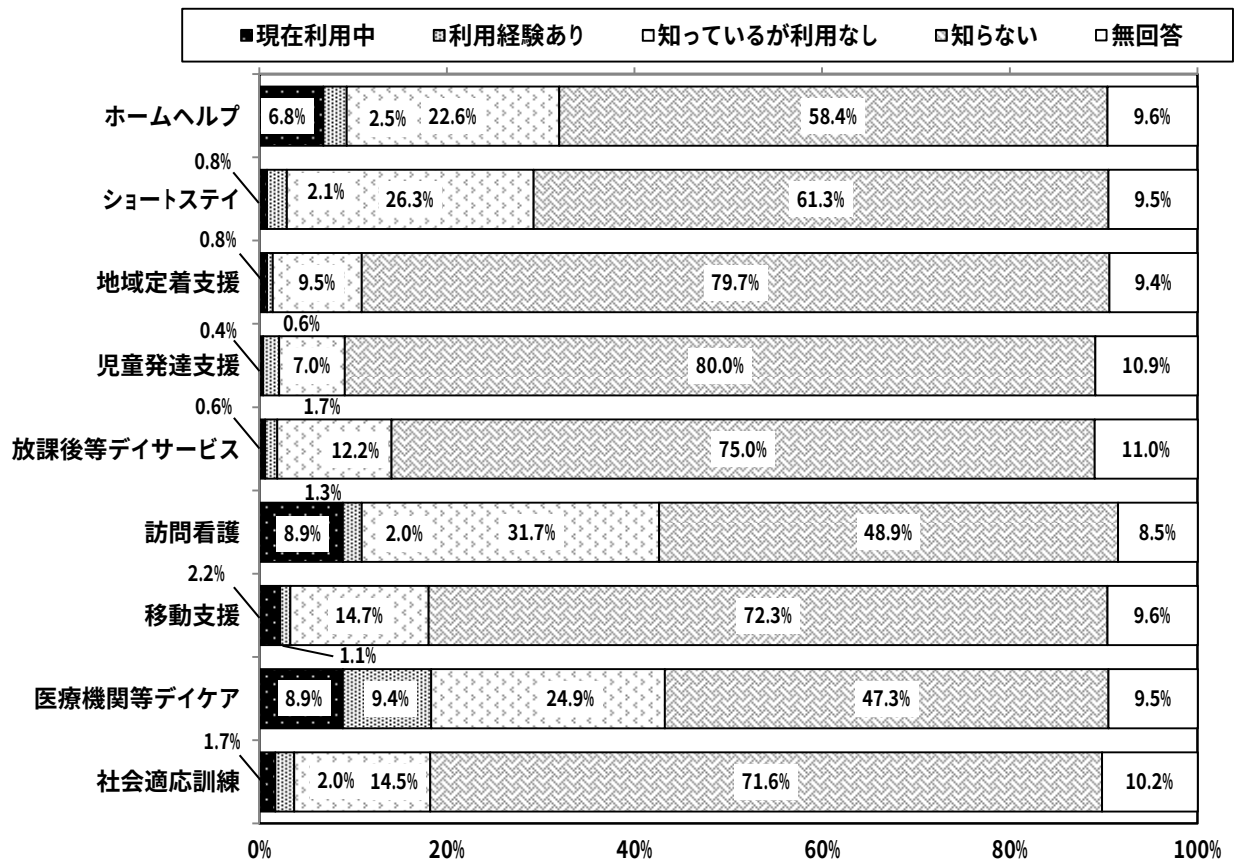


＜施設利用＞

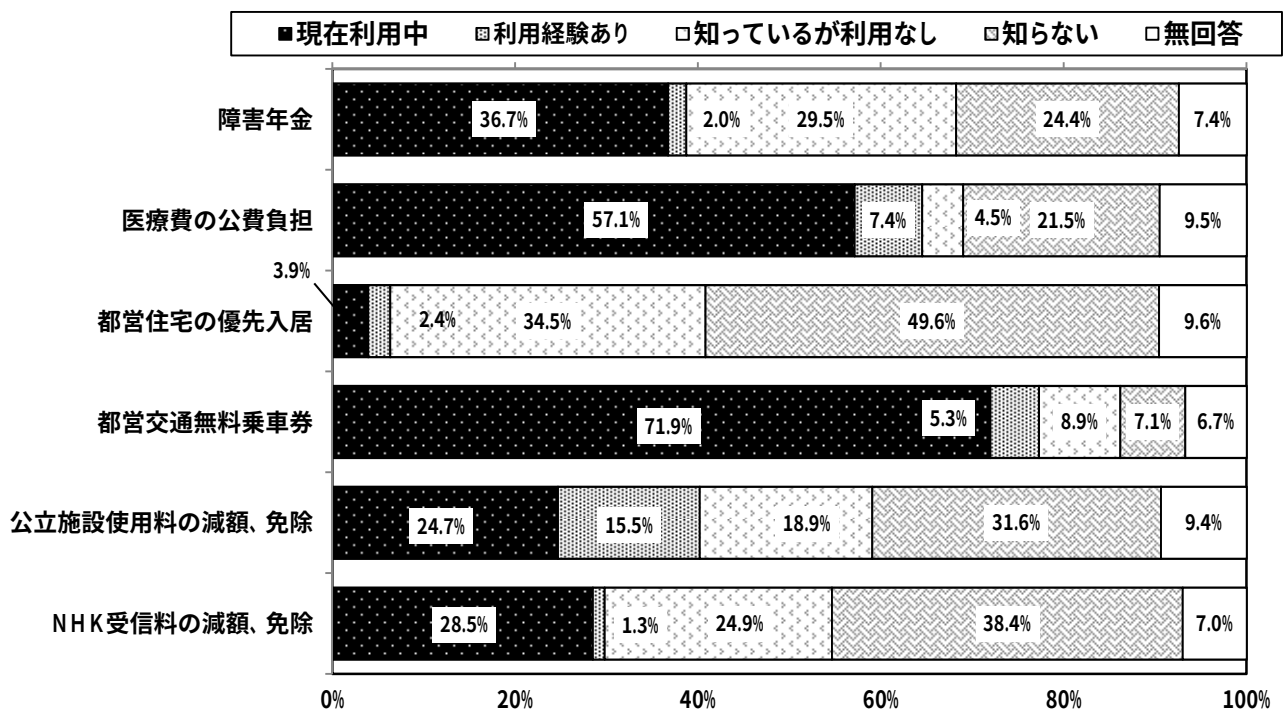


〔精神障がい者〕(n=716)

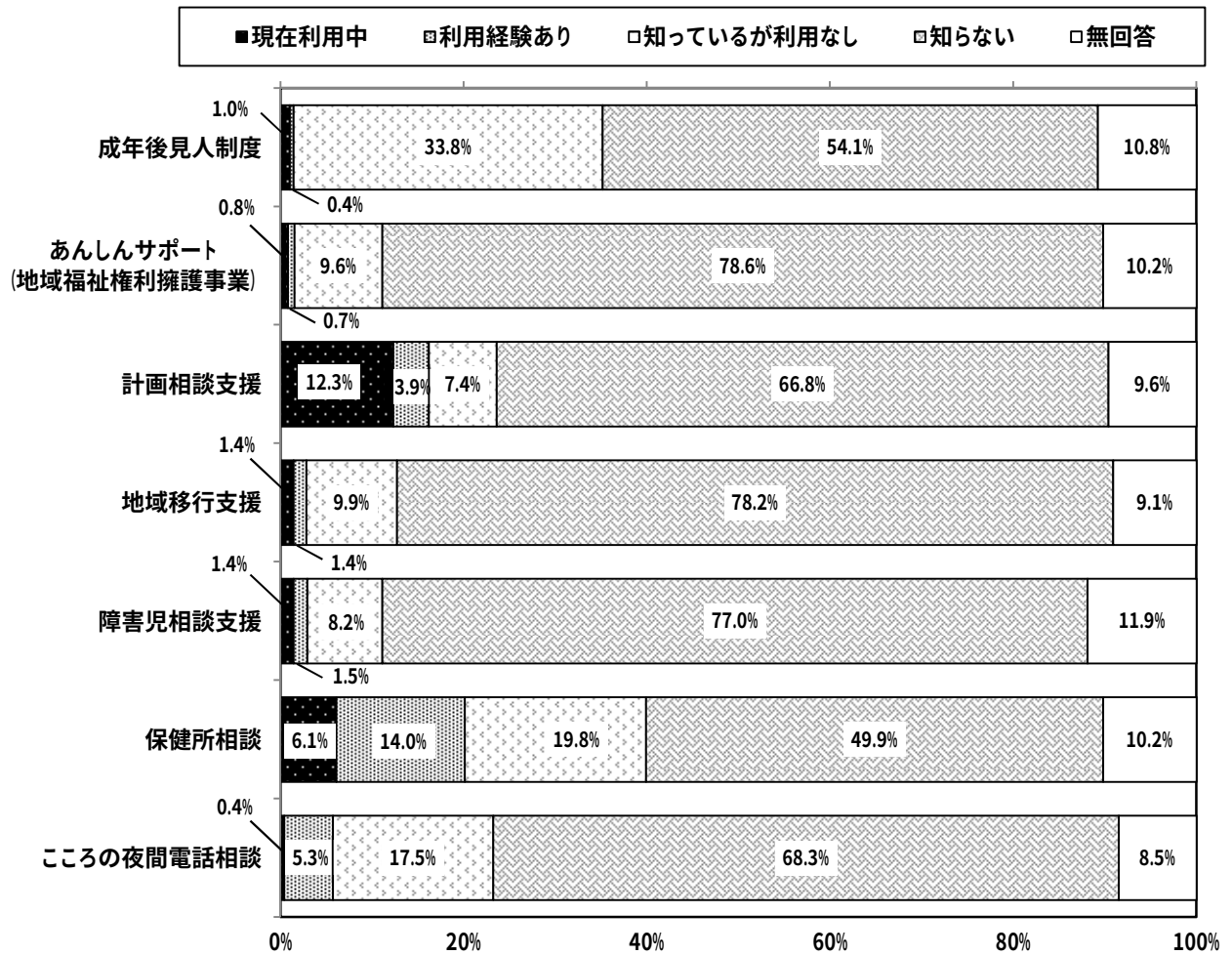
＜在宅系サービス＞



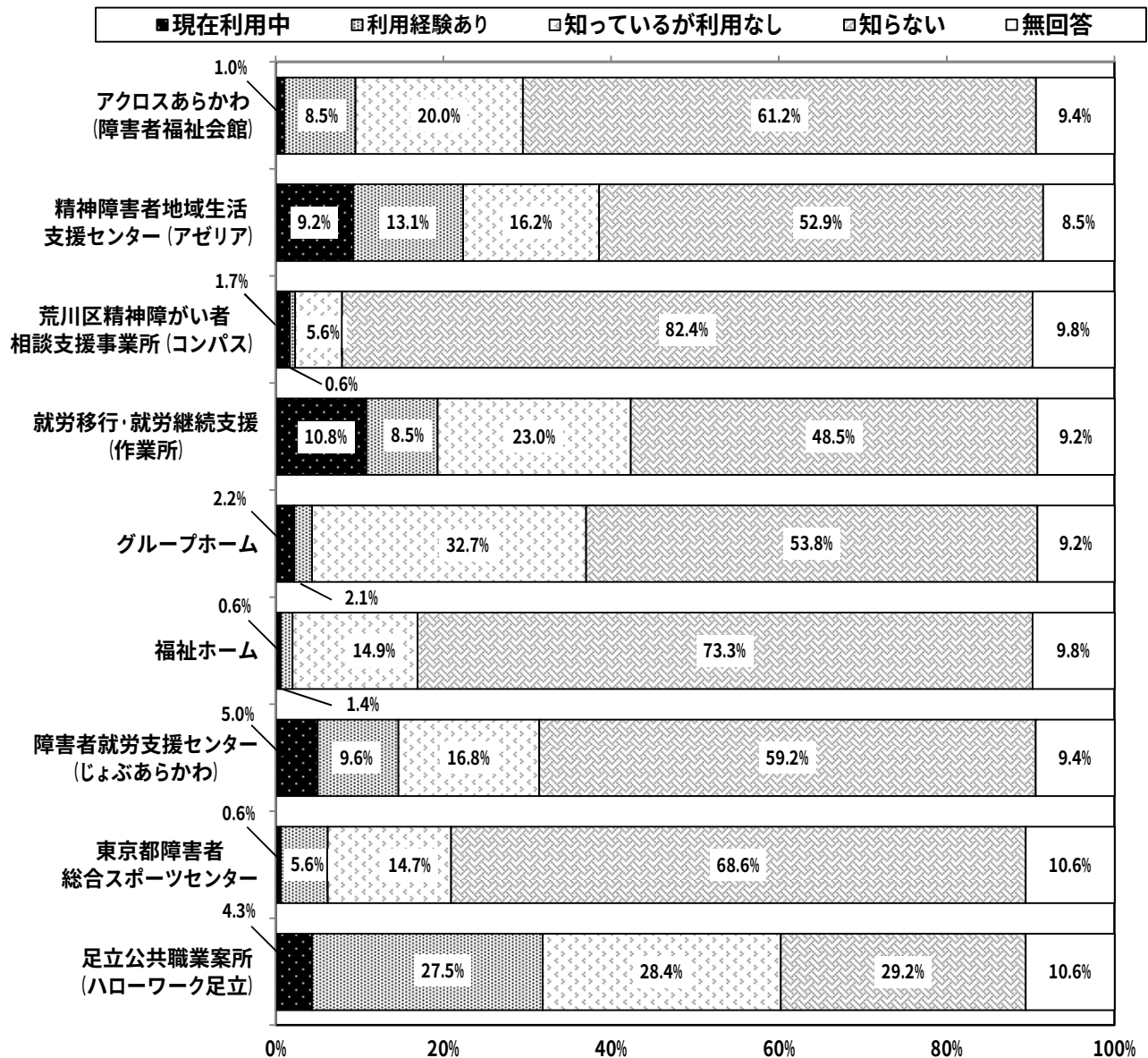
＜金銭面等の支援＞



<その他のサービス>

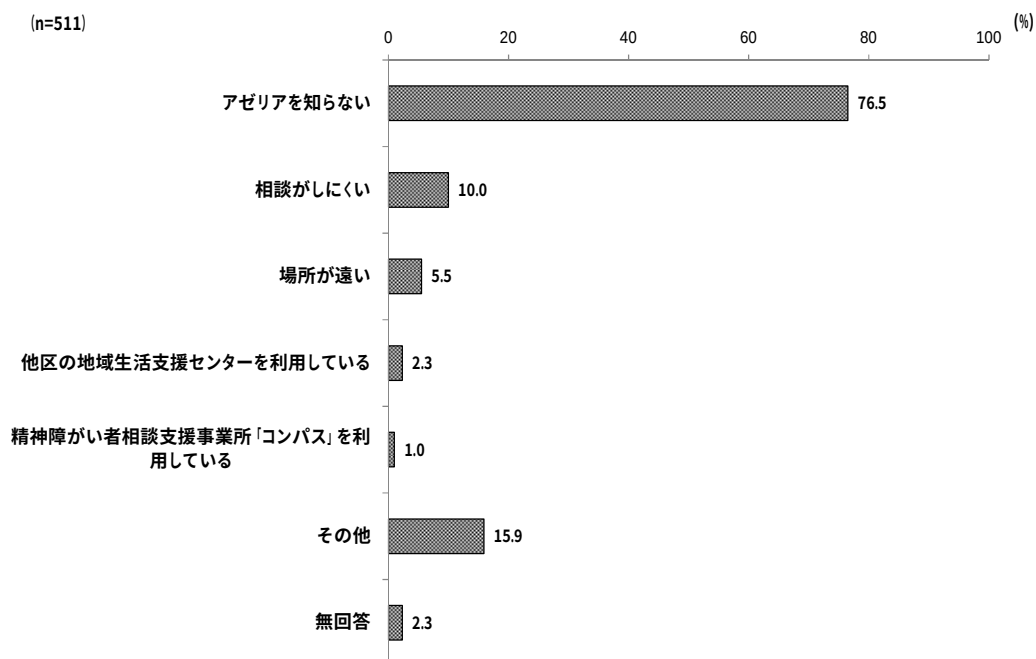


<施設利用>



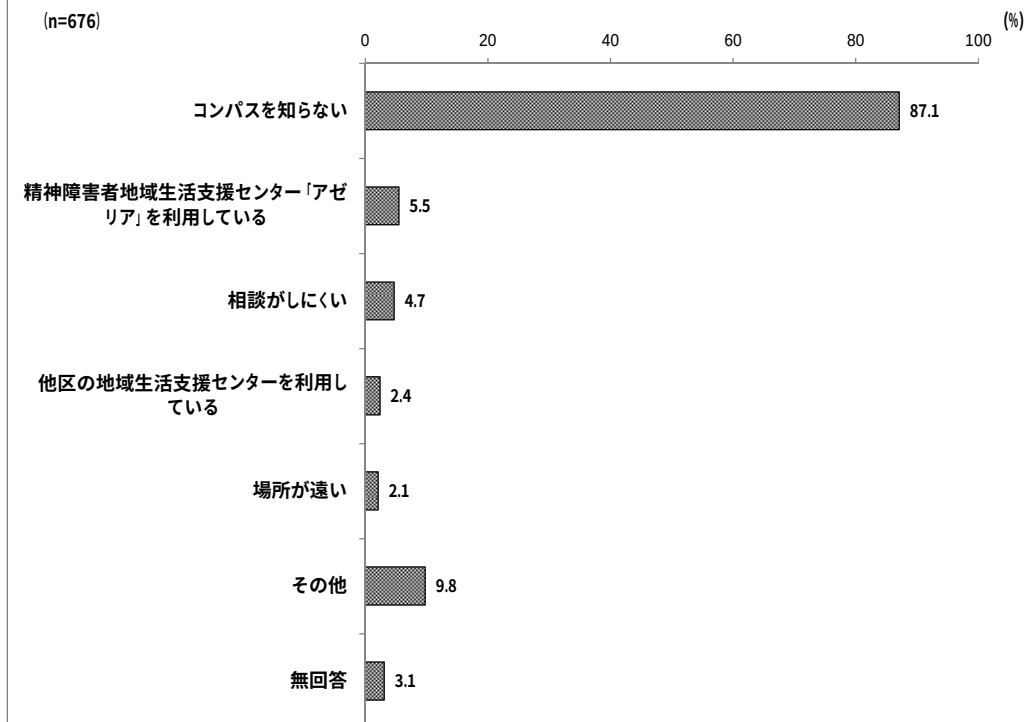
【精神障がい者】

精神障害者地域生活支援センター「アゼリア」を利用しない理由

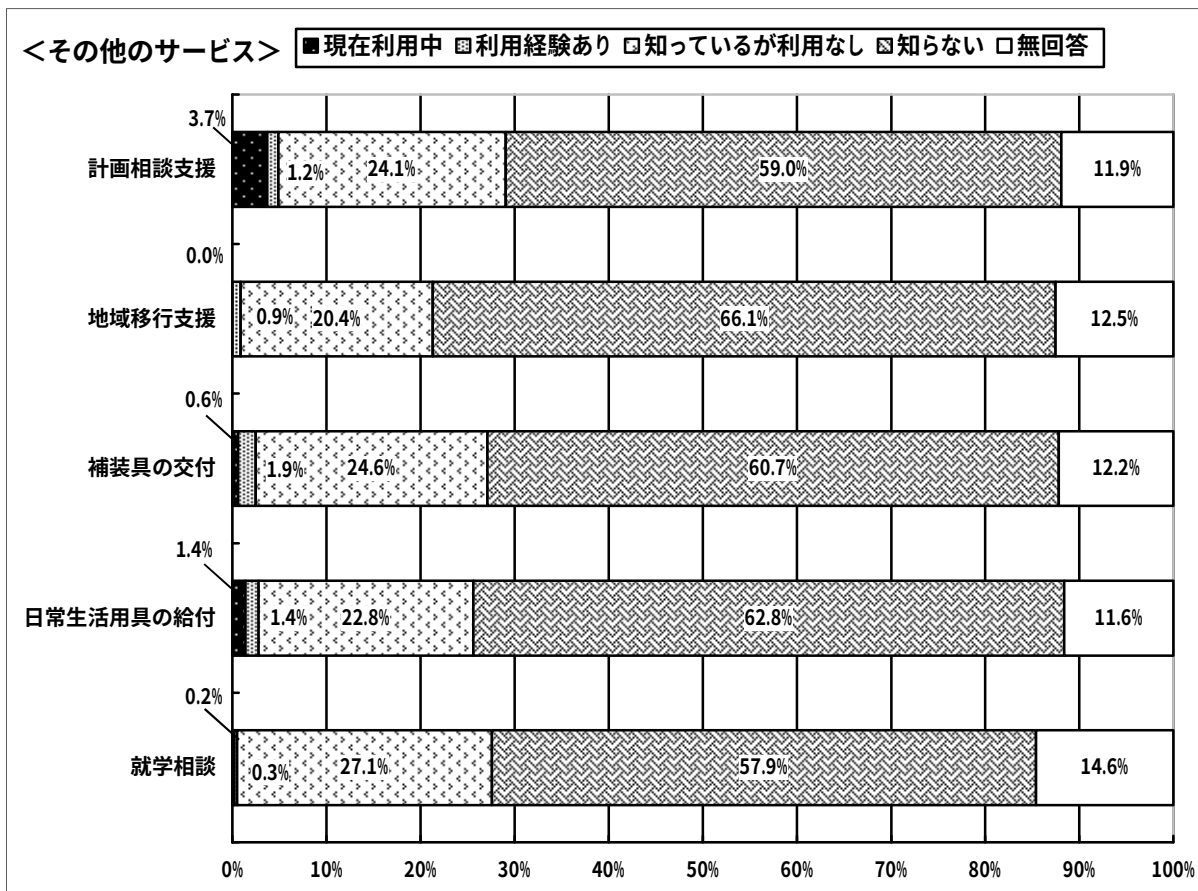
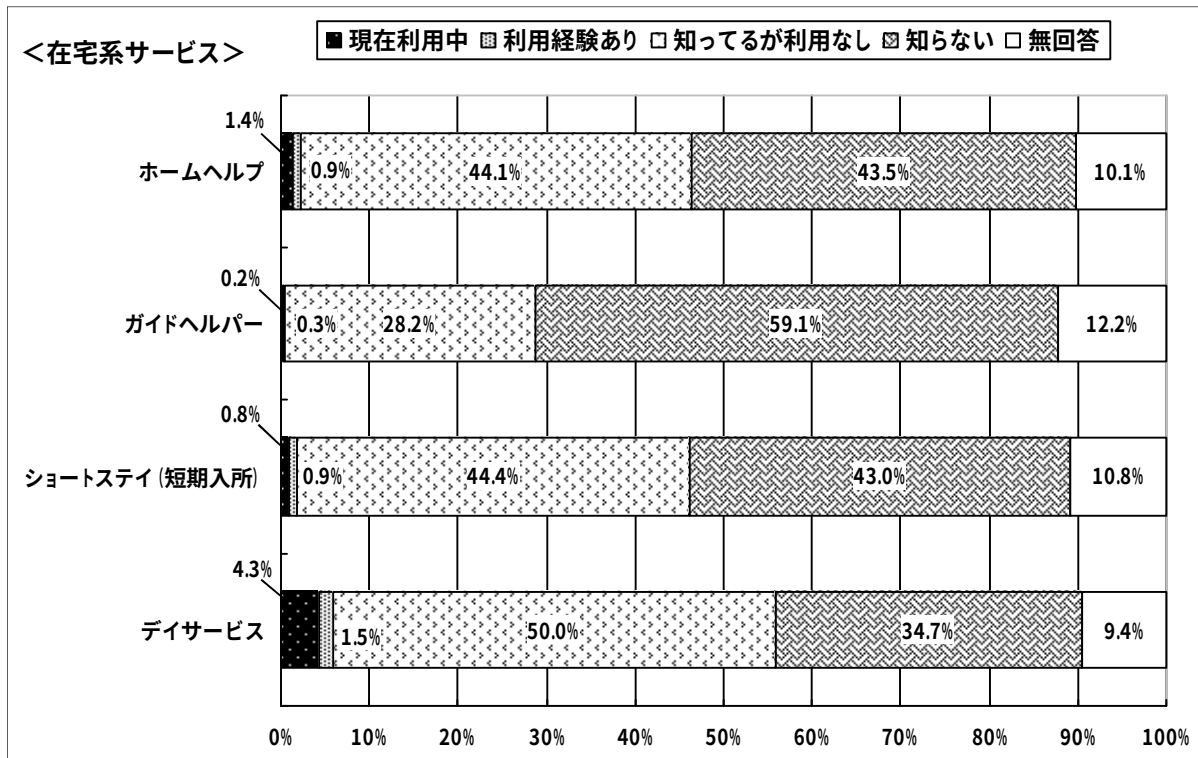


【精神障がい者】

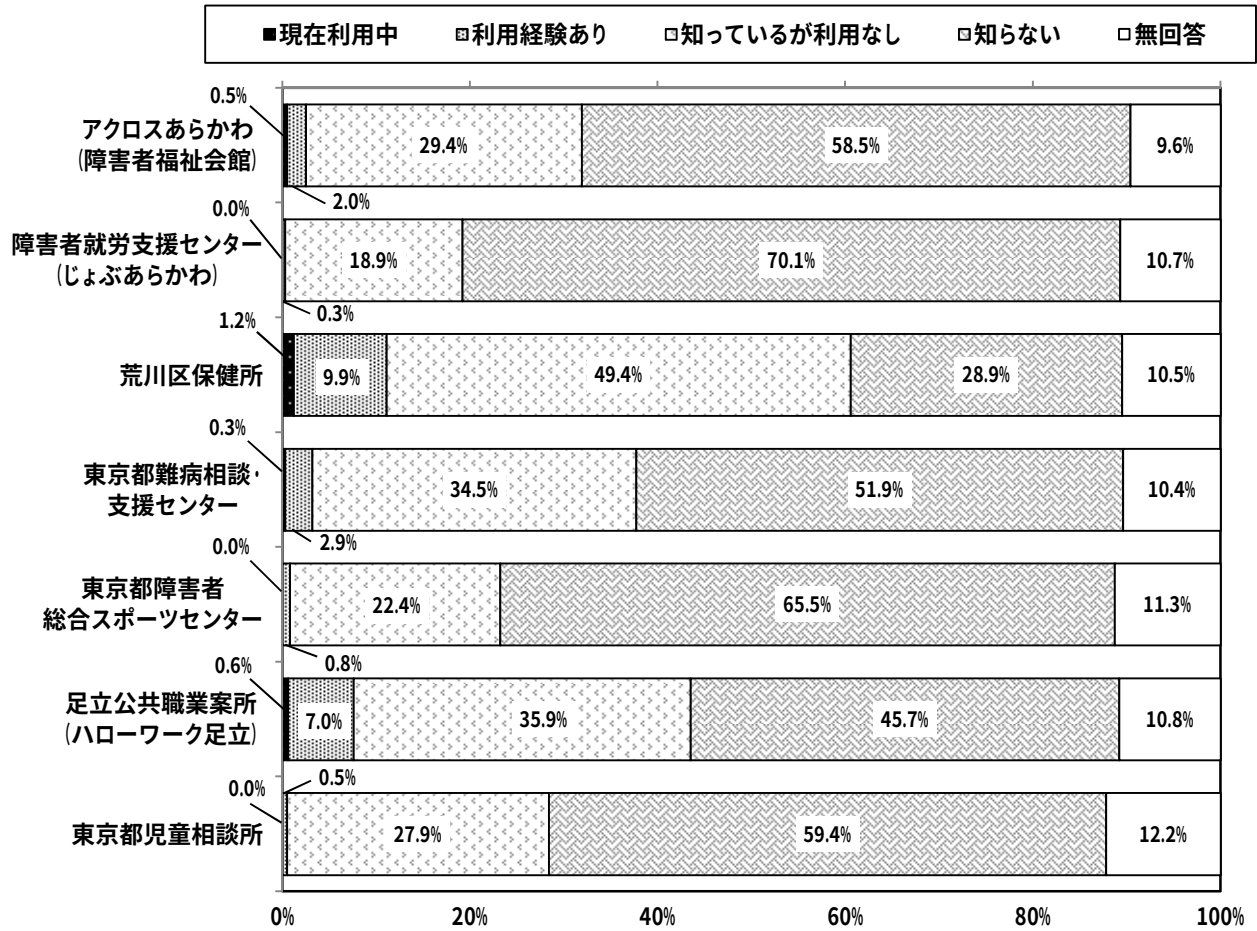
精神障害者相談支援事業所「コンパス」を利用しない理由



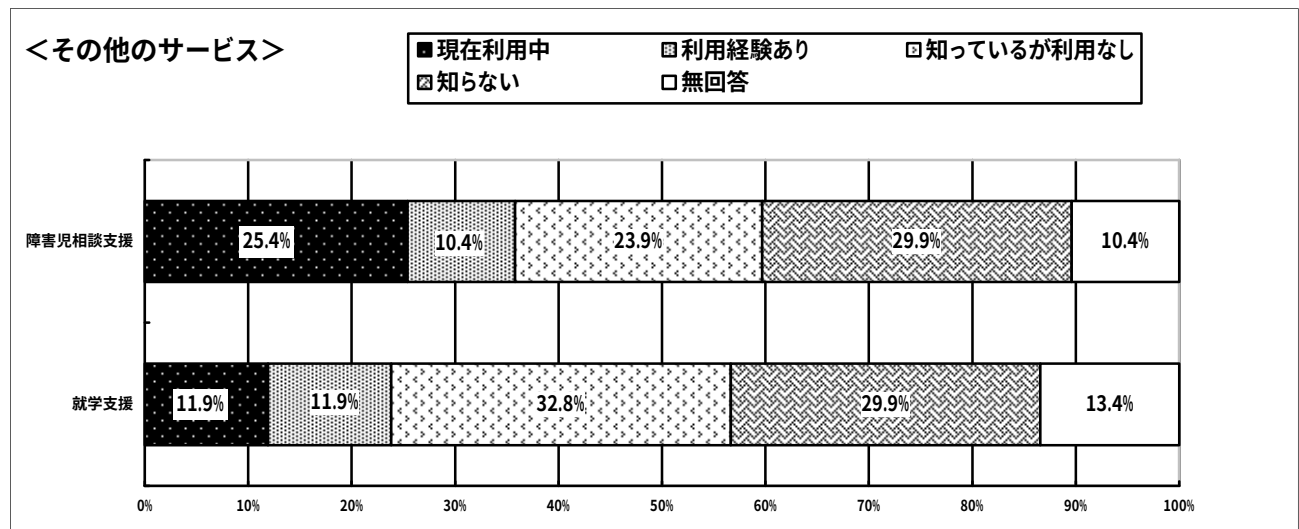
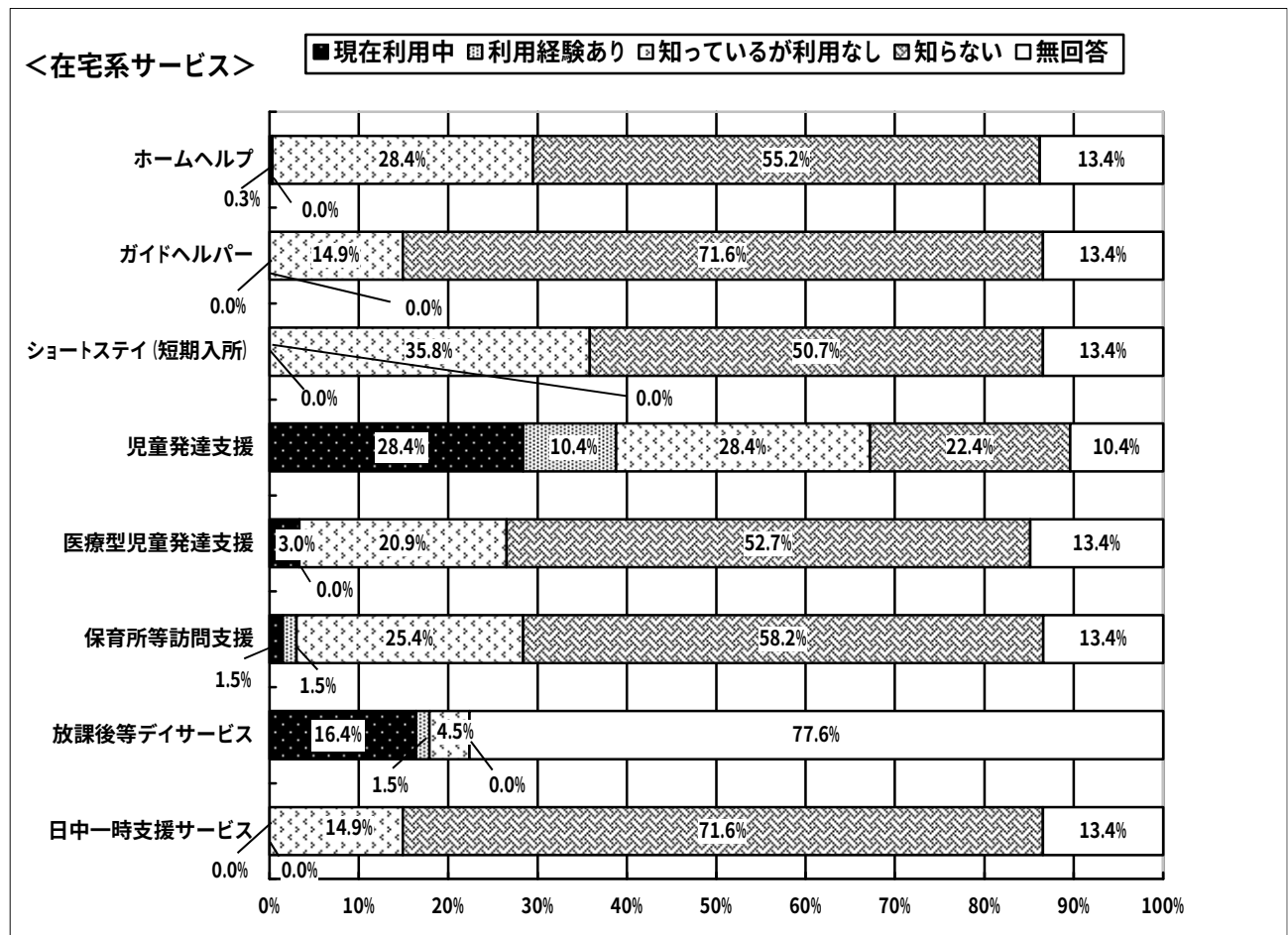
[難病患者] (n=646)



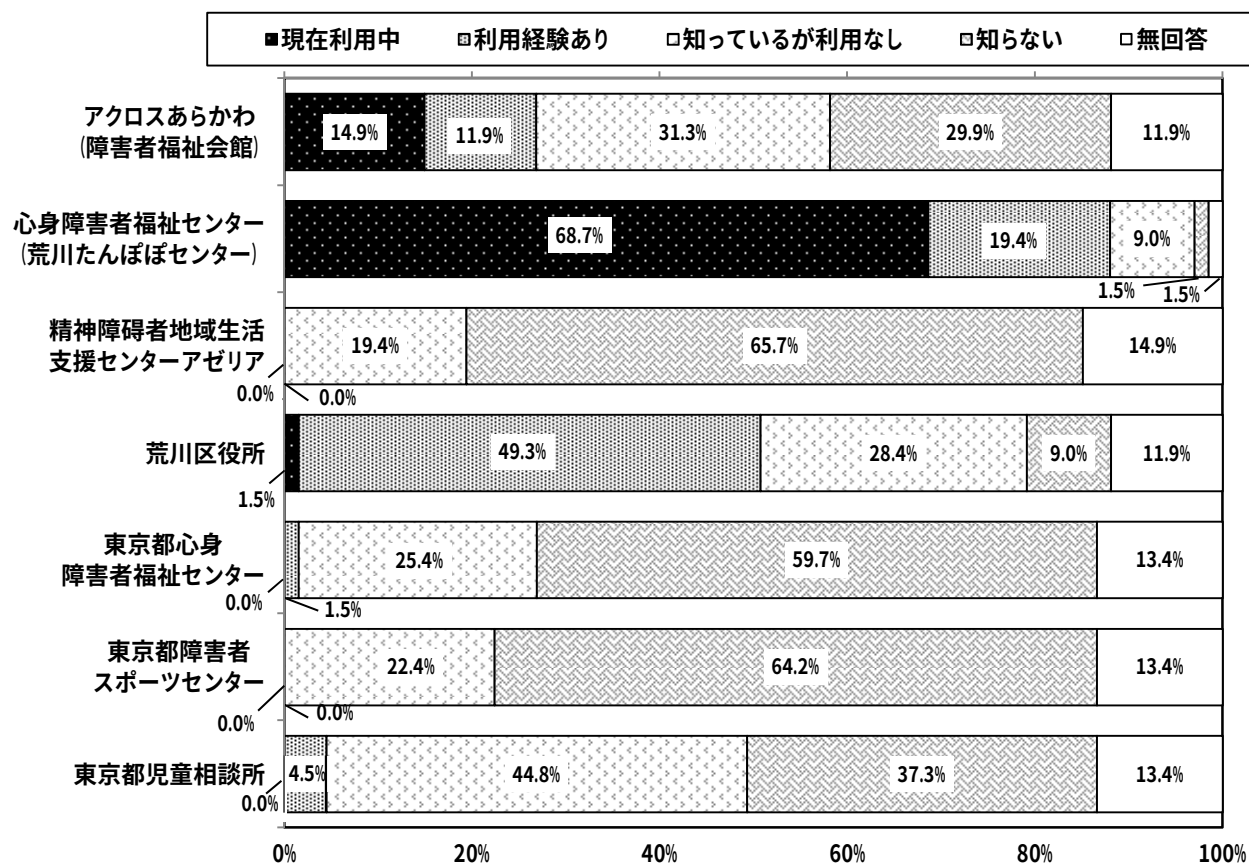
<施設利用>



〔障害児通所支援利用者（手帳不所持の方）〕（n=67）



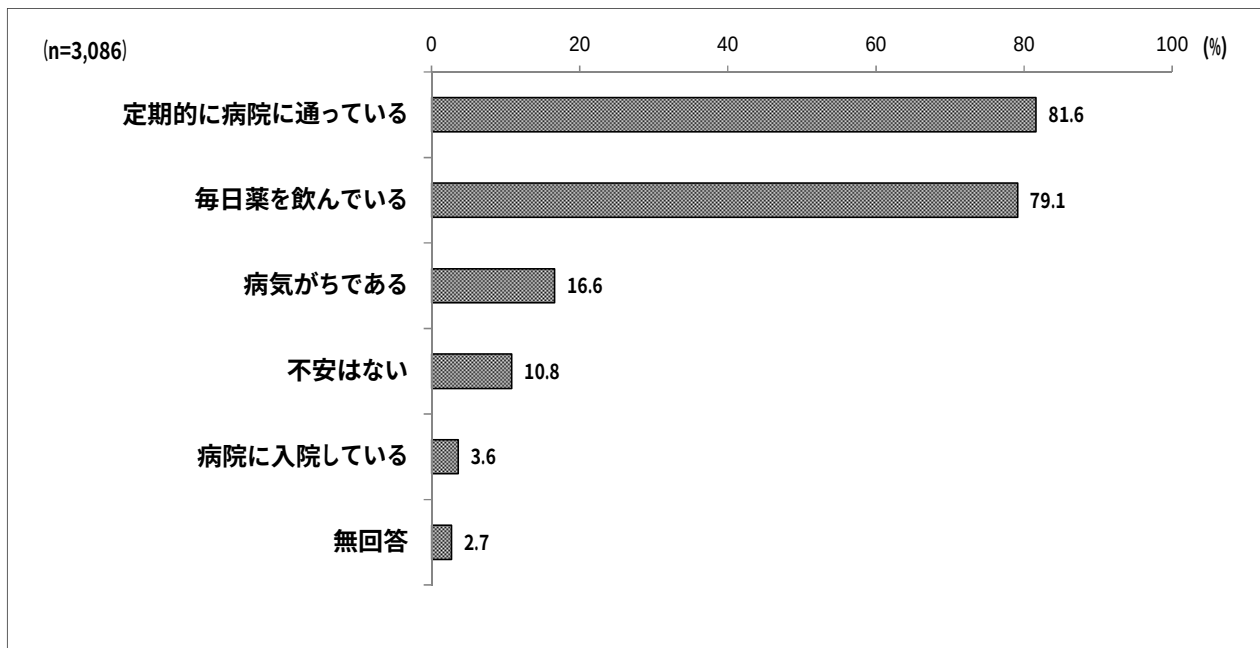
<施設利用>



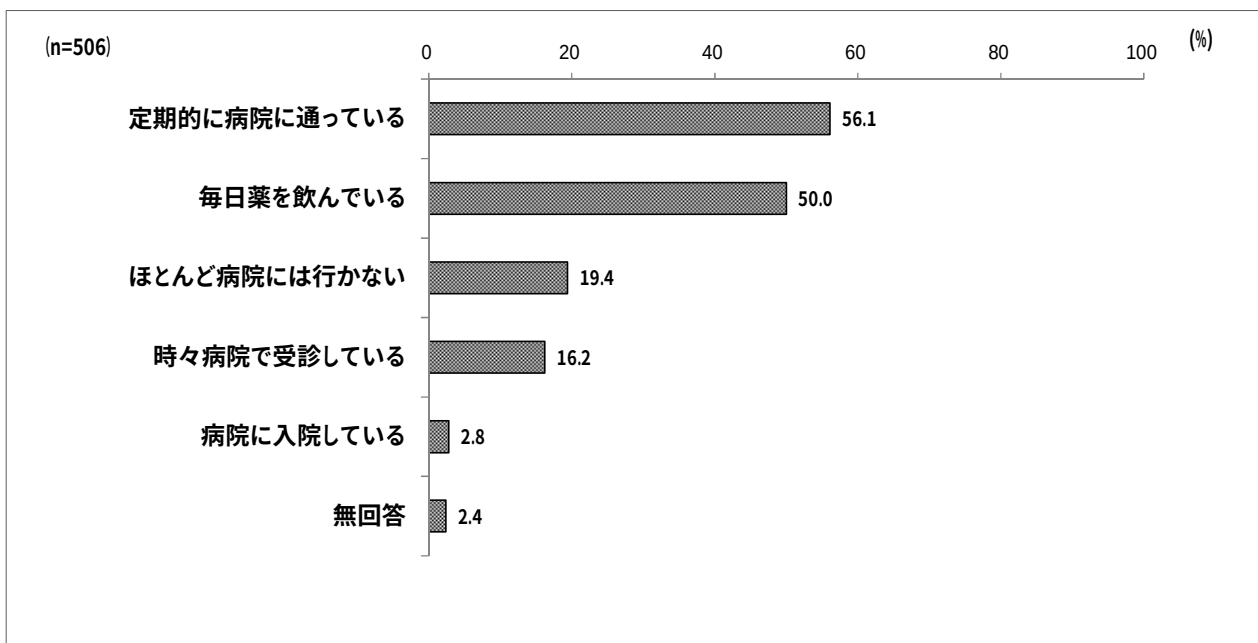
7 医療機関の利用状況

- 定期的に通院している人は、身体障がい者では81.6%、知的障がい者では56.1%、難病患者では95.5%、障害児通所支援利用者（手帳不所持の方）では17.9%となっています。精神障がい者で継続して治療をしている人も94.8%となっており、障がい者の高齢化や障がいの重度化が進んでいることから、保健・医療のニーズが高まっています。

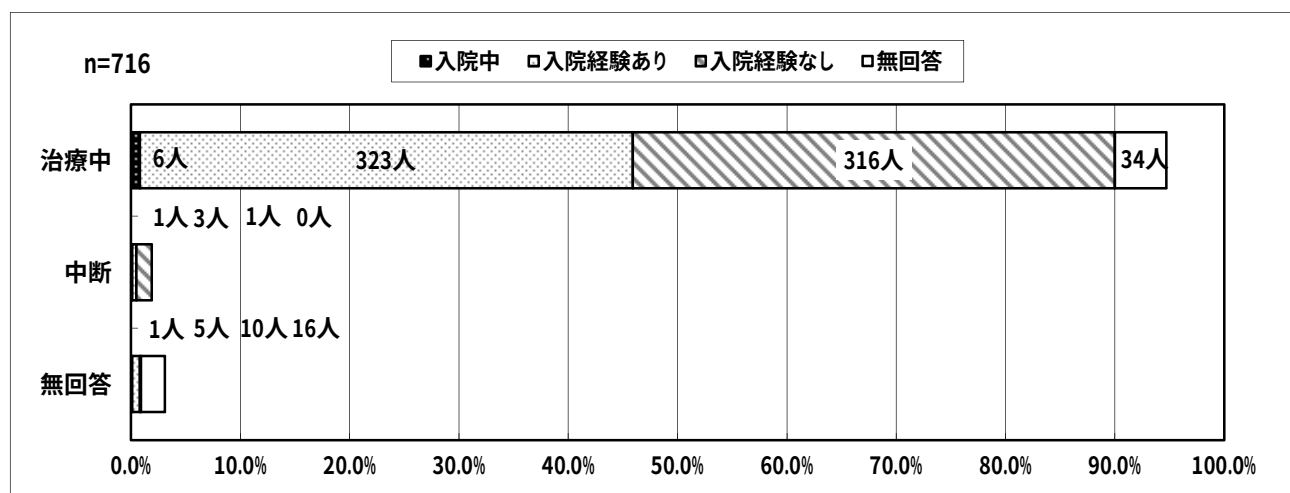
〔身体障がい者〕（複数回答）



〔知的障がい者〕（複数回答）



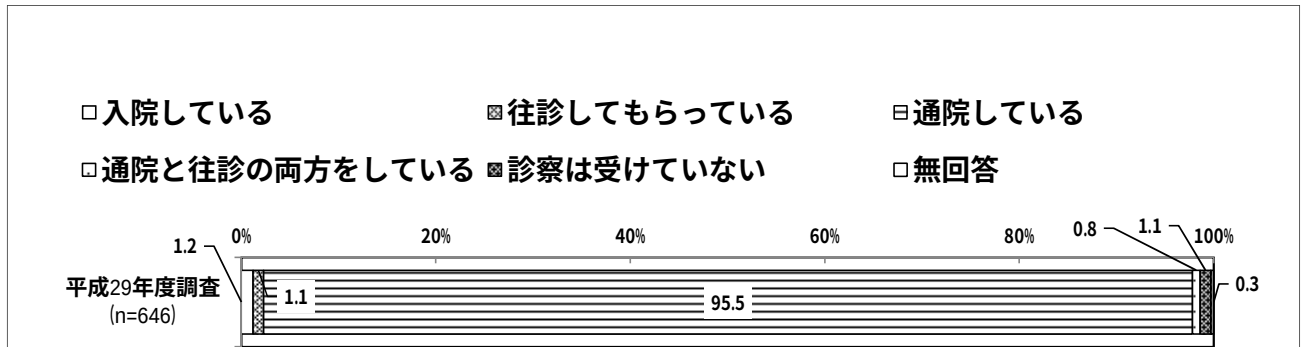
〔精神障がい者〕（複数回答）



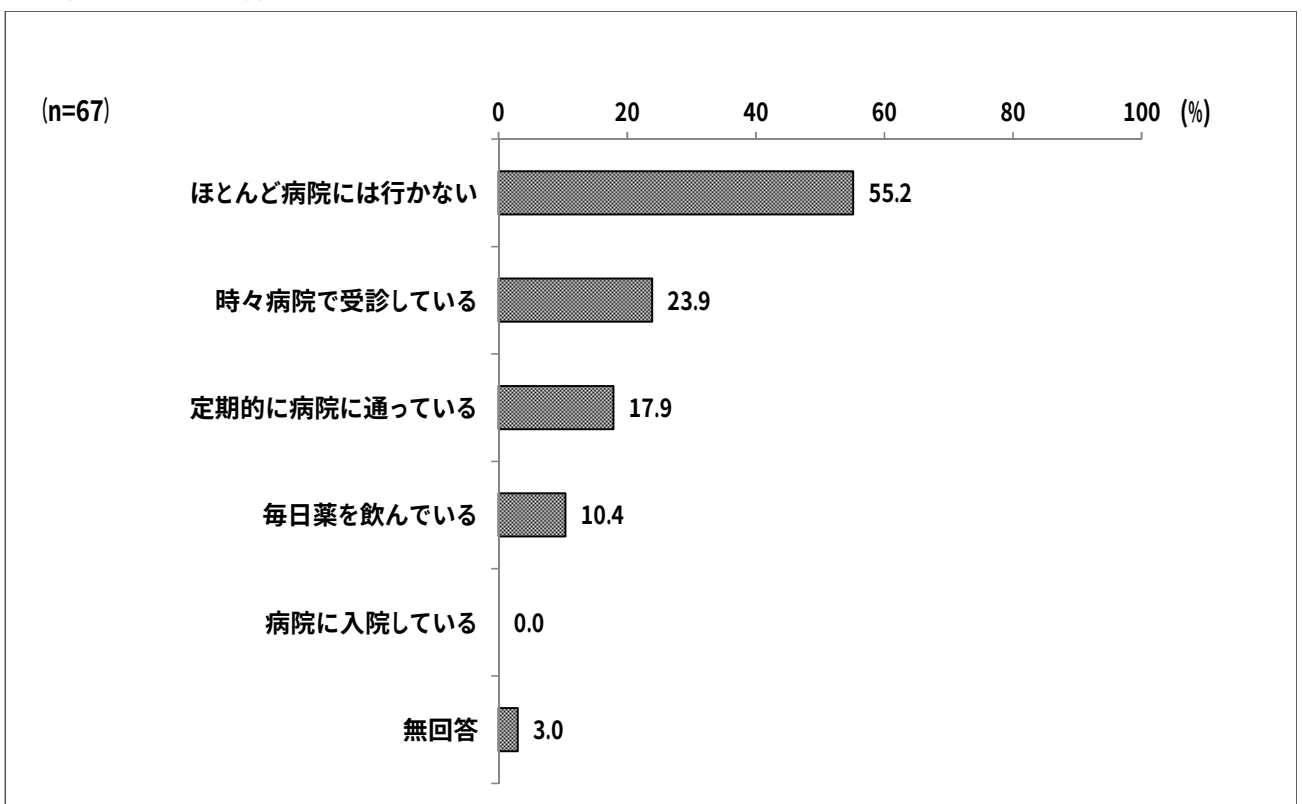
- 「入院中」又は「入院経験あり」の人の現在までの入院期間の合計は、「1年未満」が最も多く50.4%、次いで「1年以上5年未満」が15.3%となっており、10年以上の方は1.5%ほどいます。
- 前回調査時（「1年未満」43.2%、「1年以上5年未満」28.6%、「10年以上」6.6%）と比べ、1年以上の入院者の割合が減り、入院期間1年未満の人が増えています。

入院期間	人数
	n = 339 人
1. 1年未満	171 人 50.4 %
2. 1年以上5年未満	52 人 15.3 %
3. 5年以上10年未満	3 人 0.9 %
4. 10年以上	5 人 1.5 %
無回答	108 人 31.9 %

【難病患者】



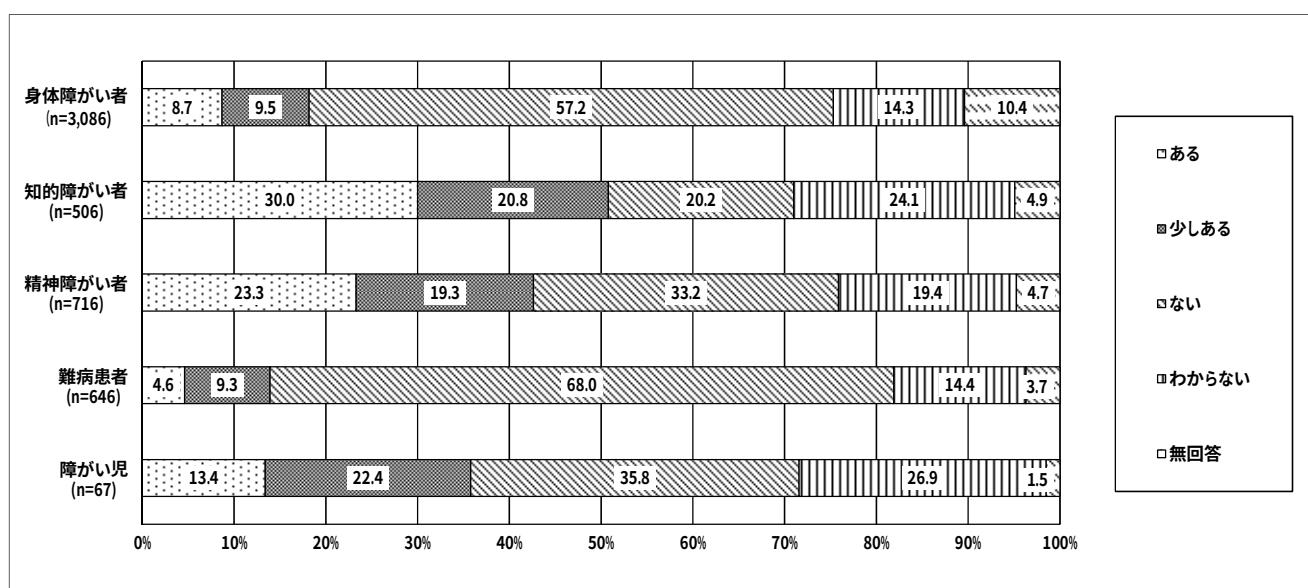
【障害児通所支援利用者（手帳不所持の方）】（複数回答）



8 障がいに対する差別や偏見

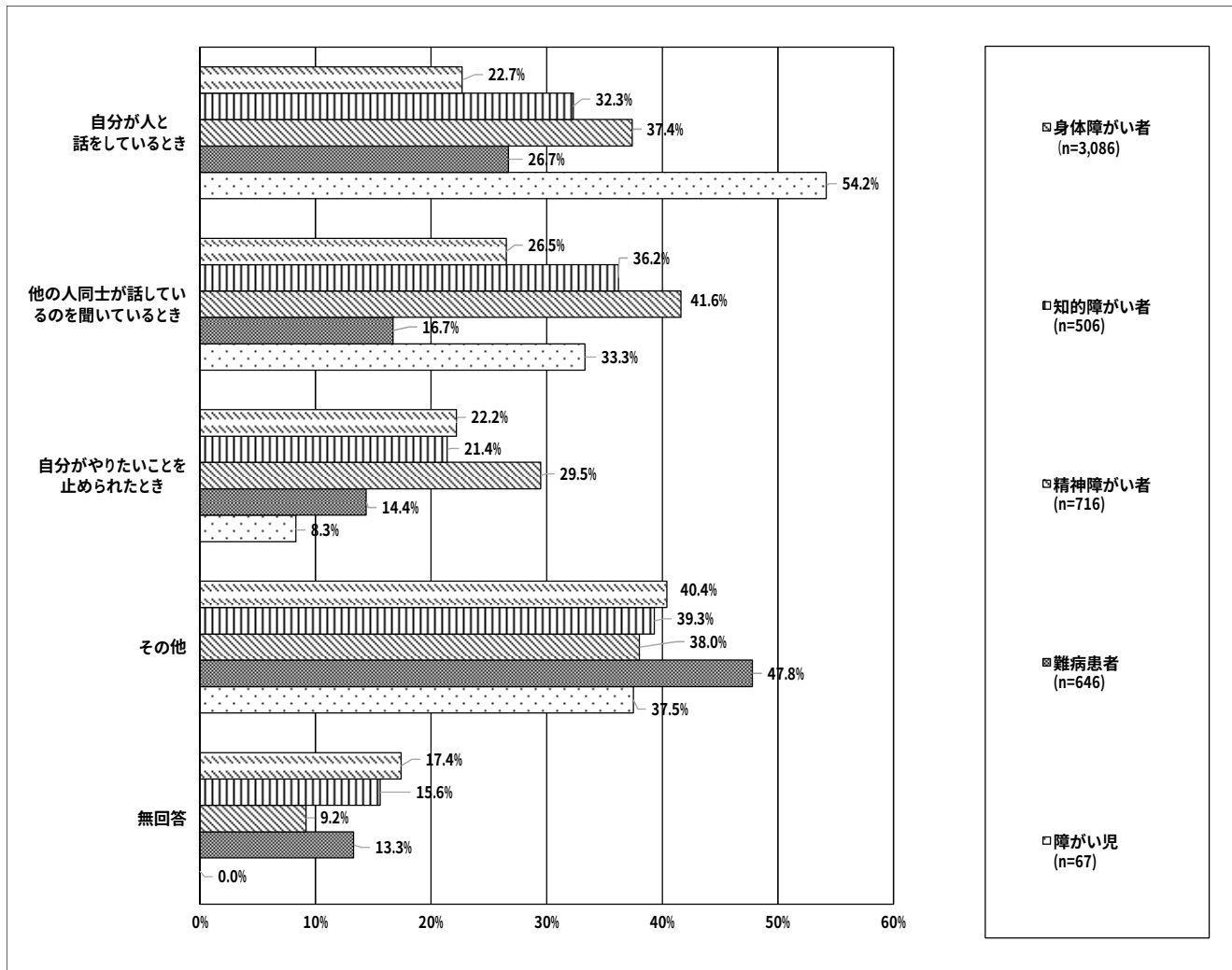
(1) 差別や偏見を感じた経験

- 障がいに対して差別や偏見を感じた経験について、「経験がある」「少しある」と回答した方が、身体障がい者では18.2%、知的障がい者では50.8%、精神障がい者では42.6%、難病患者では13.9%、障害児通所支援利用者（手帳不所持の方）では35.8%となっています。特に知的障がい・精神障がいの方で、差別や偏見を感じた経験がある方が多くなっており、差別解消のための取組が必要です。



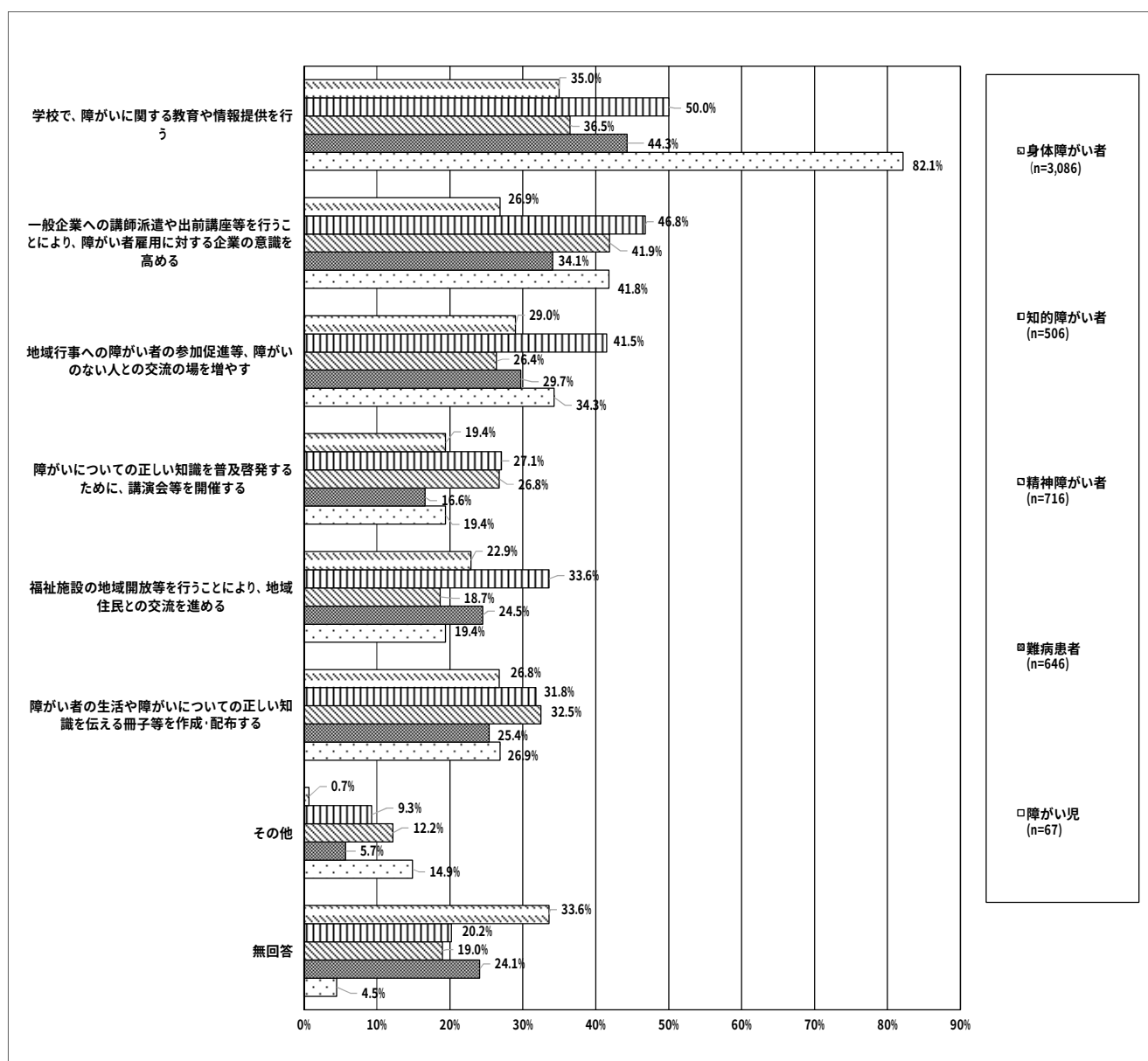
(2) 差別や偏見を感じたとき

- 差別や偏見を感じたときは、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者では「他の人同士が話しているのを聞いているとき」が最も多く、難病患者では「自分がやりたいことを止められたとき」で26.7%、障害児通所支援利用者（手帳不所持の方）では「自分が人と話をしているとき」で54.2%となっています。



(3) 差別をなくし障がいへの理解を進めるために必要なこと

- 障がいへの理解を進めるために必要なことについて、最も多かった項目は、身体障がい者、知的障がい者、難病患者、障害児通所支援利用者（手帳不所持の方）では「学校で、障がいに関する教育や情報提供を行う」、精神障がい者では「一般企業への講師派遣や出前講座等を行うことにより、障がい者雇用に対する企業の意識を高める」となっています。
- 実際に障がい者と交流することだけでなく、学校や企業での障がい者に関する教育や雇用が差別をなくしていくために必要なことであると考えていることがわかります。



【 施設入所者 】

1 調査対象者の状況

(1) 性別と年齢について

- 年齢構成をみると、身体障がい者・知的障がい者とも 50 歳以上が半数以上を占めています。

	身体障がい者 n = 9 人	知的障がい者 n = 70 人	合計 n = 79 人
1 男性	5 人 55.6 %	41 人 58.6 %	46 人 58.2 %
2 女性	4 人 44.4 %	29 人 41.4 %	33 人 41.8 %
無回答	0 人 0.0 %	0 人 0.0 %	0 人 0.0 %

年齢	身体障がい者 n = 9 人	知的障がい者 n = 70 人	合計 n = 79 人
1 15歳～17歳	0 人 0.0 %	0 人 0.0 %	0 人 0.0 %
2 18歳～29歳	0 人 0.0 %	5 人 7.1 %	5 人 6.3 %
3 30歳～39歳	0 人 0.0 %	10 人 14.3 %	10 人 12.7 %
4 40歳～49歳	1 人 11.1 %	9 人 12.9 %	10 人 12.7 %
5 50歳～59歳	3 人 33.3 %	18 人 25.7 %	21 人 26.6 %
6 60歳～64歳	2 人 22.2 %	8 人 11.4 %	10 人 12.7 %
7 65歳～74歳	3 人 33.3 %	17 人 24.3 %	20 人 25.3 %
8 75歳以上	0 人 0.0 %	0 人 0.0 %	0 人 0.0 %
無回答	0 人 0.0 %	3 人 4.3 %	3 人 3.8 %

2 今後生活したい場所

(1) 施設入所者が将来望んでいる暮らし方について

- 将来も「現在の施設で暮らしたい」を選んだ方が、身体障がい者は 9 人中 5 人、知的障がい者は 70 人中 39 人で全体数の 55.7%です。
- 一方、「施設を出て地域で生活したい」を選んだ方は、身体障がい者は 0 人、知的障がい者は 70 人中 7 人で全体数の 8.9%です。

	身体障がい者 n = 9 人	知的障がい者 n = 70 人	合計 n = 79 人
1 現在の施設	5 人 55.6 %	39 人 55.7 %	44 人 55.7 %
2 別の施設	2 人 22.2 %	4 人 5.7 %	6 人 7.6 %
3 施設を出て地域で生活したい	0 人 0.0 %	7 人 10.0 %	7 人 8.9 %
4 わからない	1 人 11.1 %	14 人 20.0 %	15 人 19.0 %
5 その他	0 人 0.0 %	1 人 1.4 %	1 人 1.3 %
6 無回答	1 人 11.1 %	5 人 7.1 %	6 人 7.6 %

3 障がいに対する差別や偏見

(1) 差別や偏見を感じた経験

- 「経験がある」「少しある」を選んだ方が、身体障がい者は9人中4人、知的障がい者は70人中15人で、全体で24.1%の方が「経験がある」「少しある」と回答しています。

差別や偏見を感じた経験	身体障がい者 n = 9 人	知的障がい者 n = 70 人	合計 n = 79 人
1 経験がある	1 人 11.1 %	11 人 15.7 %	12 人 15.2 %
2 少しある	3 人 33.3 %	4 人 5.7 %	7 人 8.9 %
3 ない	3 人 33.3 %	16 人 22.9 %	19 人 24.1 %
4 わからない	2 人 22.2 %	36 人 51.4 %	38 人 48.1 %
5 無回答	0 人 0.0 %	3 人 4.3 %	3 人 3.8 %

(2) 差別や偏見を感じたとき（複数回答）

- 「自分が人と話をしているとき」を選んだ人が身体障がい者は4人中2人、知的障がい者は15人中4人で、全体で31.6%の方が回答しています。

差別や偏見を感じたとき	身体障がい者 n = 4 人	知的障がい者 n = 15 人	合計 n = 19 人
1 自分が人と話をしているとき	2 人 50.0 %	4 人 26.7 %	6 人 31.6 %
2 他の人同士が話しているのを聞いているとき	1 人 25.0 %	3 人 20.0 %	4 人 21.1 %
3 自分がやりたいことを止められたとき	1 人 25.0 %	2 人 13.3 %	3 人 15.8 %
4 その他	1 人 25.0 %	8 人 53.3 %	9 人 47.4 %
5 無回答	0 人 0.0 %	0 人 0.0 %	0 人 0.0 %

(3) 差別をなくし障がいへの理解を進めるために必要なこと（複数回答）

- 「地域行事への障がい者の参加促進等、障がいのない人との交流の場を増やす」を選んだ人が全体で最も多く、身体障がい者は 9 人中 4 人、知的障がい者は 70 人中 34 人で、全体で 48.1%の方が回答しています。

差別をなくし障がいへの理解を進めるために必要なこと	身体障がい者 n = 9 人	知的障がい者 n = 70 人	合計 n = 79 人
1 地域行事への障がい者の参加促進等、障がいのない人との交流の場を増やす	4 人 44.4 %	34 人 48.6 %	38 人 48.1 %
2 福祉施設の地域開放等を行うことにより、地域住民との交流を進める	1 人 11.1 %	25 人 35.7 %	26 人 32.9 %
3 学校で、障がいに関する教育や情報提供を行う	5 人 55.6 %	23 人 32.9 %	28 人 35.4 %
4 障がいについての正しい知識を普及啓発するために、講演会等を開催する	1 人 11.1 %	9 人 12.9 %	10 人 12.7 %
5 障がい者の生活や障がいについての正しい知識を伝える冊子等を作成・配布する	2 人 22.2 %	6 人 8.6 %	8 人 10.1 %
6 一般企業への講師派遣や出前講座等を行うことにより、障がい者雇用に対する企業の意識を高める	3 人 33.3 %	9 人 12.9 %	12 人 15.2 %
7 その他	1 人 11.1 %	17 人 24.3 %	18 人 22.8 %
8 無回答	2 人 22.2 %	10 人 14.3 %	12 人 15.2 %

第3章

基本理念・基本目標・基本方針

第3章 基本理念・基本目標・基本方針

第1節 基本理念等の考え方

1 基本理念の考え方

- 区では、平成19年におおむね20年後の荒川区の目指すべき将来像について方向性を示すため、「荒川区基本構想」を策定し、その中で基本理念等を定めました。

【荒川区基本構想】

（基本理念）

- ・ すべての区民の尊厳と生きがいの尊重
- ・ 区民の主体的なまちづくりへの参画
- ・ 区民が誇れる郷土の実現

（将来像）

幸福実感都市 あらかわ

（都市像）

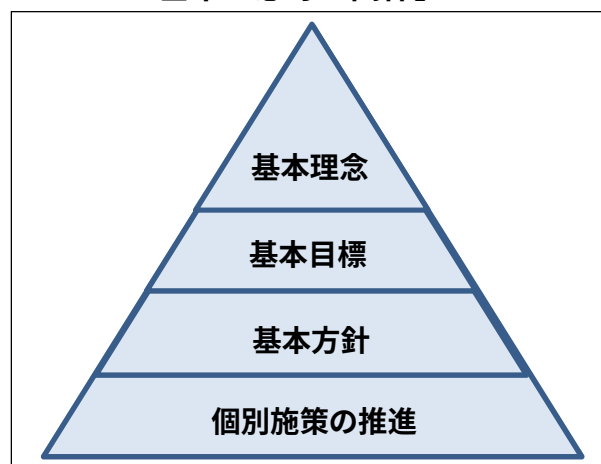
生涯健康都市（高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成）等

- 平成24年に策定した第3期荒川区障がい者プランでは、荒川区基本構想の理念の下、区や地域社会、区民全体の連携、協働による仕組みを構築し、ノーマライゼーション社会を実現するために、基本理念を「誰もが幸せを実感できる福祉と安心のまち あらかわ ～生涯住み続けられる地域社会の実現～」と定めました。
- また、平成29年に策定された「荒川区基本計画」（以下、基本計画という）は、荒川区基本構想に定めた基本理念や将来像等を継承しており、今回の荒川区障がい者総合プランにおいても、荒川区基本構想を踏まえて定められた第3期荒川区障がい者プランの基本理念を継承します。

2 基本目標及び基本方針の考え方

- 障がい者総合プランの基本目標と基本方針の設定に当たっては、第3期荒川区障がい者プラン策定後の国の動向や区における障がい者福祉の現状と課題を踏まえつつ、荒川区基本計画との整合性・統一性も図るため、第3期荒川区障がい者プランの基本目標と基本方針を再編しました。（体系については、P.73に掲載）

【障がい者総合プランにおける基本理念等の関係】



第2節 基本理念

**誰もが幸せを実感できる福祉と安心のまち あらかわ
～生涯住み続けられる地域社会の実現～**

- 住み慣れた地域で、誰もが互いに支え合い、その人らしく安心して暮らし続けることはすべての人の願いです。
- 区では、障がい者が尊厳と生きがいを持ちながら自立した生活を営み、身近な支援者が不在となった、いわゆる「親なき後」においても、幸せを実感することができる地域社会の実現を目指します。

第3節 基本目標及び基本方針

基本目標1 誰もが安心して共に暮らせる基盤づくりの推進

- 障がい者が安心して自分らしい生活を送るためには、様々な基盤の整備が必要です。
- 障がい者が、在宅生活をより過ごしやすくするために、生活の困りごとなどについて幅広く相談に応じ、必要な障害福祉サービス等が受けられるよう、これまで区が築き上げてきた関係機関等との連携を強め、相談・支援体制を充実していきます。
- また、障がい者を含めた全ての人が安全・安心に暮らし、社会参加を進めるために、ソフト・ハード両面でバリアフリーを推進し、共生社会の実現を目指します。

基本方針1 障がい者の相談・支援体制の充実

障がい者が自ら望む生活を実現するため、関係機関等が緊密に連携し、障がい者が日々の暮らしの中で抱えている悩みや課題に対して、障がい者の尊厳を守りながら、包括的な支援につなげる体制の整備を進めていきます。

基本方針2 バリアフリーの推進

誰もが安心して安全に過ごすことができるバリアのないまちを目指すとともに、コミュニケーションのバリアフリーや、障がいや高齢などを理由とした差別や偏見のない心のバリアフリーが進んだ社会の実現に向け、取組を強化します。

基本目標2 健やかな暮らしと成長を支える福祉・医療サービスの充実

- 障がい者のライフステージに応じて、必要なサービスを切れ目なく提供できる体制を整え、障がい者の成長や自立を後押ししていく必要があります。
- そのために、地域における生活の場を確保するとともに、それぞれの障がい特性や生活状況、ライフステージに応じたサービスが適切に提供できるよう、支援していきます。
- また、子どもの成長を支援するために、その子の持つ可能性を広げ、将来の見通しを立てることで、保護者も安心して子育てできる環境づくりを目指します。

基本方針3 障がい者の住まい・日常生活に対する支援

障がい者が、障がいの種別や程度に関わらず、住み慣れた荒川区で、いつまでも安心して自分らしい生活を送ることができるよう、グループホームなどの住居の確保や整備、日常生活の支援、経済的な支援など、様々な側面から支援を行っていきます。

基本方針4 障がいのある子どもの健全育成

障がいや発達の状況に応じて、気軽に相談できる場の充実や、障がいの早期発見、早期対応から機能訓練等に至るまでの包括的な療育体制を整備していきます。特に、発達障がい児に対しては、教育機関との連携を強化し、一人一人の状況に合った個別支援を行います。

基本目標3 地域で自分らしく輝くための環境づくりの促進

- 障がいの種別や程度に関わらず、個々の能力や適性を十分に発揮して、地域の一員としての役割を持ち、自立した生活を送れるよう、環境を整備していく必要があります。
- そのため、障がい者の適性に応じた就労の場の確保や、地域活動への障がい者の積極的な参加を促進します。

基本方針5 障がい者の自立・就労支援、生きがいの創生

創作的活動や機能回復訓練等を行うことにより、障がい者の身体機能や社会生活力の向上を図るとともに、障がい者の適性に応じた就労の場の確保や、障がい者アートをはじめとした文化・スポーツ等の社会参加の機会を充実していきます。

基本目標と基本方針の再編

第3期障がい者プラン〈平成24年度・29年度〉

基本理念
誰もが幸せを実感できる福祉と安心のまち あらかわ
～生涯住み続けられる地域社会の実現～

基本目標1 生涯住み慣れた地域で生活を営むことのできる福祉サービスの充実

基本方針1 相談支援体制の充実

主な施策	相談支援事業
精神障害者地域生活支援センター（支援センターアゼリア）	
基本方針2 自立のための在宅サービスの充実	
主な施策	留守番看護師派遣事業
日常生活用具給付事業	
基本方針3 障がい者の健康管理・健康維持のための保健・医療サービスの充実	
主な施策	医療費助成
健康管理	
基本方針4 障がいのある子どもの療育・教育の充実	
主な施策	障がい児保育・教育
児童発達支援事業（児童デイサービス）	
基本目標2 生活の場の整備と就労支援の促進	
基本方針5 居住の確保・整備	
主な施策	グループホーム・ケアホーム
障がい者地域生活支援施設（スクラムあらかわ）	
基本方針6 障がい者の就労支援と雇用促進	
主な施策	就労支援センター（じょぶ・あらかわ）
民間就労継続支援事業所の支援	
基本目標3 安全安心の確保と社会参加の推進	
基本方針7 安全の確保と防災対策	
主な施策	障がい者の福祉避難所
あらかわ安心カードの配付	
基本方針8 社会参加と障がい理解の推進	
主な施策	バリアフリーの推進
コミュニケーション支援事業	

障がい者総合プラン〈平成30年度・35年度〉

基本理念
誰もが幸せを実感できる福祉と安心のまち あらかわ
～生涯住み続けられる地域社会の実現～

基本目標1 誰もが安心して共に暮らせる基盤づくりの推進

基本方針1 障がい者の相談・支援体制の充実

主な施策	総合的な相談支援体制の構築
計画相談支援・障害児相談支援	
福祉施設入所者等の地域生活への移行の推進	
震災時等への備え	
基本方針2 バリアフリーの推進	
主な施策	意思疎通支援の充実
バリアフリーの環境整備	
障がい者差別の解消	
基本目標2 健やかな暮らしと成長を支える福祉・医療サービスの充実	
基本方針3 障がい者の住まい・日常生活に対する支援	
主な施策	グループホームの整備の推進
医療費の助成、健康管理の支援	
在宅サービス等の提供	
基本方針4 障がいのある子どもの健全育成	
主な施策	障がい児支援の充実
障がい児の保育・教育	
学齢期の子どもへの支援の充実	
基本目標3 地域で自分らしく輝くための環境づくりの促進	
基本方針5 障がい者の自立・就労支援・生きがいの創生	
主な施策	生活介護・自立訓練・生活訓練
就労支援の強化	
文化芸術活動の促進	

第 4 章

施策の展開

第4章 施策の展開

- 第3章で定めた基本理念・基本目標・基本方針に基づく施策は、次の通りです。
- 全ての施策を積極的に進める必要がありますが、特に優先度の高い施策を重点施策とし、網掛けで示しました。

基本理念	基本目標	基本方針	施策名		
誰もが幸せを実感できる福祉と安心のまち あらかわ く生涯住み続けられる地域社会の実現く	基本目標1 誰もが安心して共に暮らせる 基盤づくりの推進	基本方針1 障がい者の相談・支援体制の充実	1-（1） 総合的な相談支援体制の充実	1-（2） 計画相談支援・障害児相談支援	
			1-（3） 福祉施設入所者等の地域生活への移行の推進	1-（4） 障がい者虐待防止センターの運営	
			1-（5） 成年後見制度の利用支援等	1-（6） 自立支援協議会の運営	
			1-（7） 自殺予防の推進	1-（8） 震災時等への備え	
		基本方針2 バリアフリーの推進	2-（1） 意思疎通支援の充実	2-（2） バリアフリーの環境整備	
			2-（3） 障がい者差別の解消		
		基本目標2 健やかな暮らしと成長を支える 福祉・医療サービスの充実	基本方針3 障がい者の住まい・日常生活に対する支援	3-（1） グループホームの整備の推進	3-（2） グループホームの運営支援
				3-（3） 医療費の助成、健康管理の支援	3-（4） こころの健康管理支援の体制整備
	3-（5） 荒川ばん座位体操の実施			3-（6） 在宅系サービス等の提供	
	3-（7） 本人・保護者への経済的支援			3-（8） 利用者負担軽減	
	基本方針4 障がいのある子どもの健全育成		4-（1） 障がい児支援の充実	4-（2） 障がい児の保育・教育	
			4-（3） 学齢期の子どもへの支援の充実		
	基本目標3 地域で自分らしく輝くための 環境づくりの促進		基本方針5 障がい者の自立・就労支援、生きがいの創生	5-（1） 生活介護・自立訓練・生活訓練	5-（2） 機能訓練
				5-（3） 施設入所支援	5-（4） 就労支援の強化
		5-（5） 福祉的就労の支援		5-（6） 同行援護・行動援護・移動支援	
		5-（7） 交通機関等の利用支援、車の運転に係る支援		5-（8） 障がい者スポーツの促進	
		5-（9） 文化芸術活動の促進		5-（10） 地域活動支援センターの運営	
		5-（11） 障害者福祉会館の運営			

第1節 〈基本方針1〉障がい者の相談・支援体制の充実

施策1－（1）総合的な相談支援体制の充実【重点施策①】

○ 主な現行事業

事業名	内容
区の窓口における相談事業	身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者・難病患者等の個々の状況に応じた、きめ細やかな相談・各種の支援と助言を行っています。
精神障害者地域生活支援センター（アゼリア）における相談事業	地域で生活する精神障がい者の日常生活の支援、日常的な相談を行い、精神障がい者の社会復帰と自立、社会参加を促進しています。
精神障害者相談支援事業所（コンパス）における相談事業	精神障がい者の相談に応じるとともに、関係機関と連携した相談支援体制を構築し、より多くの障がい者に対し、適時適切な支援を行っています。
難病相談室	荒川区医師会は難病・膠原病の検診を実施しており、専門医の診察により潜在する難病患者の発見と区職員による保健・福祉面からの療養相談を行っています。
こころの健康相談	精神科医と民間相談員により、本人・家族及び関係者を対象に、精神障がいの早期対応、早期発見、早期治療及び社会復帰に関する相談を受け地域、職場での安定した生活ができるよう支援しています。
荒川たんぽぽセンターにおける相談事業	心身の発達や障がいに関わる健康・療育・リハビリテーション等の相談に応じて、必要な調査・評価を行い、荒川たんぽぽセンター内や地域の社会資源を活用しながら問題解決のための援助を行っています。 また、障がい当事者によるピアサポートも実施しています。
障害者相談員	知的障がい者及びその家族に対し、各種相談、日常生活の援助等社会的自立のための各種支援を行っています。

○ 現状と課題

- ＊ 愛の手帳や精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方は、増加傾向にあります。

(手帳所持者数の推移の詳細は、P.15 参照)

- ＊ また、障がい者の高齢化や障がいの重複、重度化など、障がい者自身を取り巻く環境がより複雑なものとなっており、支援のために、関係機関の横断的な連携の必要性が高まっています。その対応のため、平成 29 年度から自立支援協議会の中に相談支援部会を設け、検討を進めています。

- ＊ 「支援センター アゼリア」及び精神障害者相談支援事業所「コンパス」を利用したことがない方は、「施設を知らない」との回答が多かったため、認知度の向上への取組が必要となっています。

アゼリア：「利用したことがない」方の内、77%が「施設を知らない」
コンパス：「利用したことがない」方の内、87%が「施設を知らない」
(平成 29 年度荒川区障がい者意向調査、精神障がい者回答、P.51 参照)

- ＊ 障がい者の地域での生活を支援する「地域生活支援拠点」については、地域における複数の機関が分担して機能を担う体制を構築しています。

【荒川区における地域生活拠点の整備状況（平成 29 年度現在）】

機能	区における体制（★は第 4 期計画中新設したもの）
相談	・ アクロスあらかわ ・ 支援センターアゼリア ・ スクラムあらかわ ・ 精神障害者相談支援事業所 コンパス ★
体験の機会・場	・ グループホームの体験入居 等
緊急時の受け入れ・対応	・ スクラムあらかわ（短期入所緊急床、緊急一時保護） ・ （仮称）東日暮里二丁目障害者グループホーム (緊急一時保護、平成 30 年秋開設予定)
専門性	・ 精神障がい者ホームヘルプ研修 ・ 留守番看護師派遣事業研修会 等
地域の体制づくり	・ 自立支援協議会

○ 今後の方向性

- ＊ 相談件数の増加を見据え、相談体制の強化等を検討していきます。また、一人一人の生活や思いに寄り添った支援が受けられるよう、当事者によるピアサポートにも力を入れていきます。

関係する事業

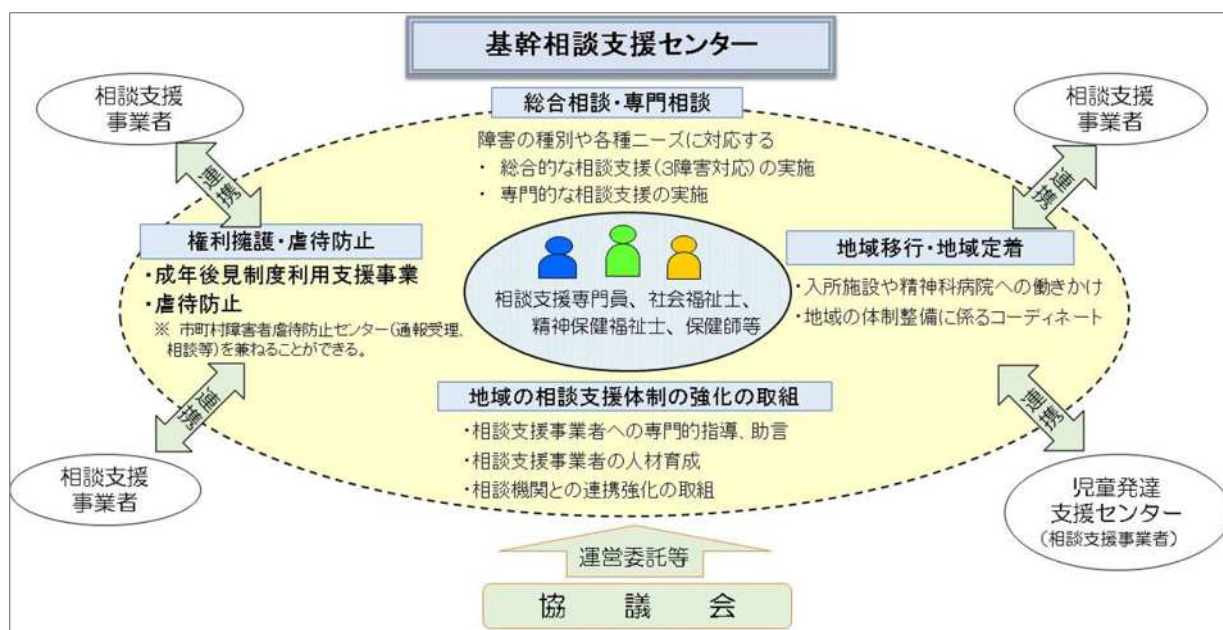
区の窓口における相談事業、精神障害者地域生活支援センター（アゼリア）における相談事業、精神障害者相談支援事業所（コンパス）における相談事業、難病相談室、こころの健康相談、荒川たんぽぽセンターにおける相談事業、障害者相談員

- ＊ 関係機関等の連携をさらに強化していくため、荒川区の強みである地域コミュニティの力、人と人との絆を生かした、関係機関、事業所、地域の方々との総合的な相談支援のネットワークの拠点となる基幹相談支援センターを積極的に検討します。具体的には、実効性のある体制とするため、運営方式や人材確保策などを詳細に検討します。あわせて、基幹相談支援センターを中心として、地域にある障害福祉サービス事業所等の人材育成を進める体制を検討します。

関係する事業

【新規】基幹相談支援センターの設置

【基幹相談支援センターの役割】



厚生労働省作成資料より

- ＊ 地域生活支援拠点は、今後設置の検討を進める基幹相談支援センターを中核として、各施設間の連携を強化し、より強固なネットワークとしていきます。

関係する事業
【新規】基幹相談支援センターの設置

- ＊ 「支援センターアゼリア」及び「コンパス」の認知度の向上のため、精神障害者保健福祉手帳の更新時など、様々な機会を捉えて、周知を行えるよう工夫していきます。

関係する事業
精神障害者地域生活支援センター（アゼリア）における相談事業、精神障害者相談支援事業所（コンパス）における相談事業

施策1－（2）計画相談支援・障害児相談支援

○ 主な現行事業

事業名	内容
計画相談事業、障害児相談事業	障がい児者の現状や希望を踏まえ、その人に適切な福祉サービスの利用計画を作成するための相談支援及び計画作成後のサービス利用状況の検証や、サービス事業所との連絡調整を行っています。

○ 現状と課題

- ＊ 平成24年4月から障害福祉サービス・障害児通所支援を利用するすべての方が利用計画を作成することになったことに伴い、平成26年度に精神障害者地域生活支援センター「支援センター アゼリア」、障害者福祉会館「アクロスあらかわ」の2事業所で開始した計画相談支援は、平成30年1月現在、区内8事業所で実施されています。
- ＊ 計画の策定率は平成29年3月末で、障害福祉サービス83.5%、障害児通所支援93.4%と成果は出ていますが、区内8事業所のうち、障害児相談支援を行う事業所は5か所と限られており、障害児支援利用計画を必要とする方への迅速な対応が、今後困難になることが見込まれます。
- ＊ また、特に知的障がい者において、困りごと等があるときに、計画相談事業所は、区窓口と同様の相談先として、選ばれています。

日常のことや困ったことを相談している人は？

家族・親戚：73%、区窓口：17%、計画相談事業所：14% 等

（平成29年度荒川区障がい者意向調査、知的障がい者回答）

○ 今後の方向性

- ＊ 引き続き、計画相談事業所に対し、体制の強化を働きかけるほか、新たな事業所の誘致にも努めます。

施策1－（3）福祉施設入所者等の地域生活への移行の推進【重点施策②】

○ 主な現行事業

事業名	内容
地域移行支援事業	施設や病院に入所等をしている人が地域で自立した生活ができるよう、グループホーム等への移行を支援しています。
地域定着支援事業	単身等で生活する障がい者等が地域での生活を継続できるよう、常に連絡が取れる体制を確保し、緊急時などに必要な支援を行っています。

○ 現状と課題

- ＊ 平成24年4月から改正障害者自立支援法（現、障害者総合支援法）の施行に伴い、「地域移行支援」と「地域定着支援」が創設されました。
- ＊ 入所施設や精神科病院等で長く生活を送っている方が、施設等とは環境が大きく異なる地域に戻って安心して生活を送るためには、多くのハードルがあります。そのため、希望する方々が地域社会で自分らしく安心して暮らせるよう、関係する施設や事業所との連携を図り、円滑な地域生活への移行に向けた支援を行っていく必要があります。
- ＊ 28年度末現在、当区での地域移行支援・地域定着支援のサービス利用者数は約20人です。一方、施設入所者数は約130人、都内精神科病院へ1年以上入院している方も約130人（平成26年度厚生労働省630調査より）となっており、一層のサービス利用を促す必要があります。

○ 今後の方向性

- ＊ 地域生活への移行に向けた利用者の意欲に寄り添い、本人の意向に沿った移行支援、居住の場の確保などに向け、平成30年度から新設される円滑な地域生活に向けた相談・助言を行う福祉サービスである「自立生活援助」も活用し、関係機関や部署が連携して取り組んでいきます。

関係する事業

障害福祉サービス等相談支援事業（地域移行支援）、障害福祉サービス等相談支援事業（地域定着支援）、【新規】障害福祉サービス等相談支援事業（自立生活援助）

施策1－（4）障がい者虐待防止センターの運営

○ 主な現行事業

事業名	内容
障がい者虐待防止事業	虐待によって障がい者の権利や尊厳が脅かされることを防ぐため、虐待を発見した場合の通報窓口である虐待防止センターの運営や講演会の実施などを行っています。

○ 現状と課題

- ＊ 障害者虐待防止法に基づき、平成24年10月1日から障害者福祉課内に障害者虐待防止センターを設置しました。
- ＊ 虐待の通報を区が受理した場合、関係機関等と連携し、必要に応じて専門的な対応や緊急一時保護を実施しています（通報受理件数は平成26年度8件、平成27年度3件、28年度4件）
- ＊ 虐待の防止と早期発見のため、パンフレットの配布などを通じて関係する事業所や区民の方々に普及啓発を行ってきましたが、今後も普及啓発に力を入れていく必要があります。

○ 今後の方向性

- ＊ 引き続き、速やかに虐待の相談・通報等に対応していきます。また講演会等を開催し、虐待について、より広く普及啓発を図ります。
- ＊ 障害福祉サービス事業所等に、常日頃から虐待防止に関する高い意識を持って障がい者等の支援に当たることや、虐待の早期発見と通報を行うことを求めています。あわせて、地域住民や関係機関との緊密な関係性の構築等を通じ、利用者の安全確保に向けた取組を進めることや、権利擁護の視点を含めた職員への研修の充実も求めています。
- ＊ 緊急保護が必要な当事者が利用できる一時保護室の確保も継続します。

関係する事業
 スクラムあらかわ、障がい者グループホーム等施設整備事業費

施策1－（5）成年後見制度の利用支援等

○ 主な現行事業

事業名	内容
親なき後支援事業	知的障がい者や精神障がい者のうち自分自身で十分な判断をすることができない人について、福祉サービスの利用契約の適切な締結や身上監護や財産管理のための支援を行っています。

○ 現状と課題

- ＊ 荒川区自治総合研究所の「親なき後」支援の調査研究を受けて、成年後見制度の利用普及と「個人別ライフプラン」の作成を支援しています。
- ＊ 成年後見制度については、パンフレットを作成し制度の利用普及に努めており、荒川区障がい者意向調査においても、成年後見制度の認知度は上がってきています（知的障がい者回答：平成16年調査16.2%→平成29年調査41.7%、精神障がい者回答：平成16年調査16.2%→平成29年調査35.2%、P.46・P.49参照）。一方、実際に利用している人は少数であることから、引き続き利用につなげるための支援が必要です。
- ＊ また、成年後見制度の本人申し立てが困難な場合に、区長による審判の請求手続きを行い、申立費用等の補助を行っています（平成26年度1件、平成27年度0件、平成28年度3件）。
- ＊ 障がい者の将来像を描き、親なき後の支援のあり方を考えることのできる「個人別ライフプラン」については、作成を支援するため、「個人別ライフプランナー」による個別相談を平成27年度から開始し、平成28年度は239件の相談に応じました。
- ＊ 荒川区社会福祉協議会では、障がい者などが、安心して生活が送れるように、ご自宅等に定期的に訪問し、福祉サービスの利用や暮らしに必要なお金の出し入れのお手伝いをする「あんしんサポートあらかわ」や成年後見制度に関する情報提供や相談、手続きの支援を行っている「成年後見センター」等を運営しています。

○ 今後の方向性

- ＊ 引き続き、社会福祉協議会とも連携した成年後見制度の利用促進や、「個人別ライフプラン」を作成する重要性を周知するとともに作成支援を行うことで、本人の意思を尊重した支援を進めていきます。

施策1－（6）自立支援協議会の運営

○ 主な現行事業

事業名	内容
障害者地域自立支援協議会運営事業	障がい者が地域で自立した生活を営むことができるよう、事業所、雇用、教育、医療等の関連する分野の関係者によるネットワークの構築と個別支援の場として、自立支援協議会を運営しています。

○ 現状と課題

- ＊ 障がい者が地域において自立した日常生活を営むためには、障害福祉サービスの提供体制の確保とともに、これらのサービスの適切な利用を支える相談支援体制の構築が不可欠です。
- ＊ そのため、当事者の代表や事業所・雇用・教育・医療等の関連する分野の関係者からなる自立支援協議会を設け、地域における障がい者等への支援体制に関する情報を共有し、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行っています。
- ＊ また平成29年度からは、地域の重要な課題の検討をさらに進めるため、当該分野の事業所等による部会（相談支援部会・生活支援部会）を自立支援協議会の中に創設しました。

○ 今後の方向性

- ＊ 創設した自立支援協議会の部会（相談支援部会・生活支援部会）を活用し、引き続き個別の課題への対応を協議していきます。あわせて障がい者総合プランの進行管理も行っていきます。

施策1－（7）自殺予防の推進

○ 主な現行事業

事業名	内容
自殺予防対策事業	誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して、ゲートキーパー研修、大学病院と連携した自殺未遂者支援、若年世代の自殺予防相談、図書館等と連携した普及啓発事業に取り組めます。

○ 現状と課題

- ＊ 平成22年度から区職員、関係機関職員等を対象としたゲートキーパー研修を実施し、平成29年10月現在、3,500人を超える「命の門番」を育てるとともに、大学病院等の関係機関と連携し、平成22年度からこれまで約130名の自殺未遂者への支援を行ってきました。
- ＊ 区内の自殺者数は平成24年度の43人から平成28年度は27人に減少していますが、尊い命が失われている事実が変わりはなく、引き続きかけがえのない命を守る取組を積極的に進めていく必要があります。
- ＊ また、平成28年4月施行の自殺対策基本法の改正により、都及び区市町村に自殺対策基本計画の策定が義務付けられました。

○ 今後の方向性

- ＊ 引き続き、関係機関と連携し、自殺の危険を示すサインに気づき、声掛けなど適切な対応を図ることができるゲートキーパーを育てる研修等を実施します。
- ＊ 今後、東京都で策定される自殺対策基本計画等の趣旨も踏まえ、荒川区でも同計画を早期に策定します。

関係する事業
障害者地域自立支援協議会運営事業

施策1－（8）震災時等への備え

○ 主な現行事業

事業名	内容
障がい者の福祉避難所	災害によって住居等が損壊や火災等のため使用できなくなった高齢者や障がい者のうち、要介護度や障がいの程度が高く、一次・二次避難所での避難生活が困難な避難者を避難させるための専用施設を指定しています。
緊急時等の安否確認体制	地震や火災等の緊急時において、障がい者の安否確認を迅速に行い、避難誘導や救命活動を支援するために、要援護者名簿を作成し、地域での援護体制を整備しています。
あらかじめ安心カードの配付	障がいのある方が緊急の際に、周囲の方へ自己の障がいの状況や緊急連絡先を伝えられるように、あらかじめ安心カードを配布しています。

○ 現状と課題

- ＊ 障がい者を対象とした福祉避難所を現在12施設指定し、必要な備蓄品等を計画的に配備しています。また、各施設には福祉避難所の設置運営に関するマニュアルを配布するとともに、災害時を想定した実践的な訓練を行っています。
- ＊ 地震や火災などの震災時に、一人で避難ができず、家族や近隣の方など避難を援助してくれる人もいない方が一定程度います。区では、希望する障がい者の氏名や住所が記載された名簿を作成し、民生委員や関係機関等と共有することで、震災時に速やかな安否確認等が行えるようにしています。

【震災時の避難について】

区 分	身体	知的	精神	難病	障がい児 (手帳不所持)
一人で避難ができない方	48%	69%	31%	16%	19%(※)
内、避難を援助してくれる人がいない方	32%	12%	43%	36%	22%

※未就学児の場合は、保護者が一人で子どもを連れて避難できない割合
荒川区障がい者意向調査より（P.37～39 参照）

○ 今後の方向性

- ＊ 必要な備蓄品等を引き続き配備するとともに、避難所開設訓練によって浮き彫りとなった課題が出た場合には、福祉避難所の設置運営に関するマニュアルを見直すなど、毎年、改善を図っていきます。また、各福祉避難所の施設特性に応じた避難対象者の詳細な検討を進めるとともに、新たな備蓄品の購入を進めるなど、震災時への備えを強化していきます。

関係する事業
障がい者の福祉避難所

- ＊ 引き続き、名簿を作成し、民生委員や関係機関と共有していくことで、地域ぐるみでの見守りを推進していきます。また緊急時に自己の障がいの状況や緊急連絡先を伝えられるよう、障がい者手帳交付時などに「あらかわ安心カード」の配布及び記入内容等の案内をします。

関係する事業
緊急時等の安否確認体制、あらかわ安心カードの配付

第2節 〈基本方針2〉バリアフリーの推進

施策2－（1）意思疎通支援の充実【重点施策③】

○ 主な現行事業

事業名	内容
コミュニケーション支援事業	障がいの特性に応じたコミュニケーションの手段を提供することにより、日常生活の利便の向上と社会参加の促進に寄与し、福祉の増進を図っています。
手話講習会事業	聴覚障がい者の福祉に理解と熱意を有する人に対し、手話技術等の指導を行うことにより、手話奉仕活動に従事する人を養成しています。
聴覚障がい者相談事業	障害者福祉課に手話通訳者を配置して相談日を設け、聴覚障がい者の各種相談の円滑化を図っています。
盲ろう者生活支援推進事業	視覚障がいと聴覚障がいが重複し、コミュニケーションを取ることが難しい盲ろう者に対し、安定した日常生活を確保するとともに、積極的に社会参加の機会を確保しています。
福祉電話事業	難聴又は外出困難な重度身体障がい者が利用する電話の使用料金等を助成することにより、電話等の利用を容易にするとともに、料金の負担を軽減しています。
図書館における障がい者サービス	図書館への来館が困難な方や活字図書の利用が困難な方に対し、図書館を利用できるよう、様々なサービスを提供しています。
デージーCD等による区報・便利帳	視覚障がい者のための音声によるデージーCD等で区報や便利帳を配布しています。

○ 現状と課題

- ＊ 障がい者の社会参加を促進するため、必要なときに確実な手話通訳者の派遣が必要であり、手話通訳者の育成及び確保が求められています。また、IT 機器を利用した新たなサービスを導入するよう、要望もあります。
- ＊ 平成23年3月の東日本大震災をきっかけに、障がい者に対する支援の方法等を検討する中で、意思確認や要望の内容を絵カードにして、コミュニケーションを取ることが困難な障がい者等が、災害時にそれらを指さすことで周囲との

意思疎通を容易にできるよう「コミュニケーション支援ボード」を作成しました。

- ＊ 各図書館において、来館が困難な方や活字資料の利用が困難な方に対し、自宅への図書の配達・郵便サービスや、録音図書・デージー図書及び点字本・大活字本の貸し出し、対面音訳のサービス提供等を行っています。
- ＊ 平成29年3月に開館したゆいの森あらかわの障がい者サービスコーナーには、拡大読書器や音声読上機、音訳室と専用の相談カウンターを設置しています。

○ 今後の方向性

- ＊ 障がい特性に応じたコミュニケーション手段は、障がい者が生活の様々な場面で意思疎通をしていくために重要なものであるため、コミュニケーション支援を行う人材の育成も含め、今後も障がい特性に応じた様々なコミュニケーション手段の確保に向けた研究を続けていきます。

関係する事業

コミュニケーション支援事業、手話講習会事業、盲ろう者生活支援推進事業

- ＊ 聴覚機能障がい、言語機能障がい、音声機能障がいや、その他の障がいの影響でコミュニケーション支援が必要な方々が、いつでも区役所の窓口で手続きや相談ができるよう、ITを活用した総合的な窓口対応の向上を目指した施策の検討を進めます。また、手話に対する理解の促進と普及を図るため、早期の条例制定を目指し、検討を進めます。

関係する事業

聴覚障がい者相談事業、【新規】総合的な窓口対応の向上、【新規】手話言語条例制定

- ＊ 図書館では、これまでも大活字本の貸し出しを行ってきましたが、障がい者・高齢者等多くの方が読みやすい大活字本の冊数を増やしており、今後も蔵書数を充実させていきます。

関係する事業

図書館における障がい者サービス

施策2－（2）バリアフリーの環境整備

○ 主な現行事業

事業名	内容
バリアフリー整備促進事業	すべての人にとって暮らしやすいまちづくりの実現のため、公共施設等をはじめ商店街など様々な面からバリアフリーの環境整備を進めています。
放置自転車対策の推進	障がい者が安心して外出できるように、放置自転車対策を推進しています。

○ 現状と課題

- ＊ 平成21年度に策定した「荒川区バリアフリー基本構想」を踏まえ、平成22年度に「町屋駅・区役所周辺地区」、平成23年度に「日暮里駅・西日暮里駅・三河島駅周辺地区」、平成24年度に「南千住駅周辺地区」、平成25年度に「熊野前駅周辺地区」の4つの重点整備地区におけるバリアフリー基本構想を策定しました。
- ＊ 放置自転車の台数は減少傾向にありますが、駅利用者や買い物客等の自転車が点字ブロックの上に放置されている現状があります。

○ 今後の方向性

- ＊ 引き続き、重点整備地区において、公共施設のバリアフリー化をはじめ、各事業主体が定めた特定事業計画を推進するため、「荒川区バリアフリー基本構想推進協議会」の開催など、事業所・利用者の協力を求めながらバリアフリー化を図ります。重点整備地区以外においても、公共施設の更なるバリアフリー化に取り組むとともに、民間施設についても、各事業所に指導を行いながら、区域全体のバリアフリー化を図ります。

（ 関係する事業
バリアフリー整備促進事業 ）

- ＊ 放置自転車については、放置防止啓発指導、関係機関との連携、区補助制度活用による民営自転車駐車場設置促進等により、積極的に放置自転車対策を推進していきます。

（ 関係する事業
放置自転車対策の推進 ）

施策2－（3）障がい者差別の解消【重点施策④】

○ 主な現行事業

事業名	内容
障がい者差別解消事業	障がいを理由とする差別をなくすため、講演会を実施するなど意識啓発等の事業を実施します。

○ 現状と課題

- ＊ 平成28年4月に「障害者差別解消法」が施行され、区では差別的取り扱いを禁止し、合理的配慮を提供できるよう「職員対応要領」を定めました。また、平成29年度は事業所へ周知するために、パンフレット等を作成しています。一方、障がい当事者の方々からは、法施行前後であまり変化を感じないとのご意見があります。
- ＊ 障がいの有無にかかわらず、誰もが住みやすく暮らしやすい共生社会の基盤となる「心のバリアフリー」を進めるためには、周囲の方の障がいに対する関心を高め、適切な認識を広げる必要があります。
- ＊ 多くの障がい者が身につけている「ヘルプマーク」をはじめとした「障がい者に関するマーク」は、交通機関など様々な場所で、配慮を必要なことを周りの方に知らせ、援助を得やすくなることを目的に作成されたものや、「オストメイトマーク」など障がい者に対応した設備に掲示することで、障がい者が利用しやすい施設であることを示すものなどがありますが、必ずしも多くの方に認知されているとは言えない状況です。

○ 今後の方向性

- ＊ 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会を契機として、障がいのある人もない人も共に楽しむことのできる啓発事業を中心に、セミナーの実施など様々な事業を複合的に推進していきます。
- ＊ 様々な機会を捉えて障がいに関するマークを区民に周知・啓発することで、困っている方がいれば積極的に声を掛けるなど、思いやりのある行動をする方々が多くいる、あたたかい地域社会の実現を目指します。

第3節 〈基本方針3〉障がい者の住まい・日常生活に対する支援

施策3－（1）グループホームの整備の推進【重点施策⑤】

○ 主な現行事業

事業名	内容
障がい者グループホーム等 施設整備事業費	グループホーム等の新設に係る区独自の補助金を創設し、施設の円滑な設置及び運営の安定を図り、障がい者の生活の場を確保しています。
親なき後支援事業	障がい者の住み慣れた地域での安心した生活を確保するために、区内で新たにグループホームを設置等する事業所に、備品購入費等の一部を補助しています。
グループホーム消防設備 整備補助事業	区内にグループホーム等を新たに設置する場合の整備費を補助することにより、障がい者の生活する場を確保します。

○ 現状と課題

- ＊ 区は、グループホームの利用ニーズの増加に対応するため、民間事業所の誘致等に努めてきました。平成24年度からは「親なき後支援事業」を開始し、新設や増設の経費の一部を補助しています。
- ＊ また同年、町屋六丁目にグループホーム・短期入所等の複合的なサービスを提供する「スクラムあらかわ」を開設し、さらに平成30年秋には、障害者グループホーム（ピアホーム）に代わる新たなグループホームの整備を東日暮里2丁目を進めるなど、障がい者の地域での生活を支える取組を進めてきました。
- ＊ 障がい者が住み慣れた地域で生活したいという意向は強く、親なき後の居住確保のためにも、区内にグループホームを増やしていく必要があります。

○ 今後の方向性

- ＊ 東日暮里2丁目の区有地に建設される障がい者グループホームについて、平成30年秋の開設に向けて、設置・運営事業所への助言等を行い、円滑な開設を支援していきます。

（ 関係する事業
障がい者グループホーム等施設整備事業費 ）

- ＊ グループホームを必要とされている方々が、地域のグループホームに入居できるよう、さらに誘致を進めていきます。

（ 関係する事業
親なき後支援事業、グループホーム消防設備整備補助事業、障がい者グループホーム等施設整備事業費 ）

- ＊ 障がい者等の状況に応じた居住支援を行い、住み慣れた地域でその人らしい暮らしができるよう、関係部署も含めた支援体制の整備を進めます。

施策3－（2）グループホームの運営支援

○ 主な現行事業

事業名	内容
障がい者グループホーム費支給事業	グループホームの入居者や運営事業所に対し、家賃や運営経費の一部を補助することにより、利用者の負担軽減及びグループホームの安定的運営の支援を行い、障がい者の地域における自立した生活の促進を図っています。
重度障がい者グループホーム運営支援事業	重度の知的障がい者の地域における生活を支援するため、生活の場であるグループホームの運営経費の一部を補助する等の支援を行っています。
重度身体障がい者グループホーム運営支援事業	重度の身体障がい者の地域における生活を支援するため、生活の場であるグループホームの運営経費の一部を補助する等の支援を行っています。
スクラムあらかわ	社会福祉法人に区有地を無償貸与し、区内の障がい者の地域生活の拠点となる障がい者地域生活支援施設を整備・運営させることにより、障がい者の福祉の向上を図っています。

○ 現状と課題

- ＊ 区内に整備されたグループホームの運営を支援するとともに、事業所の連絡会を通じて、利用者支援の技能の向上にも取り組んでいます。また、重度障がい者の受け入れ体制の拡大を促進するため、事業所への支援を行っています。

○ 今後の方向性

- ＊ 引き続き、区内に設置されたグループホームへの支援を行い、安定した施設運営を図っていきます。

関係する事業

障がい者グループホーム費支給事業、重度障がい者グループホーム運営支援事業、重度身体障がい者グループホーム運営支援事業、スクラムあらかわ

施策3－（3）医療費の助成、健康管理の支援

○ 主な現行事業

事業名	内容
心身障害者医療助成事業	医療費の一部を助成し、心身障がい者の保健の向上に寄与し、福祉の増進を図っています。
難病医療費助成事業	原因不明または治療方法が確立していない特定疾病に係る医療費を軽減するため、難病患者の医療保険の自己負担について助成しています。
自立支援医療（更生医療）給付事業	身体障がい者を対象として、障がいの状態の軽減を図り、自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な医療を給付しています。
自立支援医療（育成医療）	将来身体障がいを発生する可能性の高い児童に対し医療費を給付し、早い段階に治療（手術）を受けられるようにしています。
自立支援医療（精神通院）制度等	精神障がい者が治療を継続し、地域での安定した社会生活を送ることができるよう通院医療について医療費の給付を行っています。
小児精神障害者入院医療費助成事業	小児精神障がい者が早期に適切な治療を受けるため、入院治療に要する費用を助成しています。
療養介護事業	医療を要する障がい者に対し、病院において機能訓練、療養上の管理、介護を行っています。
医療型児童発達支援事業	肢体不自由児または重症心身障がい児に、児童発達支援及び治療を行っています。

○ 現状と課題

- ＊ 医療を必要とする障がい者が安心して生活を送れるよう、医療費の一部を助成すること等で、障がい者の健康の保持を図っています。
- ＊ 難病法に基づき、平成27年1月から指定難病が拡大されたこと等により、難病認定者のニーズが多様化しています。
- ＊ 難病患者等に対して情報提供を行うことにより、必要な障害福祉サービス等が活用できるよう支援する必要があります。

○ 今後の方向性

- ＊ ホームページや窓口でのパンフレットの配布など様々な機会をとらえて医療費助成制度等の周知を図っていきます。また、今後の難病医療費助成の対象疾病の更なる拡大を見込み、医療との連携が不可欠な難病患者の安心した生活に繋がるよう、保健所、医師会等の関係機関と連携し、制度の周知を進めていきます。

施策3－（4）こころの健康管理支援の体制整備

○ 主な現行事業

事業名	内容
精神保健福祉ネットワーク事業	精神保健福祉に携わる実務担当者が情報交換・学習会などを通して行政と医療・保健・福祉・介護・司法等の関係機関の連携強化と顔の見えるネットワークによる連携した支援が円滑にできるよう取り組んでいます。
精神保健福祉事業	地域精神保健福祉活動の一貫として、関係機関・施設との連携のもとに、精神障がい者が在宅で生活できるよう社会復帰及び障害福祉サービス等の相談、訪問等を行っています。
精神保健福祉普及啓発事業	精神障がい者の家族や区民に対して、病気や障がいの正しい理解と人権への配慮のための講演会や講座を開催し、普及啓発を推進しています。

○ 現状と課題

- ＊ 精神障がい者（発達障がいや高次脳機能障がいも含む）や家族の状況にあわせた、障害福祉サービスや生活支援、医療等が一体的に提供される地域包括ケアシステムを構築するため、保健・医療・福祉等の関係者が広く参加する精神保健福祉連絡協議会を開催し、関係機関の連携強化等を進めています。
- ＊ また、その実務関係者が広く参加する精神保健ネットワーク会議も開催し、精神保健福祉等の最新情報や事例検討等の情報交換を通じて、さらに「顔の見えるネットワークづくり」を目指しています。

○ 今後の方向性

- ＊ 引き続き、精神保健福祉連絡協議会や精神保健ネットワーク会議を活用し、精神保健制度等の変更や国の動向を捉え、地域における課題に対して、関係機関に情報を提供するとともに、発達障がいや高次脳機能障がいをテーマとした事例検討等の機会を増やすことで参加者の知識・技能向上も図り、支援者側の育成に努めます。

関係する事業

精神保健福祉ネットワーク事業、精神保健福祉事業、精神保健福祉普及啓発事業

- ＊ また、自立支援協議会等も活用し、高次脳機能障がい者や発達障がい者等の支援の体制の整備についても検討を進めます。

（ 関係する事業
障害者地域自立支援協議会運営事業 ）

施策3－（5）荒川ばん座位体操の実施

○ 主な現行事業

事業名	内容
障がい者向け健康体操事業（荒川ばん座位体操）	障がいの有無に関わらず、誰もが元気に自分らしく暮らし続けることを目標とした健康体操です。区内の6会場では研修を受けたリーダーが中心となり体操を実施しています。

○ 現状と課題

- ＊ 障がい者の健康づくりを促進するために開発した「荒川ばん座位体操」は、平成29年10月現在、6会場で年間3,700人が参加し、体操を指導するボランティアの「荒川ばん座位体操リーダー」を約100名育成してきました。
- ＊ 各会場では、継続して体操を実践してきた方を対象として、肺活量や足のむくみ、肩こりや腰痛の有無など、体操の効果測定を行っています。
- ＊ 平成29年度に、体操に参加したことによる長期的な効果の検証を行った結果、呼吸機能、肩こりの自覚症状で長期効果が見られたほか、精神面でも全体的健康感と活力が向上するという効果が見られました。

○ 今後の方向性

- ＊ 「荒川ばん座位体操」は、障がいがあっても、高齢で体力に自信がなくても、「万人」ができる先進的な取組であり、関係者との連携を強化し、様々な機会をとらえて周知・広報を進め、引き続き全国に発信していきます。
- ＊ また、今後も、体操を指導する「ばん座位体操リーダー」の育成に力を入れるとともに、ステップアップ研修の実施などを通じて、リーダー間の連携強化を図ります。

施策3－（6）在宅系サービス等の提供

○ 主な現行事業

事業名	内容
ホームヘルプサービス費支給事業（居宅介護）	日常生活を営む上で介護・援助を必要とする障がい者に対し、身体介護・家事援助等必要なサービスを提供しています。
ホームヘルプサービス費支給事業（重度訪問介護）	常時介護が必要な重度障がい者に、自宅で入浴や排泄、食事、見守りなどの介助や外出時の移動の補助をしています。
短期入所給付費支給事業	自宅で主に介護をしている人が病気等の場合、必要な期間施設で介護しています。
緊急一時保護事業	在宅の障がい者を介護している人が、病気など緊急的理由及びレスパイト（介護者の旅行や休養等）により、一時的に介護ができない場合に介護者に代わって支援を行います。
配食サービス事業	重度の障がいにより、食事の調理が十分にできない一人暮らしの障がい者等に対して食事を配達し、栄養と健康を確保するとともに安否の確認もしています。
重度脳性麻痺者介護人派遣事業	重度の脳性麻痺者を介護し、生活圏の拡大等を図るための援助を行っています。
留守番看護師派遣事業	在宅で、医療的ケアの必要な重症心身障がい児者に対し、留守番看護師を派遣することにより、健康の保持と安定した地域生活の確保、及び介護者の負担軽減を図っています。
緊急通報システム事業	ひとり暮らし等の重度身体障がい者が、家庭内で病気等による緊急事態に陥ったときに、消防庁や民間受信センター等の関係機関に通報できる機器を貸与しています。
訪問入浴サービス事業	家庭で入浴が困難な重度の障がい者に対し、巡回入浴車を派遣し、入浴の機会を提供することにより健康及び衛生保持を図っています。
施設入浴（スクラムあらかわ）	家庭で入浴が困難な重度の障がい者に対し、介護浴槽等により入浴の機会を提供し、健康及び衛生保持を図っています。
理美容サービス事業	理容店・美容店で、理容又は美容を受けることが困難な重度の心身障がい者に対し、理容師又は美容師を派遣しています。
障がい者紙おむつ購入助成事業	重度の心身障がい者に対し、紙おむつの購入費の一部を助成し、経済的負担を軽減しています。

事業名	内容
寝具洗濯乾燥消毒事業	寝たきり状態にある重度の心身障がい者に対し、寝具の洗濯又は乾燥消毒を行い、健康の保持を図ります。
補装具費支給事業	身体障がい者の失われた機能を補うため、その障がい部位に応じた補装具を交付又は修理しています。
日常生活用具給付事業	在宅の心身障がい者及び難病患者に対し、生活を容易にし、自立を高めるため各種の日常生活用具を給付しています。
住宅設備改善給付事業	在宅の重度身体障がい者に対し、その居住する浴場等の住宅設備の改善に要する費用を給付し、障がい者の自立を高め介護者を支援しています。

○ 現状と課題

- ＊ 障がい程度に応じた必要な支援を、必要なときに受けられるよう、区のケースワーカーや理学療法士等が相談に応じています。
- ＊ 区の独自施策として、「留守番看護師派遣事業」を実施し、重症心身障がい児者を自宅で介護する家族等への支援を行うなど、障がい者が安心して暮らしていくために、日常生活を支える様々なサービスを提供しています。
- ＊ 身体障がい者を中心に、適切な障害福祉サービスを受けることで、住み慣れた自宅での生活を継続できるため、居宅介護利用者も増えています。
- ＊ また、日常生活用具については、医療技術等の進展により、新たな器具や機器を支給対象として欲しいとの要望が寄せられている状況があります。
- ＊ 引き続き、さらに質の高いサービスの提供に向けた検討を行っていく必要があります。

○ 今後の方向性

- ＊ 引き続き、障がい程度に応じて必要な支援を、必要なときに受けられるよう、情報提供や調整を行い、日常生活を支えていきます。

関係する事業

ホームヘルプサービス費支給事業（居宅介護）、ホームヘルプサービス費支給事業（重度訪問介護）、短期入所給付費支給事業、緊急一時保護事業 等

- ＊ 事業所が質の高いサービスを提供していくために、必要な情報の提供や研修や連絡会等の実施を続けていきます。

関係する事業

ホームヘルプサービス費支給事業（居宅介護）、ホームヘルプサービス費支給事業（重度訪問介護）、短期入所給付費支給事業、緊急一時保護事業 等

- ＊ また、高齢期を迎えた障がい者が、介護保険に移行する際にも、個々の障がいの状況に応じたサポートやサービスが継続して受けられるよう、介護保険と障害福祉サービスの連携を強化します。

- ＊ 自宅での生活を継続するための適切な障害福祉サービスを、必要とする方に届けられるよう、民間事業所との連携を進め、サービスの質が向上するよう努めます。

関係する事業

ホームヘルプサービス費支給事業（居宅介護）、ホームヘルプサービス費支給事業（重度訪問介護） 等

- ＊ 日常生活用具については、技術開発等により有用な機器が作成された場合、ニーズや効果を研究し、対象品目とするか検討を進めるなど、引き続き、障がい者の生活の利便性の向上に努めていきます。

関係する事業

日常生活用具給付事業

施策3－（7）本人、保護者への経済的支援

○ 主な現行事業

事業名	内容
特別障害者手当等 （国の制度）	重度の心身障がい者の福祉の増進と所得保障を図るため、特別障害者手当等を支給しています。
重度心身障害者手当 （都の制度）	心身に重度の障がい有するため、常時複雑な介護を必要とする人に対して手当を支給し、福祉の向上を図っています。
心身障害者福祉手当 （区の制度）	心身障がい者及び難病患者に対し手当を支給し、福祉の増進を図っています。
特別児童扶養手当 （国の制度）	精神または身体に障がい有する児童について手当を支給することにより、これらの児童の福祉の増進を図っています。
児童育成手当（障害手当） （都の制度）	20歳未満の心身障がい児などを扶養している方に対して支給しています。
原爆被爆者援護事業 （区の制度）	区内の原爆被爆者に対して、年1回見舞金を給付し、被爆者の苦労をねぎらい福祉の向上を図っています。

○ 現状と課題

- ＊ 障がい者に対する経済支援は、国による各種手当等の支給がなされ、東京都や当区でも、独自の手当等の支給を行っています。国・都・区の手当ともに受給者は増加傾向にあり、障がい者の経済的支援として重要な制度となっています。

【手当の受給者数の推移】

手当名	平成26年度	平成27年度	平成28年度
特別障害者手当	208人	211人	221人
重度心身障害者手当	145人	144人	146人
心身障害者福祉手当	3,723人	3,694人	3,700人
特別児童扶養手当	181人	180人	183人
児童育成手当（障害手当）	2,653人	2,602人	2,642人

○ 今後の方向性

- ＊ 引き続き、対象となる障がい者が確実に受給できるよう制度周知を行います。

関係する事業

特別障害者手当、東京都重度心身障害者手当、心身障害者福祉手当 等

施策3－（8）利用者負担軽減

○ 主な現行事業

事業名	内容
障害福祉サービス利用者負担軽減事業	利用者負担額の軽減を区独自に実施しています。

○ 現状と課題

- ＊ 平成18年4月の障害者自立支援法の施行により、障がいが重度で多くの福祉サービスを利用する障がい者ほど、経済的な負担が増加するため、荒川区では、在宅系サービス（居宅介護系サービス、同行援護、短期入所、通所施設、児童通所）の利用者負担を10%から3%に軽減する等の事業を全国に先駆けて実施し、現在も継続しています。

○ 今後の方向性

- ＊ 介護保険制度の利用者負担の在り方などにも留意しながら、必要な障害福祉サービスを利用できるよう、引き続き、経済的な負担軽減策を行います。

第4節 〈基本方針4〉障がいのある子どもの健全育成

施策4－（1）障がい児支援の充実【重点施策⑥】

○ 主な現行事業

事業名	内容
荒川たんぽぽセンターの運営	通所利用の障がい児等やその家族に対する支援を行うとともに、施設の有する専門機能を活かし、地域の障がい児等やその家族への相談、障がい児等を預かる施設への援助・助言を合わせて行うなど、地域の中核的な療育施設の役割を担っています。
障がい児通所支援給付費支給事業	障がい児等が日常生活における基本動作を習得し、集団生活に対応できるよう、児童発達支援や放課後等デイサービスを行っています。また、児童福祉法の改正により、重度で外出困難な障がい児に対し、居宅訪問による発達支援を行うサービスが創設されます。
日中一時支援事業	障がいのある児童・生徒が特別支援学校等の下校後に活動する場所を確保し、また、障がい児者に宿泊を伴わない短期的な施設利用を提供し、日常生活の援助、日中活動の支援等を行っています。

○ 現状と課題

- ＊ 障がいのある子どもや発達に関して療育を必要とする子ども等に対して、日常生活能力や集団生活への適応力が向上するよう、専門的な療育や訓練を提供できる環境整備を進める必要があります。また、障がい児を育てる保護者、家庭への支援が多様化しており、療育の効果を上げ、将来の見通しを立てるためにも、家庭との密接な連携が必要です。
- ＊ 人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などのケアが必要な医療的ケア児も含めた障がい児支援に関して、保育、保健医療、教育等の関係機関と連携した支援体制の構築等について、検討を進める必要があります。
- ＊ 児童発達支援は、平成30年1月現在、荒川たんぽぽセンターを含め、区内に7つの事業所があり、約250名の児童が発達支援のサービスを利用しており

ます。また、障がい児の放課後等デイサービスは、事業所が増加（平成 26 年度末：1 事業所→平成 29 年度末：11 事業所）している一方、事業所の所在地に偏りがある他、単なる居場所となっているなど適切なサービスが提供されていない事例が指摘されています。

- ＊ また、高次脳機能障がいや発達障がいに関して、障害児通所支援等において適切な支援が行えるよう人材の育成が求められています。
- ＊ そのため、荒川たんぼぼセンターの有する専門性を活かし、区内事業所全体のサービスの質の向上を図っていく必要があります。
- ＊ さらに、重度の障がい等の状況にある障がい児（重症心身障がい児）であって、障害児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な障がい児への発達に関する支援が求められています。

○ 今後の方向性

- ＊ 家庭と専門機関が両輪となって療育を進めることができるよう、保護者、家庭への障害福祉サービスなどの情報提供を適切に進め、途切れることなく療育を提供していきます。

関係する事業
荒川たんぼぼセンター 等

- ＊ 児童相談所の設置を見据え、たん吸引等の医療的な援助が必要となる医療的ケア児も含めた障がい児支援体制の検討を進めます。
- ＊ 児童発達支援及び放課後等デイサービスについては、平成 28 年度に創設した「荒川区障害児通所支援事業所連絡会」を活用し、同連絡会を定期的に開催し、技能向上や新たなプログラムに関する情報交換を進め、サービスの質の向上に向けて取組めます。さらに、荒川たんぼぼセンターの有する専門性を活かし、区内の障がい児やその家族への相談、障がい児を預かる施設への援助・助言等を合わせて行うなど、荒川たんぼぼセンターを児童発達支援センターへと充実する検討を進めていきます。

関係する事業
障がい児通所支援給付費支給事業、荒川たんぼぼセンターの児童発達支援センター化 等

- ＊ また、高次脳機能障がいや発達障がいへの対応について、区職員の人材育成を進めるとともに、区内事業所へも情報提供や講演会等の実施を通じて、技能向上のための支援を行っていきます。平成30年度から創設される、重症心身障がい児を対象とした「居宅訪問型児童発達支援」を提供する事業所と連携し、支援を進めていきます。

関係する事業

荒川たんぽぽセンター、障がい児通所支援給付費支給事業（【新規】居宅訪問型児童発達支援含む）

施策4－（2）障がい児の保育・教育

○ 主な現行事業

事業名	内容
障がい児の保育・教育	各公私立保育園・幼稚園において、障がい等に応じた保育・教育を実施しています。

○ 現状と課題

- ＊ 区内全認可保育園で、障がい児等特別の支援を必要とする子どもの受入れを行うとともに、保育相談専門員が巡回することで、対象園児や園、保育士へのサポート体制を行っています。
- ＊ また、公立幼稚園ではスクールカウンセラー（臨床心理士）が、私立幼稚園は子育て支援相談員（臨床心理士）が相談や指導にあたっています。

○ 今後の方向性

- ＊ 引き続き、障がい児等特別な支援を必要とする子どもの受入れのため、適切な職員体制の確保や研修等の実施による技能向上等により、保育場所の確保に努めていきます。また、設置を検討している児童発達支援センターにおいても、保育所等訪問支援を実施できるよう検討を進めていきます。

関係する事業
 障がい児の保育・教育、荒川たんぽぽセンターの児童発達支援センター化

- ＊ 幼稚園においては、スクールカウンセラーや子育て支援相談員を活用し、障がい児等特別の支援を必要とする子どもの受入れのための体制の整備に努めていきます。

関係する事業
 障がい児の保育・教育

施策4－（3）学齢期の子どもへの支援の充実

○ 主な現行事業

事業名	内容
特別支援教育	特別な支援を必要とする子どもたち一人一人に応じた教育体制を構築しています。
学童クラブ等	保護者の就労、疾病等の理由により昼間家庭において適切な保護を受けることができない児童に対し、遊びと生活の場を提供し、その健全な育成を図っています。

○ 現状と課題

- ＊ 障がいのある子どもをはじめ、特別な支援を必要とする子どもの可能性を十分発揮できるよう、適切な教育の場（通常の学級、特別支援学級、特別支援学校）についての相談を実施しており、相談件数は年々増加傾向にあります。また、相談の結果、適当と判断された就学先と保護者が希望する就学先とが異なるケースもあり、様々な支援方法について検討する必要があります。
- ＊ 発達障がいのある児童も年々増加傾向にあり、在籍校を離れて通級指導学級に通うという児童の不安解消や、移動にかかる負担の軽減を図るため、区立小学校全校に特別支援教室を導入し、これまで情緒障がい等指導学級で受けていた指導を全ての小学校で受けられるよう環境を整備しました。
- ＊ 学童クラブ等において、障がいのある子どもをはじめ、特別な支援を必要とする子どもの受け入れにあたり、職員を追加で配置する他、子育て支援カウンセラー（臨床心理士）が巡回相談を実施するなど、必要な支援に対応できるようにしています。

○ 今後の方向性

- ＊ これまで以上に子どもと保護者の気持ちに寄り添い、子どもの立場に立った障がい相談を目指し、成長のシミュレーションやライフステージごとの福祉サービスを含めた丁寧な説明を行いながら、子どもにとって適切な教育の場を選択できるよう支援していきます。

関係する事業
特別支援教育

- ＊ 引き続き、学童クラブ等において、子どもが安全に利用できるよう、適切な職員体制の確保や研修等による資質の向上に努めていきます。

関係する事業
学童クラブ等

第5節 〈基本方針5〉障がい者の自立・就労支援、生きがいの創生

施策5－（1）生活介護・自立訓練・生活訓練

○ 主な現行事業

事業名	内容
障がい者施設介護・訓練等給付費支給事業（自立訓練・生活訓練）	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、生活能力の向上のために必要な訓練を行っています。
荒川生活実習所運営事業、尾久生活実習所運営事業	主に知的障がい者に対して、自立に必要な指導・訓練等を行う2施設を運営することで、生活の充実及び社会的な自立を支援しています。

○ 現状と課題

- * 区内では、荒川生活実習所及び尾久生活実習所等の生活介護施設が、特別支援学校卒業後の障がい者の通所施設として指定管理制度で運営され、作業・創作・レクリエーション等の活動を通じて、利用者の生活能力の向上を図っています。
- * 近年、特別支援学校の卒業後の進路として、生活介護施設希望者が増加傾向にあり、施設の面積や設備の状況を考慮に入れた上で、定員を拡大することで、希望者を受け入れてきましたが、今後は、特別支援学校卒業生の動向を見据え、新たな施設の整備や誘致が求められています。また、生活介護施設の拡充と合わせて、医療的ケアが必要な障がい者への対応が求められています。

○ 今後の方向性

- * 特別支援学校卒業生の動向を見据え、引き続き、生活介護等を提供する事業所の確保に努めていきます。

関係する事業

障がい者施設介護・訓練等給付費支給事業（自立訓練・生活訓練）、荒川生活実習所運営事業、尾久生活実習所運営事業

- * 生活介護施設の誘致を積極的に進めるとともに、医療的ケアが必要となる重度の障がい者が安心して生活介護施設に通所できるよう、環境整備を進めていきます。

関係する事業

荒川生活実習所運営事業、尾久生活実習所運営事業

施策5－（2）機能訓練

○ 主な現行事業

事業名	内容
機能訓練（荒川たんぽぽセンター）	機能訓練は、機能回復訓練、生活訓練、創作的活動などを行うことにより、利用者の日々の生活の充実と社会生活力の向上を図っています。
高次脳機能障がい者支援促進事業（荒川たんぽぽセンター）	高次脳機能障がい者、その家族等に対する相談支援を実施するとともに、医療機関、就労支援センター等の関係機関との連携を図り、適切に支援しています。

○ 現状と課題

- ＊ 高次脳機能障がい者に特化した訓練を行うなど、それぞれの障がい特性に合わせたプログラムを行っています。
- ＊ 高次脳機能障がいは、外見では障がいがあることが分かりにくく、周囲の理解が得られにくい現状があります。区では、高次脳機能障がいへの理解を深めるセミナーや講演会を開催していますが、今後も区民に理解を求めていく取組が必要です。
- ＊ 近年、病院のリハビリ期間の短縮等の影響で、機能訓練の利用者が増加しており、対応が求められています。

○ 今後の方向性

- ＊ プログラム内容や施設の効率的な利用等の工夫に努めることで、訓練の質の向上や利用者数の増加に対応していきます。

（関係する事業
機能訓練（荒川たんぽぽセンター）

- ＊ また、高次脳機能障がいに対する理解を進めるため、引き続き、講演会等を行っています。

（関係する事業
高次脳機能障がい者支援促進事業（荒川たんぽぽセンター）

施策5－（3）施設入所支援

○ 主な現行事業

事業名	内容
障がい者施設介護・訓練等給付費支給事業（施設入所支援）	在宅では十分に介護を受けることができない場合、自立のための特別な治療や訓練を行うために、施設等への入所支援を行っています。

○ 現状と課題

- ＊ 在宅では十分に介護を受けることができない場合や、自立のための治療や訓練を行うために、施設等への入所支援を行っています。
- ＊ 施設入所者の地域生活への移行の促進を図る一方、障がいの重度化等により施設入所が必要となる方への支援も求められています。

○ 今後の方向性

- ＊ 施設入所者の意向を尊重しながら、地域生活への移行を目指すとともに、施設入所が引き続き必要な障がい者については、施設と連携して生活環境の質の向上を進めていきます。

施策5－（4）就労支援の強化【重点施策⑦】

○ 主な現行事業

事業名	内容
障害者就労支援センター運営事業（じょぶ・あらかわ）	就労を希望する人に対して、就労面、生活面の支援を一体的に提供し、一般就労を支援します。また、就労中の者に対しては、職場定着の支援をしています。
障がい者施設介護・訓練等給付費支給事業（就労移行支援）	一般企業等への就労を希望する人を対象に、一定期間、就労に必要な知識の習得や能力向上を図るための訓練を行っています。
障がい者雇用支援事業	一般企業等への就労を希望する人を対象に、就労するための能力を身に付けるための訓練を行っています。
特例子会社との連携	特例子会社を設立しようとしている企業に対し、障がい者雇用に係る支援（助言・連絡調整・費用負担・専門職員派遣等）を行っています。

○ 現状と課題

- ＊ 「じょぶ・あらかわ」の登録者数は、年々増加しており、平成24年度末は約330名でしたが、平成28年度末では約480名となっています。
- ＊ 一般就労を目指す障がい者が増加している中で、就労に伴い生じる生活面の課題（生活リズム、体調の管理等）があり、就労が継続できない方への丁寧な支援を行う必要があります。
- ＊ スタートまちやのパソコン教室を活用して、一般企業等への就労を目指す障がい者を対象とした、事務補助、ビジネスマナー、パソコン操作などの訓練を行っています。
- ＊ 障がい者の雇用拡大のためには、企業に障がい者雇用に関する理解を促す必要があるため、ハローワーク等関係機関と連携し、企業向け障がい者雇用講座を実施しています。
- ＊ 区では、区内の特例子会社の採用面接時、研修時等に手話通訳者を派遣する支援を行っています。

○ 今後の方向性

- ＊ 平成30年4月から法定雇用率が引き上げとなり、障がい者の就労機会の拡大が予定されている中で、就労に伴い生じる生活面の課題（生活リズム、体調の管理等）へのさらなる支援が求められています。そのため、区の障害者就労支援センターである「じょぶ・あらかわ」を中心に、障がい者の家族や就労先である企業・事業所への訪問や障がい者本人との面接を通じて、生活面の課題を把握するとともに、解決に向けた必要な支援を行うため、平成30年度から新設される「就労定着支援」等の福祉サービスを提供する事業所と連携し、支援を進めていきます。

関係する事業

障害者就労支援センター運営事業（じょぶ・あらかわ）、障がい者施設介護・訓練等給付費支給事業（就労移行支援）、障がい者施設介護・訓練等給付費支給事業（【新規】就労定着支援）

- ＊ 障害者雇用支援事業について、受講しやすい環境の整備や受講促進のため積極的な周知を図るなど、障がい者のビジネススキルの向上に必要な訓練の充実に努めます。

関係する事業

障がい者雇用支援事業

- ＊ ハローワーク等区内外の関係機関と連携しながら、平成29年度に作成した事業者向けの障がい者差別に関する啓発パンフレットも活用して、企業に対する障がい者雇用促進に向けた発信を積極的に行い、雇用側の意識改革への取組も進めていきます。

- ＊ 引き続き、区内の特例子会社と連携を図り、障がい者の就労機会の拡大を支援します。

関係する事業

特例子会社との連携

施策5－（5）福祉的就労の支援

○ 主な現行事業

事業名	内容
障がい者施設介護・訓練等給付費支給事業（就労継続支援）	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行っています。A型は雇用型で、利用者には賃金が支払われます。B型は非雇用型で、利用者には工賃が支払われます。
荒川福祉作業所運営事業	一般就労が困難な心身障がい者に対して、継続的な作業活動及び生活能力向上等を支援する施設を運営することで、地域で自立した生活を送れるようにしています。
作業所等経営ネットワーク支援事業	障がい者就労関係施設等の会議を開催し、施設間の情報交換を行う等して連携の強化を図ります。福祉作業所の受注活動を支援し、企業等からの作業受注の際にコーディネートを行っています。
日中活動サービス事業等補助事業	一般就労の困難な人に福祉的就労の場を提供する福祉作業所の運営を支援しています。

○ 現状と課題

- ＊ 区内には、平成29年10月現在、一般就労が困難な障がい者が能力等向上のために訓練しながら働く就労継続支援A型・B型と一般就労を見据えた訓練を行う就労移行支援の施設が、計13施設あります。
- ＊ 障がい者が自分らしく豊かな生活を送るためには、経済的自立が重要ですが、従来の下請け作業を中心とした受注環境では、工賃の引き上げに十分に繋がらない状況です。また、福祉的就労から一般就労への移行が少ないことも経済的自立を妨げる要因となっています。
- ＊ 区内の就労支援施設（作業所）による定期的な意見交換会の他、施設経営や事業運営に関する研修会を実施しています。また、自主製品の販路拡大のため、平成29年度は区主催の共同展示販売会を開催しました。
- ＊ 工賃アップに繋がり得る共同受注や研修会で習得した学びを必ずしも実践できていない状況も見受けられ、区内作業所の平均工賃は都内平均を下回っています。

○ 今後の方向性

- ＊ 従来の下請け作業の生産性向上を促すとともに、新たなオリジナル商品の販売など付加価値の高い仕事の開拓支援を進めます。あわせて、障がい者一人一人の適性に応じたきめ細やかな支援を行い、生きがいを持って作業できるような環境の整備を進めます。

関係する事業
作業所等経営ネットワーク支援事業、荒川福祉作業所運営事業

- ＊ 作業所の更なる気づきを促すため、意見交換会の活性化と研修会後のフォローアップに取り組みます。

関係する事業
作業所等経営ネットワーク支援事業

- ＊ また、平均工賃のアップを目指し、共同受注に適した案件の開拓に努めるとともに、作業所間のコーディネートを行い、ネットワークを活用した成果の創出を支援します。

関係する事業
作業所等経営ネットワーク支援事業

施策5－（6）同行援護・行動援護・移動支援

○ 主な現行事業

事業名	内容
ホームヘルプサービス費支給事業（同行援護）	視覚障がい者に対し、行動するときに必要な介助や外出時の移動を支援しています。
行動援護	自己判断能力が制限され、危険回避ができない知的障がい者や精神障がい者に対し、行動するときに必要な介助や外出時の移動の支援をするサービスです。
移動支援	重度の視覚障がい者、知的障がい者及び精神障がい者が、社会生活上不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出をする際にガイドヘルパーを派遣し、障がい者の自立と社会参加を促進します。

○ 現状と課題

- ＊ 同行援護は、平成23年に移動支援から分化して現制度に移行してから、重度視覚障がい者の移動支援サービスとして、平成29年度現在で約100名の方が利用しています。
- ＊ 行動援護は、常時介護が必要な知的障がい者又は精神障がい者が外出する際の支援を行うサービスですが、提供事業所数が少ないこともあり（区内で5事業所：平成29年10月現在）、これまで利用者は出ておらず、移動支援で希望に沿ったサービスを提供をしています。
- ＊ 移動支援は、平成18年の現制度開始当初から、利用者負担なし、通学や介護施設等への移動時の支援も可とするなどの区独自施策により、児童から高齢者まで幅広い年齢層の外出を支援し、平成29年度現在で約500名の方が利用しています。

○ 今後の方向性

- ＊ 同行援護については、重度視覚障がい者の外出を支援し、社会参加を促進するため、今後も引き続き支援を継続していきます。

関係する事業
 ホームヘルプサービス費支給事業（同行援護）

- ＊ また、行動援護についても、障がい者ご本人の状況及びご意向を考慮し、行動援護での支給が必要な場合に、支援を行っていきます。

関係する事業
行動援護

- ＊ 移動支援については、障がい者意向調査においても、知的障がい者・身体障がい者を中心に外出頻度が年々高まっており（ほぼ毎日外出する人の割合 [知的] 平成16年58.6%→平成29年71.1%、[身体] 同39.5%→46.6%）、また障がい者の単身世帯も増加していることから、障がい者の社会参加促進の観点からも、引き続き支援を実施・推進していきます。

関係する事業
移動支援

施策5－（7）交通機関等の利用支援、車の運転に係る支援

○ 主な現行事業

事業名	内容
福祉タクシー事業	重度の身体・知的障がい者等、外出に支障のある人に対し、通院や日常生活の利便と生活圏の拡大を図るため、福祉タクシー券を交付しています。また、通常のタクシー利用が困難な人に対し、リフト付自動車を利用した場合に、利用料金の一部を助成しています。
自動車燃料費助成事業	自動車を運転する心身障がい者又は障がい者のために自動車を運転する家族に対し、ガソリン購入費の一部を助成しています。
コミュニティバス障がい者利用負担助成	区内を運行するコミュニティバスの運賃を、身体障害者手帳、愛の手帳及び精神保健福祉手帳の所持者については無料とし、障がい者の交通移動手段の確保を図っています。

○ 現状と課題

- ＊ 日常生活の利便と生活圏の拡大を図るため、交通機関等の利用支援や自動車運転に係る支援を行うことで、障がい者の社会参加を促進し、障がい者福祉の増進に努めています。

○ 今後の方向性

- ＊ 引き続き、外出に関する支援を行うことで、障がい者の積極的な社会参加を促進します。

関係する事業

福祉タクシー事業、自動車燃料費助成事業、コミュニティバス障がい者利用負担助成

施策5－（8）障がい者スポーツの推進

○ 主な現行事業

事業名	内容
障がい者運動会	障がい者団体の自主的な活動を支援するため、荒川区心身障害児者福祉連合会主催の「荒川区障害者大運動会」を支援しています。

○ 現状と課題

- ＊ 荒川区では、昭和50年代から、荒川区心身障害児者福祉連合会の主催により、毎年秋に障害者大運動会が開催されており、身体障がい者・知的障がい者及びその家族を中心に毎年約700名が参加し、スポーツを通じて親睦を深めています。また、精神障がい者においては、区内の精神障がい者施設の参加によるスポーツ交流会を、平成14年度から年1回開催しています。
- ＊ 加えて、平成27年度からは、スポーツ振興課と連携し、2020年の東京パラリンピック・2021年デフリンピック夏季大会に向け、広く区民に障がい者スポーツを知ってもらうとともに、大会への気運を醸成するため、「荒川区障がい者スポーツフェスティバル」を開催し、車椅子バスケットボール、ボッチャ、ブラインドサッカー等の各種競技体験等を行っています。

○ 今後の方向性

- ＊ 障がい者及び家族の親睦・交流の場となっている障害者大運動会・スポーツ交流会を継続していきます。
- ＊ また、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会を契機として、障がいのある人もない人も共に障がい者スポーツに親しめるよう、引き続きスポーツ振興課と連携し、障がい者スポーツを知る・見る・体験する機会を増やしていきます。

施策5－（9）文化芸術活動の促進【重点施策⑧】

○ 主な現行事業

事業名	内容
文化芸術活動の促進	生活実習所や福祉作業所等において、障がい者が文化芸術に触れる機会の充実に努めるとともに、社会参加・交流を促進しています。

○ 現状と課題

- ＊ 生活実習所や福祉作業所等が NPO 法人等と連携してワークショップを開催し、創作した作品を施設公開等で展示しています。
- ＊ 荒川たんぽぽセンター等で利用者が制作した絵画などを、首都大学東京の荒川キャンパスや、荒川区の交流都市である茨城県つくば市の美術館にて展示しています。また、平成28年度には、荒川生活実習所で作成した作品を「東京都内施設合同展示会」に出展しました。
- ＊ その他にも、アクロスあらかわでは、コーラスや生け花など、登録団体が文化的な活動を活発に行っています。

○ 今後の方向性

- ＊ 音楽や絵画等の鑑賞や創造等の文化芸術活動に参加することは、障がい者の生きがいにつながりますので、障がい者が自らの個性や才能を生かしながら、地域でいきいきと活躍することができるよう、様々な支援を行っていきます。
- ＊ また、集客力のある区内施設等を活用し、障がい者が制作した作品の魅力を伝えられるよう工夫を凝らした展覧会等を開催し、地域の方々との交流を促進するとともに、障がい者が芸術文化に触れる機会や活動に参加する機会の拡充を図ります。

施策5－（10）地域活動支援センターの運営

○ 主な現行事業

事業名	内容
たんぽぽセンターにおける障がい者地域自立生活支援センター事業（講座等）	在宅の障がい者に対し、福祉サービスや社会資源の利用援助及び情報の提供を行うことにより、障がい者とその家族の地域における生活を支援し、その自立と社会参加の促進を図っています。
精神障害者地域生活支援センター運営事業（地域活動支援センター事業）	精神障がい者の特性等にあわせた多様なプログラムと個別及びグループ相談を行い、復帰と自立、社会参加の促進を図っています。
スクラムあらかわ運営事業（地域活動支援センター事業）	生活訓練、創作的活動等により、利用者の日々の生活の充実と社会生活力の向上を図っています。

○ 現状と課題

- ＊ 平成29年度現在、区内には、荒川たんぽぽセンター（身体障がい者・高次脳機能障がい者対象）、支援センターアゼリア（精神障がい者対象）、スクラムあらかわ（知的障がい者対象）の3カ所の地域活動支援センターがあり、創作活動等、各種プログラム活動やグループワークを行っています。
- ＊ 荒川たんぽぽセンターでは、中途障がい者と高次脳機能障がい者のグループに分かれて、効果的なプログラムを実施しています。
- ＊ 支援センターアゼリアでは、利用者の年齢層の広がりや障がいの多様化に対応し、より個々の利用者にあったプログラム活動を提供できるよう、平成29年度に宮の前ひろば館の2階部分を活用し、プログラム室を増床しました。
- ＊ 一方、知的障がい者は日中、生活介護施設や福祉作業所に通所する方が多く、スクラムあらかわの地域活動支援センター利用者は少数にとどまっている現状があります。プログラム内容の見直し等の検討をしていく必要があります。

○ 今後の方向性

- ＊ 各センターとも、個々の利用者の状況に合ったプログラム提供を行っていくとともに、日中活動・訓練の場、通所・就労者の地域活動（余暇活動）の場、また当事者同士の交流の場、さらには障がいのある方とない方が交流し、相互理解が進展する場として、社会参加・地域交流の拠点施設の役割を果たしていきます。

関係する事業

たんぽぽセンターにおける障がい者地域自立生活支援センター事業（講座等）、精神障害者地域生活支援センター運営事業（地域活動支援センター事業）、スクラムあらかわ運営事業（地域活動支援センター事業）

施策5－（11）障害者福祉会館の運営

○ 主な現行事業

事業名	内容
障害者福祉会館運営事業	障害者福祉会館「アクロスあらかわ」を運営し、区民への啓発・交流の場、自主的な活動の場を提供することで、障がい者自身の地域参加及び自立を図っています。

○ 現状と課題

- ＊ 障がい者が地域の中で豊かに暮らしていけることを目指し、平成9年に、障がい者やボランティアの自主的活動の場として、また、幅広く区民との交流を深める場として、障害者福祉会館「アクロスあらかわ」を開設し、社会参加と自立を支援しています。
- ＊ また、インターネットスポットの開放や、IT講習会の開催や障害者福祉推進団体に依頼しパソコン指導を行うなどIT活用の推進に努めています。

○ 今後の方向性

- ＊ 日中の活動場所として内容の充実を図り、地域社会に開かれた施設となるよう努めるとともに、文化やスポーツ等の様々な活動を広く周知し、障がいのある方もない方も同じように参加できるよう活動の幅を広げ、地域社会と交流できる場としていきます。
- ＊ 引き続き、IT活用の推進により、障がい者の利便性の向上を図り、豊かな生活の一助となるよう努めます。

第5章

荒川区障がい福祉計画及び荒川区障がい児福祉 計画における成果目標等

第5章 荒川区障がい福祉計画及び荒川区障がい児福祉計画における成果目標等

第1節 第4期荒川区障がい福祉計画の実施状況

- 第4期荒川区障がい福祉計画（平成27年度～29年度）において定めた4つの成果目標及び各活動目標の実施状況と達成に向けた取り組み、その評価と今後の方向性については以下のとおりです。

1 成果目標

（1）施設入所者の地域生活への移行の推進

<成果目標>

第4期の目標	第4期の実績		
	27年度末	28年度末	29年度末 (見込み)
＜施設入所者の減少＞ 平成29年度末時点で120人以下 (25年度末から10人以上減少)	129人	133人	133人
＜地域生活への移行者の増加＞ 平成29年度末までに18人	9人	1人	3人
	(29年度末までに、計13人が移行)		

<取組の状況>

- 入所先への訪問等を行う中で、入所者ご本人とその家族の状況や希望・要望を把握するとともに、在宅サービスを利用することによりグループホームや自宅等、地域生活への移行が可能かどうかを検討し、可能な方から徐々に地域生活への移行を進めているところです。
- 一方で障がいの重度化等により新たに施設入所が必要となる方もいることなどから、平成25年度末時点入所者数（131人）からの減少が達成できていない状況にあります。
- グループホーム設置促進補助等により、平成27年度と平成28年度で、区内の知的障がい者を対象とするグループホームの定員数が計8名分増加しました。また、重度障がい者を受け入れた場合の補助制度を創設しました。

<取組の評価及び今後の方向性>

- 施設入所者の地域生活への移行を促進するため、地域移行支援・地域定着支援を実施できる事業者を増やすとともに、平成30年度から新設される「自立生活援助」も活用し、引き続き、一人でも多くの障がい者が地域で生活を送れるよう、丁寧な

支援を行っていきます。

(2) 入院中の精神障がい者の地域生活への移行【都道府県目標】

注) 都で退院率及び長期入院者数の目標値を設定する項目であり、区における目標値の設定はありません。

<施策の方向>

- 精神障がいについての理解を進めるため、精神保健福祉講演会や家族教室等による普及啓発を推進します。
- 精神障がい者が地域で生活するためには、居住の場の確保が不可欠であり、グループホームの設置を支援します。
- 保健・医療・福祉・司法などの関係機関の連携を推進するため、人材育成・精神保健福祉ネットワーク事業のさらなる推進を図ります。

<取組の状況>

- 精神保健福祉講演会（年3回）・家族教室（年5回）など、こころの健康づくりに関する普及啓発を行いました。
- グループホーム設置促進補助等により、区内の精神障がい者を対象とするグループホームの定員が、平成27年度と平成28年度で16名分拡大されました。
- 精神障がい者ホームヘルプ研修、精神保健福祉ネットワーク会議等の開催により、保健・医療・福祉・司法などの関係機関の連携を確保しています。

<取組の評価及び今後の方向性>

- これまでも普及啓発を行っていますが、障がい者意向調査において、4割以上の精神障がい者が「差別や偏見を感じたことがある」と回答しており、障がい者差別解消を進めていくためにも、精神障がいについての理解をさらに多くの人に広めていきます。
- 引き続き、精神障がい者を対象とするグループホームの設置促進を行っていきます。また、区内で精神障がい者を対象とする短期入所施設が1ヵ所しかいないため、施設の誘致に努めます。
- 第5期荒川区障がい福祉計画において、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムを構築するために「保健・医療・福祉関係者による協議の場」を設置することとされていることから、既存会議の活用も視野に入れ、適切な連携・協議を行っていきます。

(3) 地域生活支援拠点の整備

<成果目標>

- 平成 29 年度末までに、障がい者の地域での生活を支援する拠点等※を少なくとも 1 つ整備する。

※ 「地域生活支援拠点」として、グループホーム又は障害者支援施設に下記の必要な機能を付加した施設を整備する方法と、域内の複数の機関が分担して必要な機能を担い「面的な体制」として整備する方法がある。

[地域生活支援拠点等の整備にあたって求められる機能]

- ・相談（入所・入院先から地域生活への移行、親元からの自立等）
- ・体験の機会・場（一人暮らし、グループホーム等）
- ・緊急時の受け入れ・対応（ショートステイの利便性・対応力向上等）
- ・専門性（人材の確保・育成、連携等）
- ・地域の体制づくり（サービス拠点、コーディネーターの配置等）

<取組の状況>

- 荒川区では、区内の複数の機関が分担して必要な機能を担う「面的体制」としての整備を行うこととしており、個々の機能及び各機能間の連携の強化を進めています。
- 相談機能を担う施設として、新たに平成 28 年 2 月に「精神障害者相談支援事業所 コンパス」を開設しました。訪問相談を中心に行っているほか、ピアスタッフを登用して、年々増加している精神障がい者の相談に応じ、必要な支援につなげています。
- 緊急時の受入れのうち、緊急一時保護を行っていたピアホーム西日暮里は、施設の老朽化に伴い、平成 28 年度末で廃止となりました。並行して、平成 28 年度に、公募により後継施設となる（仮称）東日暮里二丁目障害者グループホームの事業者選定を行いました。平成 29 年度は、代替としてスクラムあらかわにおいて、緊急一時保護事業を実施しています。

【荒川区における面的体制の整備状況（平成 29 年度現在）】

機能	区における体制（★は第 4 期計画中新設したもの）
相談	・アクロスあらかわ ・支援センターアゼリア ・スクラムあらかわ ・精神障害者相談支援事業所 コンパス ★
体験の機会・場	・グループホームの体験入居 等

緊急時の受け入れ・対応	・スクラムあらかわ（短期入所緊急床、緊急一時保護） ・（仮称）東日暮里二丁目障害者グループホーム（緊急一時保護、平成30年秋開設予定）
専門性	・精神障がい者ホームヘルプ研修 ・留守番看護師派遣事業研修会 等
地域の体制づくり	・自立支援協議会

<取組の評価及び今後の方向性>

- 「支援センターアゼリア」「精神障害者相談支援事業所 コンパス」は相談件数を伸ばしているものの、認知度を向上させる取組が必要であり、精神障害者保健福祉手帳の更新時など、様々な機会を捉えて周知を行えるよう工夫していきます。
- 今後設置の検討を進める基幹相談支援センターを中核として、各施設間の連携を強化し、より強固なネットワークとしていきます。

（４）障がいの者の就労促進のための支援

<成果目標>

第4期の目標	第4期の実績		
	27年度末	28年度末	29年度末（見込み）
<福祉的就労から一般就労への移行者数の増加> 平成29年度の移行者を8人以上にする （24年度末の人数の2倍）	5人	10人	10人
<就労移行支援事業利用者数の増加> 平成29年度末の利用者を71人以上にする （平成25年度末37人から6割以上増）	47人	44人	50人
<就労移行支援事業所の就労移行率の増加> 利用者の就労移行率が3割を超える就労移行支援事業所の割合を、平成29年度に全事業所の5割（50%）以上にする	25%	50%	50%

<取組の状況>

- 障害者就労支援センター「じょぶ・あらかわ」の登録者数が年々増えていることもあり、福祉的就労から一般就労への移行者数は、平成28年度時点で目標値を達成しており、平成29年度末も達成できる見込みです。
- 就労移行支援事業の利用者数は、国の定める目標（平成29年度末59人）を下回る見込みとなっており、就労移行支援のさらなる周知と利用の促進が必要です。

- 就労移行支援事業所の就労移行率は、平成 28 年度時点で目標値を達成しており（区内 4 事業所のうち 2 事業所で 3 割以上を達成）、平成 29 年度末も達成できる見込みです。

<取組の評価及び今後の方向性>

- 障害者就労支援センター「じょぶ・あらかわ」及び就労移行支援事業所と区が連携し、障がい者の家族や就労先である企業・事業所への訪問、障がい者本人との面接等を通じて、一般就労に向けての課題を把握して本人と共有するとともに、移行に向けた必要な支援を進めていきます。

また、これにより、就労移行支援事業所の就労移行率の増加にもつなげていきます。

2 サービス見込量

- 「サービス見込量」は、目標達成に向けて現状確認及び今後の方向性の確認を行うべき指標として定めているもので、(1) 障害福祉サービス、(2) 児童福祉法に基づく障がい児を対象としたサービス、(3) 地域生活支援事業について、第4期荒川区障がい福祉計画（平成27年3月）策定時に算出した見込みと実績を評価します。障害福祉サービス等の見込値と実績値は、P136 から P138 に記載のとおりです。

(1) 障害福祉サービス

① 訪問系サービス

利用実績のある居宅介護・重度訪問介護・同行援護の平成28年度の合計の値と比較すると、利用時間については、実績値が見込値より8.7%増加し、利用者数については19.8%増加していることに加え、経年で見ても増加傾向にあり、引き続きサービスの量と質の確保が重要です。

今後とも、障がいの程度に応じて、必要な支援を必要なときに受けられるよう、情報提供や調整を行い、障がい者の日常生活を支えていきます。

② 日中活動系サービス

自立訓練（生活訓練）については、利用者数が減少傾向にあり、就労継続支援（B型）については、利用者数が増加しています。他のサービスの利用人数はほぼ見込みどおりとなりました。

引き続き、障がい者が自立した生活を送れるような支援が重要となります。

③ 居住系サービス

区では、親なき後支援として、東京都の整備補助対象経費以外に、独自補助を行うなど、積極的にグループホームの誘致を行っており、平成27年度以降、区内に5カ所のグループホームが開設されました。

グループホームの利用者は見込みを下回っていますが、障がい者が住み慣れた地域でその人らしい暮らしができるよう、さらに誘致を進めていく必要があります。

④ 相談支援

区内の指定特定相談支援事業所は、平成30年1月に新たに1事業所開設され、全8事業所に増加しました。数値としても、見込値より実績値が大幅に増加しており、引き続き、事業所の新規開設や計画作成率の向上が重要となっています。

さらに、相談件数の増加を見据え、相談体制の強化等を検討する必要があります。

(2) 障害児通所支援・障害児相談支援

- 平成 27 年度から放課後等デイサービスの新規事業所が増加し、見込値より実績値が大幅に増加しています。区では、平成 28 年度から区内事業所の連絡会を行い、情報共有の場の提供及び、区と事業所間の連携強化に努めており、今後とも、サービスの質の向上について検討が必要になります。
- 障害児相談支援についても、見込値より実績値が大幅に増加していることから、体制の強化に向けた検討が必要になります。

(3) 地域生活支援事業

- コミュニケーション支援事業のうち、手話通訳者派遣事業及び対面音訳者派遣事業については、ほぼ見込値どおりの実績となっています。要約筆記者派遣事業については、見込値より実績値が上回っています。
- 日常生活用具給付等事業については、各種目とも概ね見込値どおりとなっています。今後も利用者のニーズや機器の進化等に合わせ、必要に応じた用具の種目や基準額について検討する必要があります。
- 移動支援事業について、利用者数は見込値を若干下回ったものの、利用時間については概ね見込値どおりとなっています。障がい者意向調査においても、知的障がい者・身体障がい者を中心に外出頻度が年々高まっており、障がい者の社会参加促進の観点からも、引き続き支援を実施・推進していく必要があります。

【障害福祉サービスの見込値と実績値の比較】

(各年度 3 月分)

		平成27年度		平成28年度		平成29年度	
		見込	実績	見込	実績	見込	実績見込
訪問系	居宅介護	5,502時間 280人	6,245時間 316人	5,502時間 280人	6,631時間 349人	5,502時間 280人	6,900時間 360人
	重度訪問介護	6,675時間 29人	6,340時間 26人	6,675時間 29人	6,616時間 27人	6,675時間 29人	6,800時間 30人
	同行援護	2,099時間 65人	2,257時間 64人	2,099時間 65人	2,275時間 72人	2,099時間 65人	2,400時間 75人
	行動援護 ※	0時間 0人	0時間 0人	0時間 0人	0時間 0人	0時間 0人	0時間 0人
	重度障害者等 包括支援 ※	0時間 0人	0時間 0人	0時間 0人	0時間 0人	0時間 0人	0時間 0人
日中活動系	生活介護	5,285人日分 264人	5,648人日分 265人	5,385人日分 269人	5,688人日分 273人	5,485人日分 274人	5,533人日分 273人
	自立訓練 (機能訓練)	30人日分 3人	0人日分 0人	30人日分 3人	14人日分 1人	30人日分 3人	49人日分 3人
	自立訓練 (生活訓練)	348人日分 30人	409人日分 29人	382人日分 33人	378人日分 22人	416人日分 36人	229人日分 15人
	就労移行支援	1,063人日分 61人	870人日分 47人	1,150人日分 66人	817人日分 44人	1,237人日分 71人	846人日分 50人
	就労継続支援 (A型)	779人日分 44人	798人日分 41人	867人日分 49人	892人日分 45人	955人日分 54人	850人日分 45人
	就労継続支援 (B型)	3,817人日分 247人	4,840人日分 271人	3,940人日分 255人	5,285人日分 290人	4,063人日分 263人	4,910人日分 296人
	療養介護	21人分	21人分	21人分	20人分	21人分	21人分
	短期入所	996人日分 65人	999人日分 67人	1,074人日分 70人	1,006人日分 73人	1,152人日分 75人	1,022人日分 78人
	福祉型	978人日分 62人	973人日分 63人	1,056人日分 67人	983人日分 70人	1,134人日分 72人	993人日分 74人
	医療型	18人日分 3人	26人日分 4人	18人日分 3人	23人日分 3人	18人日分 3人	29人日分 4人
居住系	共同生活援助	162人	156人	174人	157人	190人	158人
	施設入所支援	126人	131人	123人	132人	120人	133人
相談支援	計画相談支援	10人	169人	21人	226人	24人	240人
	地域移行支援	2人	1人	3人	2人	4人	2人
	地域定着支援	2人	5人	3人	12人	5人	14人

※行動援護、重度障害者等包括支援については、サービスの対象者が限られており、制度開始以来利用希望がないため、見込み及び実績がなく、類似のサービス（移動支援、重度訪問介護）での支給となっています。

【児童福祉法に基づく障害児を対象としたサービスの計画値と実績値の比較】

(各年度 3 月分)

	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
	見込	実績	見込	実績	見込	実績見込
障害児通所支援						
児童発達支援	531人日分 132人	705人日分 157人	571人日分 142人	1,075人日分 204人	611人日分 152人	1,634人日分 265人
放課後等デイサービス	342人日分 36人	981人日分 94人	456人日分 48人	1,495人日分 125人	589人日分 62人	2,272人日分 166人
保育所等訪問支援	2人日分 1人	0人日分 0人	2人日分 1人	0人日分 0人	2人日分 1人	0人日分 0人
医療型児童発達支援	25人日分 4人	63人日分 8人	25人日分 4人	87人日分 11人	25人日分 4人	120人日分 15人
障害児相談支援						
障害児相談支援	3人	10人	6人	62人	9人	70人

【地域生活支援事業の見込値と実績値の比較】

	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
	見込	実績	見込	実績	見込	実績見込
(1)相談支援事業						
①相談支援事業						
相談支援センター	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所
地域自立支援協議会	設置済					
②市町村相談支援機能強化事業	実施					
③住宅入居等支援事業	未実施					
(2)成年後見制度利用支援事業	3人	0人	3人	3人	3人	3人
(3)コミュニケーション支援事業						
①手話通訳者派遣事業	775回	807回	775回	737回	775回	782回
②要約筆記者派遣事業	67回	248回	67回	125回	67回	257回
③対面音訳者派遣事業	42人	31人	42人	36人	42人	38人
(4)手話講習会						
①初級・中級コース受講修了者数	65人	57人	68人	67人	70人	75人
②上級・通訳養成コース受講修了者数	24人	25人	24人	20人	24人	25人
③新規登録手話通訳者	3人	0人	4人	3人	5人	3人
(5)移動支援事業	7,991時間 363人	8,082時間 348人	8,475時間 385人	8,599時間 371人	9,025時間 410人	8,138時間 374人
(6)日常生活用具給付等事業						
①介護訓練支援	14件	6件	14件	9件	14件	15件
②自立生活支援用具	29件	25件	28件	18件	28件	25件
③在宅療養等支援用具	22件	25件	23件	13件	23件	20件
④情報・意思疎通支援用具	41件	59件	38件	38件	39件	40件
⑤排泄管理支援用具	2,712件	2,593件	2,817件	2,789件	2,927件	2,533件
⑥居宅生活動作補助用具	2件	1件	1件	3件	1件	5件
(7)地域活動支援センター	3箇所	3箇所	3箇所	3箇所	3箇所	3箇所
心身障害者福祉センター (荒川たんぽぽセンター)	機能訓練	28人	16人	28人	24人	28人
	グループワーク	5人	5人	5人	5人	5人
	生活訓練	14人	13人	14人	13人	14人
支援センターアゼリア	1日平均来館者数	28人	23人	31人	23人	34人
スクラムあらかわ	年間利用者数	70人	46人	90人	70人	110人
(8)入浴サービス事業	15人	11人	15人	11人	15人	12人
(9)住宅設備改善給付事業	5件	1件	5件	2件	5件	5件
(10)自動車教習事業	2人	3人	2人	1人	2人	2人
(11)自動車改造事業	1人	1人	1人	1人	1人	1人
(12)日中一時支援事業	63人	69人	61人	70人	59人	70人

第2節 第5期荒川区障がい福祉計画及び第1期荒川区障がい児福祉計画の成果目標とサービス見込量

1 成果目標

- 国は、障害者総合支援法に基づく第5期障がい福祉計画及び児童福祉法に基づく第1期障がい児福祉計画（計画期間はともに平成30年度～32年度）の策定にあたり、障害福祉サービス及び相談支援、障害児通所支援及び障害児相談支援、区市町村の地域生活支援事業を提供するための体制の確保が総合的かつ計画的に図られるよう、基本指針を示しています。
- 第5期障がい福祉計画の基本指針では、「施設入所者の地域生活への移行」、「精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築」、「地域生活支援拠点の整備」、「福祉施設から一般就労への移行等」の4点を成果目標に掲げ、それぞれ目標値等を示すことを定めています。
- また、第1期障がい児福祉計画の基本指針では、障がい児支援の提供体制の整備等として、「児童発達支援センターの整備」、「保育所等訪問支援を利用できる体制の確保」、「主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所・放課後等デイサービスを利用できる体制の確保」、「医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置」の4点を成果目標に掲げ、目標値等を示すことを定めています。
- これに基づき、本節では、これまでの当区の実績及び実情を踏まえた上で、東京都の基本的な考え方との整合を図りながら、平成32年度までに達成すべき成果目標の目標値等とサービス見込量を定めています。

（1）施設入所者の地域生活への移行 【関連施策：第4章1－（3）P83】

年度末時点入所者数		平成32年度末 【目標値】 減少見込み [A－B]	平成32年度末 【目標値】 地域生活移行者数 [A] × 9%
平成28年度末 実績 [A] (人)	平成32年度末 【目標値】 [B] (人)		
133	130	3	12

【国の示す成果目標】

- 28年度末における施設入所者の9%以上を平成32年度末までに地域生活へ移行するとともに、32年度末時点における福祉施設入所者を、平成28年度末時点から2%以上減少させることが基本とされています。

【荒川区における成果目標及び方策】

- 施設入所者数については、第4期荒川区障がい福祉計画における実施状況を踏まえ、平成32年度末までに施設入所者を3人減少させることを目標とします。

- 地域生活移行者数については、国の成果目標に沿って、平成 28 年度末における施設入所者の 9 %にあたる 12 人を地域での生活に移行することを目標とします。
- 施設入所者の地域生活への移行を促進するため、地域移行支援・地域定着支援を実施できる事業者を増やすとともに、平成 30 年度から新設される「自立生活援助」も活用し、引き続き、一人でも多くの障がい者が地域で生活を送れるよう、丁寧な支援を行っていきます。

(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

〔関連施策：第4章1－(1) P78、3－(4) P98〕

【国の示す成果目標】

- 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムを構築するため、平成 32 年度末までに、全ての市町村ごとに保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置することが基本とされています。

【荒川区における成果目標及び方策】

- 区では、既存会議の活用も視野に入れ、保健・医療・福祉関係者の適切な連携・協議を行うとともに、指定一般相談支援事業所を増やし、一人一人の生活や思いに寄り添った支援を行っていきます。

(3) 地域生活支援拠点の整備 〔関連施策：第4章1－(1) P78〕

【国の示す成果目標】

- 区市町村において、平成 32 年度末までに、障がい者の地域での生活を支援する拠点等を少なくとも一つ整備することが基本とされています。

【荒川区における成果目標及び方策】

- 荒川区ではすでに面的体制を整備していますが、今後設置の検討を進める基幹相談支援センターを中核として、各施設間の連携を強化し、障がい者個々の状況に応じたきめ細やかな相談、各種の支援及び助言を行っていきます。

(4) 福祉施設から一般就労への移行等 〔関連施策：第4章5－(4) P115〕

① 民間事業所による就労移行支援

項目名 \ 年度	平成 28 年度末 (実績)	平成 32 年度末 【目標値】
a) 一般就労移行者数	10 人	15 人
b) 就労移行支援事業所の利用者数	44 人	59 人
c) 就労移行率 3 割以上の就労移行支援事業所の割合	50 %	50 %
d) 就労定着支援事業による支援開始 1 年後の職場定着率	80 %	80 %

【国の示す成果目標】

- a) 平成 32 年度中に就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数を平成 28 年度実績の 1.5 倍以上にすることを基本とする。
- b) 平成 32 年度末における就労移行支援事業の利用者数を平成 28 年度末から 2 割以上増加することを目指す。
- c) 就労移行率 3 割以上である就労移行支援事業所を、平成 32 年度末までに全体の 5 割以上とすることを目指す。
- d) 各年度における就労定着支援による支援開始から 1 年後の職場定着率を 80% 以上とすることを基本とする。

【荒川区における成果目標及び方策】

- a) 国の成果目標に沿って、平成 28 年度末の一般就労移行者数の 1.5 倍を目標とします。
- b) 第 4 期荒川区実施計画の実施状況を勘案し、就労移行支援事業の利用者数を 59 人とすることを目指す。
- c)引き続き、就労移行率 3 割以上である就労移行支援事業所が全体の 5 割以上となることを目指す。
- d) 国の成果目標に沿って、就労定着支援による支援開始から 1 年後の職場定着率を 80%以上とすることを目指す。
- 障害者就労支援センター「じょぶ・あらかわ」及び就労移行支援事業所と区が連携し、障がい者の家族や就労先である企業・事業所への訪問、障がい者本人との面接等を通じて、一般就労に向けての課題を把握して本人と共有するとともに、移行に向けた必要な支援を進めていきます。また、これにより、就労移行支援事業所の就労移行率の増加にもつなげていきます。

② 区市町村障害者就労支援事業（じょぶ・あらかわ）による就労支援

<区市町村障害者就労支援事業の成果目標について>

- 今回の福祉計画では、区市町村障害者就労支援事業（荒川区の事業としては、障害者就労支援センター じょぶ・あらかわ）を利用した一般就労者の人数及びその方々の支援開始 1 年後の職場定着率の目標値も新たに定めることとなりました。当事業については国の定める成果目標はなく、区市町村で目標を設定することとなっています。

【荒川区における成果目標及び方策】

- じょぶ・あらかわを利用した一般就労者数
過去 3 年間の実績と利用者の割合の伸び率を勘案し、平成 32 年度末の目標値を 319 人に設定しました。

	平成 27 年度末 (実績)	平成 28 年度末 (実績)	平成 29 年度末 (見込み)	平成 32 年度末 【目標値】
じょぶ・あらかわを利用した一般就労者数	238人	243人	298人	319人

- じょぶ・あらかわを利用した一般就労者の支援開始1年後の職場定着率
平成25年度から平成27年度の新規就労者の、1年後の職場定着率の平均値から、平成31年度新規就労者の平成32年度における職場定着率の目標値を85%に設定しました。

(5) 障がい児支援の提供体制の整備等 【関連施策：第4章4－(1) P106】

① 児童発達支援センターの整備

【国の示す成果目標】

- 平成32年度末までに、児童発達支援センターを各区市町村に少なくとも1カ所以上設置することが基本とされています。

【荒川区における成果目標及び方策】

- 荒川たんぽぽセンターの有する専門性を活かし、区内の障がい児やその家族への相談、障がい児を預かる施設への援助・助言等を合わせて行うなど、荒川たんぽぽセンターを児童発達支援センターへと充実する検討を進めていきます。

② 保育所等訪問支援を利用できる体制の確保

【国の示す成果目標】

- 平成32年度末までに、すべての区市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することが基本とされています。

【荒川区における成果目標及び方策】

- 荒川たんぽぽセンターでは、現在でも必要に応じて通所支援利用者が在園する保育園等への訪問等を行っており、児童発達支援センター化により、保育所等訪問支援を実施する検討を進めていきます。

③ 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所・放課後等デイサービスを利用できる体制の確保

【国の示す成果目標】

- 平成32年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1カ所以上確保することが基本とされています。

【荒川区における成果目標及び方策】

- 現在、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所・放課後等デイサービスが区内に1事業所あるため、平成32年度末までに2事業所とすることを目標とします。

④ 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場

【国の示す成果目標】

- 平成30年度末までに、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設置することを基本とすることとされています。

【荒川区における成果目標及び方策】

- 区では、既存会議の活用も視野に入れ、関係機関の協議の場を設置していきます。

2 サービス見込量

第5期障がい福祉計画における「成果目標」の達成に向けて、下記のサービス及び事業の見込量を設定し、定期的な状況確認を行います。また、各サービス等について、実施に関する考え方及び見込量、見込量確保のための方策を定めます。

- (1) 障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス
- (2) 児童福祉法に基づく障害児通所支援・障害児相談支援
- (3) 障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業

＜基本的な考え方＞

国の基本指針に沿って、障がい者が安心して日々の生活を送れるよう、見込量を設定します。

(1) 障害福祉サービス

＜実施に関する考え方及び見込量確保のための方策＞

① 訪問系サービス

第4期までの利用実績や今後の障がい者数の見込み等を踏まえ、サービス見込量を設定します。ケースワークにより、個々の障がい者に必要な利用時間を算定し、見込量の確保を図ります。また、サービス提供事業者に対し、サービスの質の向上に向けた支援等を行っていきます。

② 日中活動系サービス

第4期までの利用実績や今後の障がい者数の見込み等を踏まえ、サービス見込量を設定します。新設される「就労定着支援」については、就労移行支援利用者の見込数から見込量を設定しています。ケースワークにより、障がい者一人一人の特性に合ったサービスの利用を支援し、見込量の確保を図ります。

③ 居住系サービス

第4期までの利用実績や今後の障がい者数の見込み、施設入所者及び長期入院している精神障がい者の地域生活への移行等を勘案し、見込量を設定します。平成30年秋に東日暮里二丁目障害者グループホームが開設される予定ですが、今後もグループホームの設置を促進し、見込量の確保を図ります。

④ 相談支援

第4期までの利用実績や、今後の障害福祉サービス利用者の見込み数等を勘案して見込量を設定します。相談支援事業者の参入促進や、相談支援を担う人材の確保・育成により、見込量の確保を図ります。

【障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスの見込量】
（1ヵ月あたりの利用人数及びサービス量）

○訪問系サービス

種類	平成30年度	平成31年度	平成32年度
居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援	16,498 時間 467 人	16,881 時間 478 人	17,246 時間 488 人

○日中活動系サービス

種類	平成30年度	平成31年度	平成32年度
生活介護	5,744 人日分 276 人	5,798 人日分 279 人	5,854 人日分 281 人
自立訓練（機能訓練）	61 人日分 4 人	61 人日分 4 人	61 人日分 4 人
自立訓練（生活訓練）	399 人日分 26 人	429 人日分 28 人	461 人日分 30 人
就労移行支援	937 人日分 52 人	988 人日分 55 人	1,061 人日分 59 人
就労継続支援（A型）	937 人日分 48 人	989 人日分 51 人	1,044 人日分 54 人
就労継続支援（B型）	5,552 人日分 316 人	5,857 人日分 334 人	6,182 人日分 352 人
就労定着支援	35 人	37 人	39 人
療養介護	20 人	19 人	19 人
短期入所（福祉型）	1,091 人日分 76 人	1,151 人日分 80 人	1,215 人日分 85 人
短期入所（医療型）	29 人日分 4 人	36 人日分 5 人	43 人日分 6 人

○居住系サービス

種類	平成30年度	平成31年度	平成32年度
自立生活援助	40 人	50 人	65 人
共同生活援助	168 人	174 人	180 人
施設入所支援	132 人	131 人	130 人

○相談支援

種類	平成30年度	平成31年度	平成32年度
計画相談支援	261 人	284 人	309 人
地域移行支援	3 人	4 人	5 人
地域定着支援	17 人	20 人	23 人

(2) 児童福祉法に基づく障害児通所支援・障害児相談支援

＜実施に関する考え方及び見込量確保のための方策＞

① 障害児通所支援

第4期までの利用実績や今後の障がい児数の見込み等を踏まえ、見込量を設定します。併せて、児童発達支援及び放課後等デイサービスについては、営利法人の参入により年々事業所数が増加していることから、質の確保に取り組めます。

② 障害児相談支援

第4期までの利用実績や、今後の障害児通所支援利用者の見込数等を勘案して見込量を設定します。相談支援事業者の参入促進や、相談支援を担う人材の確保・育成により、見込量の確保を図ります。

【児童福祉法に基づく障害児通所支援・障害児相談支援の見込量】 (1ヵ月あたりの利用人数及びサービス量)

○障害児通所支援

種類	平成30年度	平成31年度	平成32年度
児童発達支援	1,879 人日分	2,161 人日分	2,485 人日分
	305 人	350 人	403 人
放課後等デイサービス	2,363 人日分	2,457 人日分	2,555 人日分
	173 人	180 人	187 人
保育所等訪問支援	1 人日分	1 人日分	1 人日分
	1 人	1 人	1 人
医療型児童発達支援	127 人日分	143 人日分	159 人日分
	16 人	18 人	20 人
居宅訪問型児童発達支援	2 人日分	2 人日分	2 人日分
	1 人	1 人	1 人

○障害児相談支援

種類	平成30年度	平成31年度	平成32年度
障害児相談支援	78 人	86 人	95 人

(3) 障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業

＜実施に関する考え方及び見込量確保のための方策＞

第4期までの利用実績や今後の障がい者数の見込み等を踏まえ、サービス見込量を設定します。サービス提供事業者に対し、サービスの質の向上に向けた支援等を行い、見込量の確保を図ります。

【障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業のサービス見込量①】
(時点指定のあるものを除き、1年間の見込量)

種類		平成30年度	平成31年度	平成32年度
相談支援事業				
①障がい者相談支援事業				
	実施見込み箇所数	4箇所	4箇所	5箇所
	基幹相談支援センター	検討	検討	設置
②基幹相談支援センター等相談支援機能強化事業		実施有	実施有	実施有
③住宅入居等支援事業		検討	検討	検討
④相談実績				
	障害者福祉課での相談件数	32,555件	35,439件	38,579件
	荒川たんぼセンターでの相談件数	415件	430件	445件
	支援センターアゼリアでの相談件数	26,448件	26,903件	27,366件
	スクラムあらかわでの相談件数	3,032件	3,169件	3,313件
	コンパスでの相談件数	2,675件	2,862件	3,063件
成年後見制度利用支援事業		3人	3人	3人
個人別ライフプラン相談件数		308件	339件	373件
コミュニケーション支援事業				
①手話通訳者派遣事業	(実利用者数)	64人	68人	72人
	(派遣回数)	832回	884回	936回
②要約筆記者派遣事業	(派遣回数)	272回	289回	306回
③対面音訳者派遣事業	(登録者数、各年度3月時点)	38人	38人	38人
	(派遣回数)	122回	122回	122回
手話講習会(手話通訳奉仕員要請コース)				
①初級・中級コース受講修了者数		82人	90人	98人
②上級・通訳養成コース修了者数		26人	27人	29人
③新規登録手話通訳者数		3人	3人	4人
移動支援事業	(月利用時間、各年度3月時点)	9,029時間	9,371時間	9,726時間
	(月利用者数、各年度3月時点)	388人	402人	417人

【障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業のサービス見込量②】
(時点指定のあるものを除き、1年間の見込量)

種類		平成30年度	平成31年度	平成32年度
日常生活用具給付費等事業				
①介護・訓練支援用具		19件	24件	30件
②自立生活支援用具		26件	28件	29件
③在宅療育等支援用具		22件	23件	25件
④情報・意思疎通支援用具		45件	51件	57件
⑤排泄管理支援用具		3,039件	3,184件	3,336件
⑥居宅生活動作補助用具		8件	13件	22件
地域活動支援センター		3箇所	3箇所	3箇所
たんぽぽセンター	機能訓練(登録者数、年度末時点)	23人	23人	24人
	グループワーク(登録者数、年度末時点)	5人	6人	6人
	生活訓練(登録者数、年度末時点)	16人	17人	17人
	在籍者数(年度末時点)	26人	26人	27人
支援センターアゼリア	1日平均来館者数	26人	26人	27人
スクラムあらかわ	年間利用者数	76人	82人	88人
訪問入浴サービス事業		12人	13人	13人
住宅設備改善給付事業		5件	5件	5件
自動車教習事業		2人	2人	2人
自動車改造事業		1人	1人	1人
日中一時支援事業		71人	71人	72人
じょぶ・あらかわ				
登録者数	計	499人	510人	522人
新規就職者数	計	35人	36人	39人
就労継続者数	計	270人	275人	280人
アクロスあらかわ利用者数(延べ)		64,922人	65,571人	66,227人

資料編

資料編

資料1

荒川区障がい者総合プラン策定委員会設置要綱

平成29年3月24日制定
28荒福障第6341号
(副区長決定)

(設置)

第1条 荒川区における市町村障害者計画（障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条第3項に規定するものをいう。）、市町村障害者福祉計画（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第88条第1項に規定するものをいう。）及び市町村障害児福祉計画（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第33条の20第1項に規定するものをいう。）（以下これらを「計画」という。）の策定に当たり、専門家、区民その他関係者の意見を幅広く反映させることにより、障がい者の立場から計画の策定を進めるために、荒川区障がい者総合プラン策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、計画の策定に関し、次に掲げる事項について調査検討を行い、区長に提言する。

- (1) 計画の作成及び推進に関する事項
- (2) 計画の評価及び見直しに関する事項
- (3) その他計画の策定に関し区長が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる者のうちから区長が委嘱し、又は任命する委員30人以内で組織する。

- (1) 学識経験者
- (2) 区民
- (3) 区内の障がい者団体の代表
- (4) 区内の福祉・医療関係団体の代表
- (5) 区内の障がい者就労支援団体の代表
- (6) 区内の相談支援事業者の代表
- (7) 関係行政機関等の職員
- (8) 区職員
- (9) その他区長が必要と認める者

2 前項第8号の委員には、福祉部を担任する副区長、福祉部長、子育て支援部長及び教育部長の職にある者をもって充てる。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から第2条に規定する提言の日までとする。

(委員長等)

第5条 委員長は、第3条第1項第1号の委員のうちから委員の互選により定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

- 3 委員長に事故があるときは、あらかじめ第3条第1項第1号の委員のうちから委員長の指名する者がその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集する。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、意見を聴くことができる。
- 3 委員長は、委員会の傍聴人が乱暴な言動等により、委員会の議事を妨げるときは当該傍聴人に対し、退室を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、福祉部障害者福祉課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、委員会の設置期間の終了日をもって、その効力を失う。

資料1

荒川区障がい者総合プラン策定委員会委員名簿

	区分	役職等	氏名
1	学識経験者	首都大学東京名誉教授	木下 正信
2		東洋大学准教授	高野 聡子
3	当事者相談員	ピア・カウンセラー	高見 和幸
4	障がい者団体	心身障害児者福祉連合会会長	小沢 あや女
5		手をつなぐ親の会会長	伊東 とも子
6		身障児父母の会会長	矢野 勝信
7		のぞみの会会長	大沼 弘子
8		聴覚障害者協会会長	大石 泰延
9		視力障害者福祉協会会長	野田 和義
10		精神障がい者家族会代表	重野 美子
11		障がい児関連の団体代表	島崎 由美子
12	民生委員・児童委員協議会	民生委員・児童委員協議会	杉山 律子
13	福祉・医療関係団体	荒川区医師会	土屋 譲
14	雇用・就労支援関係団体	荒川区心身障害者事業団理事	林 修一
15	相談支援事業者	支援センターアゼリア施設長	高橋 文洋
16	関係行政機関等	ハローワーク足立	橋本 久美子
17		都立墨田特別支援学校	山本 剛
18		都立王子特別支援学校	松井 裕
19		特別支援学級設置校長会会長	津野 澄人
20		荒川区社会福祉協議会	福田 めぐみ
21		副区長	佐藤 安夫
22	区職員	福祉部長	片岡 孝
23		子育て支援部長	青山 敏郎
24		教育部長	阿部 忠資

資料 2**策定経過**

事 項	年月日	内 容
策定委員会	平成 29 年 4 月 1 日	荒川区障がい者総合プラン策定委員会設置
第 1 回 策定委員会	平成 29 年 5 月 22 日	委員紹介、委員長及び副委員長の選任 障がい者総合プラン策定の趣旨説明 前期計画の進捗状況（サービス利用状況等）の報告 統計資料による荒川区内の障がい者の状況の推移分析 これまでの障がい者施策の取組の振り返り 障がい者意向調査（6 月実施）についての説明 今後の検討にあたって各委員から自由な発言と意見交換
障がい者意向 調査の実施	平成 29 年 6 月 5 日～ 20 日	身体・知的・精神障がい者(各手帳所持者)、難病罹患者、 障害児通所支援利用者（手帳不所持者）の生活状況・サー ビス利用状況及び意向の把握
自立支援協議会	平成 29 年 6 月 22 日	自立支援協議会委員からの意見の聴取
第 2 回 策定委員会	平成 29 年 10 月 10 日	障がい者意向調査結果の分析を含めた、前回プランの現 状と課題の共有 障がい者総合プラン（素案）骨子に基づく、施策体系の 再編及び重点的な取組事項についての検討 今後の検討にあたって各委員から自由な発言と意見交換
第 3 回 策定委員会	平成 29 年 11 月 2 日	障がい者総合プラン（素案）の検討 各委員から自由な発言と意見交換
自立支援協議会	平成 29 年 11 月 16 日	自立支援協議会委員からの意見の聴取
福祉・区民生活 委員会	平成 29 年 12 月 4 日	障がい者総合プラン（素案）の報告及び質疑
障がい者団体へ の説明	平成 29 年 12 月 8 日	障がい者団体から意見を聴取
障がい者総合 プラン(素案)の 公表	平成 29 年 12 月 11 日	平成 29 年 12 月 25 日までパブリックコメントを実施 し、区民等から意見公募（あらかわ区報 12 月 11 日号、 荒川区ホームページにおいて周知）
第 4 回 策定委員会	平成 30 年 1 月 11 日	パブリックコメント結果報告 障がい者総合プラン（案）の検討
障がい者総合 プラン	平成 30 年 3 月	障がい者総合プランの策定

資料3 パブリックコメントの実施結果

(1) 募集期間

平成 29 年 12 月 11 日（月）～平成 29 年 12 月 25 日（月）
（15 日間）

(2) 実施方法

荒川区障がい者総合プラン（素案）を障害者福祉課、区役所地下 1 階情報提供コーナーにおいて閲覧に供するとともに、荒川区ホームページに掲載しました。また、平成 29 年 12 月 11 日発行のあらかわ区報でパブリックコメントを周知しました。

(3) 意見提出数

13 人（16 件）

(4) 意見の概要及び意見に対する区の考え方

※計画への反映（◎：新たに記載・修正 ／ ○：既に記載 ／ □：計画の性質から記載せず ／
△：区の考えと異なるため記載せず ／ －：対象外であるため記載せず ／ ●：今後検討）

№	分野	意見の概要	区の考え方	※
1	総合	住み慣れた荒川区で誰もが幸せに暮らせる事を願う。（同様の意見が他に 1 件）	障がい者が尊厳と生きがいを持ちながら、住み慣れた荒川区で自立した生活を営み、幸せを実感することができるよう、施策を進めていきます。	○
2		医療と福祉を総合的に進める新しい施策が求められると思う。	当事者の代表や事業所・雇用・教育・医療等の関連する分野の関係者からなる自立支援協議会において、地域の実情に応じた体制の整備や新たな施策について、協議を行っていきます。	○
3	入所者等の地域生活への移行の支援	地域移行の推進及びグループホーム等からアパートに転宅する際に、物件探しのサポート、保証人のいない利用者への支援、家賃等の助成、見守り支援のような支援策を検討してほしい。	障がい者の状況に応じた居住支援を行うため、関係機関と連携して、本人の意向に沿った地域移行支援及び居住の場の確保に取り組んできました。今後は、平成 30 年度から新設される円滑な地域生活に向けた相談・助言を行う福祉サービスである「自立生活援助」を活用し	○

			つつ、さらに民間賃貸住宅への転居が困難な障がい者に対する支援の仕組みを検討していきます。 また、引き続き、グループホーム入居者に対する家賃助成を行うことにより、入居者の負担軽減を図っていきます。	
4	震災時等への備え	何度かの訓練を通して、実際に機能する福祉避難所とするための態勢準備が急務と思う。	障がい者を対象とした福祉避難所を現在12施設指定し、必要な備蓄品等を計画的に配備しています。また、福祉避難所の設置運営に関するマニュアルを作成し、震災を想定した実践的な訓練を行っています。今後も、マニュアルに基づいた訓練を繰り返し行い、課題の抽出と対応を行っています。 また、各福祉避難所の施設特性に応じた避難対象者の詳細な検討を進めるとともに、新たな備蓄品の購入も進めるなど、震災時への備えを強化していきます。	◎
5	差別解消	障がい者と健常者の交流の場をつくることで、お互いの理解が進み、障がい者差別の解消につながるのではないか。(同様の意見が他に2件)	障がいのある人もない人も共に楽しむことのできる啓発事業や、セミナーの実施、障がい者施設の施設公開の実施、障がい者が制作した芸術作品の展示会の開催等により地域との交流を進めるなど、様々な事業を複合的に推進していきます。 また、様々な機会を捉えてヘルプマークなどの障がい者に関するシンボルマークを区民に周知・啓発することで、困っている方がいれば積極的に声を掛けるなど、思いやりのある行動をする方々が多くいる、あたたかい地域社会の実現を目指します。	○

6	施設整備	知的障がい者がいつまでも荒川区で暮らせるよう、グループホームなどの施設の充実が必要である。	知的障がい者を対象としたグループホームは区内に10か所あり、さらに東日暮里2丁目の区有地に建設される障がい者グループホームについて、平成30年秋の開設に向けて、設置・運営事業所への助言等を行い、円滑な開設を支援していきます。 今後も、グループホームを必要とされている方々が住み慣れた地域のグループホームに入居できるよう、さらに誘致を進めていきます。	○
7		グループホーム設置・増設等が円滑に行えるよう、事業者と関係部署との合同協議の場を設置してほしい。	障がい者等の状況に応じた居住支援を行い、住み慣れた地域でその方らしい暮らしができるよう、関係部署も含めた支援体制の整備を検討していきます。	○
8	在宅系サービス等	高齢障がい者をどのように支えていくかという視点が必要である。(同様の意見が他に1件)	高齢期を迎えた障がい者が、状況に応じたサポートやサービスが受けられるよう、個々の状況に応じたきめ細やかな相談を行うとともに、介護保険と障害福祉サービスの連携を強化していきます。	○
9	障がい児支援	共働き家庭も増えている中で、安心して障がい児を預け、本人の自立支援とともに、障がい児の家族をサポートして欲しい。	障がい児を育てる家庭が安心して子育て出来るよう、「荒川区障がい児通所支援事業所連絡会」を設置し、情報交換を進め、連携強化を図るなど、区内の通所支援事業所全体のサービスの質の向上を目指しております。 引き続き、個々の家庭の状況に応じて、適切に支援していきます。	○

10	社会参加	障がい者の生きがいを醸成する為に「障がい者スポーツの促進」も重点施策としても良いのではないか。	「障がい者スポーツの促進」は重要なことと認識しております。既に、「荒川区スポーツ推進プラン」に基づき、障がい者スポーツフェスティバルの開催や障がい者スポーツサポーターの育成に取り組んでおり、これからも障がいのある人もない人も共に障がい者スポーツに親しめるよう、より多くの区民が障がい者スポーツに親しめるよう、障がい者スポーツを知る・見る・体験する機会を増やしていきます。	○
11		障がい者が社会参加するための支援を続けてほしい。	障がいの種別や程度に関わらず、個々の能力や適性を十分に発揮して、社会の一員としての役割を持ち、自立した生活を送れるよう、これまで、ガイドヘルパーや手話通訳者を派遣するなど、障がい者の自立と社会参加を支援してきました。 今後はさらに、区内施設を活用して障がい者が制作した芸術作品の展示会などを開催し、地域の方々との交流を促進するなど、障がい者が芸術文化に触れる機会や活動に参加する機会の拡充を図ります。	○
12		福祉作業所に対する支援が必要ではないか。	区内の作業所に対する家賃借上げ費補助の対象を平成 29 年度に拡大するなど、経営面でも作業所の運営を支援しています。 また、作業所の売り上げ増加に向けた支援として、自主製品の販売先の開拓や共同受注等のコーディネートを行っています。さらに、新たな製品の開発や販売のための支援を行い、利用者が受け取る工賃の引き上げに結びつけていきます。	○

平成 30 年 3 月発行 登録番号 (29) 0116

荒川区障がい者総合プラン

編集・発行 荒川区福祉部障害者福祉課
〒116-8501 荒川区荒川二丁目 2 番 3 号
電話 03 (3802) 3111 内線 2681